

正副理事長・理事会議次第

日 時 平成 28 年 1 月 14 日(木)13:00～

場 所 神奈川県社会福祉会館 1 階第3会議室

開 会

1 理事長挨拶

2 議題

- (1) 役員選任手続きについて
- (2) 3 月定時総会及び 4 月定時総会の開催について
- (3) 新年懇親会の開催について
- (4) 第 57 関東ブロック保育研究大会について
- (5) その他

3 報告事項

- (1) 全保協情報
- (2) 部会からの報告
- (3) 地域からの報告
- (4) その他

閉 会

1月企画運営委員会次第

日 時 平成28年1月14日(木)14:30～
場 所 神奈川県社会福祉会館 2階第2会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 役員選任手続きについて
 - (2) 3月定時総会及び4月定時総会の開催について
 - (3) 新年懇親会の開催について
 - (4) 第57 関東ブロック保育研究大会について
 - (5) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 15-21,15-22,15-23
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

閉 会

※2月企画運営委員会(予定)

平成28年2月18日(木)14:30～ 神奈川県社会福祉会館 4階第3研修室

一般社団法人神奈川県保育会役員選任手続き(案)

(28.1.14 企画運営委員会配布資料)

期日	企画運営委員会	総 会
1/14 (木)	○役員選任手続き、スケジュール等について	
3/8(火)	○新企画運営委員(民間)の地区選出依頼 (2/19 締切) ○新企画運営委員(民間)名簿の提示 ○委員会推薦理事候補の募集	
4/14(木)	①理事会推薦理事候補者名簿の提案・承認 ・委員会推薦理事候補の募集 ・委員会で同意後、理事会推薦理事候補者名簿に追加 ②監事候補者名簿の提案・承認 ⇒①②候補者名簿を会員へ送付。 総会への出欠票、委任状の返信	
4/23(土)		①理事候補者名簿の提案・承認 ・理事会を組織し、理事から理事長を選任・承認 ・理事長が副理事長、事業別担当理事、職務代理者を指名・報告 ②監事候補者名簿の提案・承認

一般社団法人 **神奈川県保育会地区代表委員の連絡票**

(就任期間：平成28・29年度) 2016.4.1~2018.3.31

選出地区名	市・郡・保育士会
-------	----------

月 日 報告者名 _____

委員氏名		保育園名		公立・私立
所在地	(〒 -)			
電話番号		FAX		
片道旅費の額	保育園 ~ 横浜駅 (片道実費)			円

委員氏名		保育園名		公立・私立
所在地	(〒 -)			
電話番号		FAX		
片道旅費の額	保育園 ~ 横浜駅 (片道実費)			円

委員氏名		保育園名		公立・私立
所在地	(〒 -)			
電話番号		FAX		
片道旅費の額	保育園 ~ 横浜駅 (片道実費)			円

※ 再任の方は、氏名欄のみご記入下さい

※ 未定の地区は、いつ頃決定するのかをお知らせ願います

ブロック別会員数

県東ブロック

地区名	会員数			規程企画委員数	現員	理事会推薦者
	公立	民間	計			
横須賀市	10	21	31	3	4	渡部
鎌倉市	6	14	20	2	4	富田、飯野
逗子市	2	3	5	1	1	
三浦市	0	4	4	1	1	
三浦郡	1	1	2	1	0	
計	19	43	62	8	10	

県央ブロック

地区名	公立	民間	計		現員	理事会推薦者
厚木市	5	16	21		2	
座間市	9	8	17		2	
海老名市	6	8	14		1	
伊勢原市	3	9	12		1	高橋
大和市	4	4	8		1	
綾瀬市	2	4	6		1	三崎
愛甲郡	6	0	6		1	
高座郡	0	3	3		1	
計	35	52	87		10	12

県南ブロック

地区名	公立	民間	計		現員	理事会推薦者
平塚市	10	21	31		3	4 眞壁
藤沢市	16	15	31		3	2
茅ヶ崎市	6	19	25		2	2
計	32	55	87		8	8

県西ブロック

地区名	公立	民間	計		現員	理事会推薦者
小田原市	5	21	26		2	2
秦野市	5	14	19		2	3 山本
南足柄市	1	4	5		1	1
足柄下郡	0	2	2		1	1
足柄上郡	0	5	5		1	1
中郡	2	3	5		1	1
計	13	49	62		8	9

合計	99	199	298		34	39
----	----	-----	-----	--	----	----

中郡

大磯	1	0	1
二宮	1	3	4

15まで1
30まで2
31以上3

一般社団法人神奈川県保育会役員の選任手続きについて

- 現役員の任期は、4月の定時総会までとなっている。
- 今後の選任手続きは、「役員選任規程」に基づき次のとおり。

<理事・理事長の選任>

- ① 理事会で、新任の企画運営委員、正会員の中から、理事候補者の選考を行い、理事会推薦による「理事候補者名簿」を作成し、3月の企画運営委員会に提案して同意を得る。
- ② 3月の企画運営委員会で、自薦又は他薦による理事候補者を募集し、希望者が出た場合は、その場で諮り、同意が得られたら「理事候補者名簿」に加える。
- ③ 「理事候補者名簿」は、4月定時総会開催通知とともに、役員改選議案として会員に送付する。
- ④ 4月定時総会で、役員改選議案を審議。承認後、新理事会を組織し、理事の中から理事長を選任し、総会の承認を受ける。
- ⑤ 承認を受けた理事長は、理事の中から、副理事長、事業別担当理事、理事長職務代理者を指名し、総会に報告する。

<監事の選任>

- ① 理事会で、正会員の中から、監事候補者の選考を行い、理事会推薦による「監事候補者名簿」を作成し、総会の承認を受ける。

一般社団法人神奈川県保育会定時総会の開催日程案について

1 3月定時総会（事業計画・予算案総会）

① 日 時 平成28年3月8日(火)16時～

② 場 所 神奈川県社会福祉会館会議室

③ 議 題

○議 案

- ・ 平成28年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について

○報告事項

④ 当日のスケジュール

- ・ 13:00～ 理事会
- ・ 14:00～ 企画運営委員会
- ・ 16:00～ 総会

2 4月定時総会（役員改選・事業報告・決算総会）

① 日 時 平成28年4月23日(土)11時10分～

② 場 所 神奈川県社会福祉会館会議室

③ 議 題

○議 題

- ・ 一般社団法人神奈川県保育会役員の改選について

○報告事項

- ・ 平成27年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
- ・ その他

④ 当日のスケジュール

- ・ 10:00～ 保育事業大会式典
- ・ 11:10～ 総会
- ・ 14:00～ 研究発表会

※ 4月企画運営委員会 4月14日(木)

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成 28 年度予算への要望を提出
～財務省、厚生労働省及び内閣府へ、保育三団体協議会として要望書を手交～ …… 1
- ・「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」、まとまる
～第3回保育士等確保対策検討会です承～ …… 2
- ・保育所保育指針改定の検討始まる！
～社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第1回）報告～ …… 3
- ・平成 27 年度 都道府県経営協「社会福祉法人制度改革対応セミナー」の開催について …… 5

◆平成 28 年度予算への要望を提出◆

～財務省、厚生労働省及び内閣府へ、保育三団体協議会として要望書を手交～

平成 27 年 12 月 3 日、全国保育協議会・全国私立保育園連盟・日本保育協会で構成する保育三団体協議会は、「平成 28 年度予算への要望」を、財務省、厚生労働省ならびに内閣府へ提出いたしました。

平成 27 年 9 月に政府は、経済最優先を掲げる新政策「新・三本の矢（第一の矢『希望を生み出す強い経済』、第二の矢『夢をつむぐ子育て支援』、第三の矢、『安心につながる社会保障』）」を

発表しています。それと連動して保育の受け皿が拡充され、保育士等確保対策についても追加方策の検討が進められています。そうした中で、担い手の確保や質向上のための体制整備について、実効性を伴った抜本的な改善を実現する財源確保を要望しています。

具体的には、次の3つの柱をもって、要望しています。詳細は添付の要望書をご参照ください。

1. 子ども・子育て支援新制度の目指す「量の拡充」・「質の改善」を実現する総額 1 兆



要望の内容を財務省主計局可部哲生次長（写真左）に説く全保協 万田 康 会長（写真右）

円超の恒久的な財源確保が必要です

2. 保育の質を高めるとともに、喫緊の課題である早期の人材確保に直結する、抜本的な処遇改善を実現する給付が必要です
3. 乳幼児期の教育の無償化は、子ども・子育て支援新制度の推進とは異なる財源による実現が必要です

◆「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」、 まとまる◆

～第3回保育士等確保対策検討会です承～

12月4日に第3回保育士等確保対策検討会が開催され、「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」（以下、「取りまとめ」）が承認されました。

11月16日に開催された第2回検討会には、小島副会長、上村副会長が出席し、本会の以下のような意見を述べています。

基本的な考え方として、保育士不足への対応は、要件の緩和ではなく、処遇改善によって保育士有資格者の確保をすすめる方向性とすべきであること、あわせて、厚生労働省から示された提案項目について、現行の緊急的な要件緩和にとどめることや一定の要件設定をすること等を求めました（全保協ニュースNo.15-20）。

そうした意見を受けたかたちで、今回の「取りまとめ」には「あくまでも待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応とする」と明記されています。また、それぞれに「質確保のための措置」（保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者、子育て支援員研修を修了した者、家庭的保育者等適切な対応が可能な者に限ることとする、等）が付記されています。

また、第3回検討会での構成員からの意見等を受けて、処遇改善をはじめとする更なる保育士確保対策の強化等が盛り込まれています。

【第3回検討会で示された緊急的な対応方針】

1. 朝夕の保育士配置の要件弾力化

- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定する保育士最低2人の配置要件について、本年度に限り特例的に緩和し、朝夕の児童が少数である時間帯において、保育士1名に代え、保育士資格を有しない一定のものを配置することを許容している（地方分権の提案を受けて実施）。
- 平成28年度以降については、省令を改正することにより、各年齢別で定める配置基準により算定される数が2人を下回っており、かつ、朝夕などの児童が少数である時間帯に限り、1人は保育士資格を有さない一定の者も活用可能とする。

2. 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

- 保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内で保育士に代えて活用することができる。

○各教諭の活用にあたっては、

- ・幼稚園教諭については、主に3～5歳児、
- ・小学校教諭については幼保小接続の観点から主に5歳児、
- ・養護教諭については現行の看護師等の取扱いと同様に年齢要件を設けないこととし、各教諭及び保健師、看護師、准看護師あわせて、配置する保育士の3分の1を超えない範囲に限ることとする。

3. 研修代替要員等の加配配置人員における保育士以外の人員配置の弾力化

○11 時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数（例えば15名）を上回って必要となる保育士数（例えば15名に追加する3名）について、保育士資格を有しない一定の者を活用可能とする。

○公定価格上は、研修代替要員をはじめとする以下の保育所における加配人員要件について、現場で柔軟に配置可能とする。

※想定される対象範囲

研修代替要員、年休代替要員、休憩保育士、保育標準時間認定の場合に配置される保育士、主任保育士専任加算による代替保育士

今後、年度内にこの「取りまとめ」に基づいた省令改正などが行われ、平成28年度から実効となる予定です。なお、緊急措置に関する議論は、第3回の議論をもって終了し、今後更なる保育士等確保に関する中・長期的な取り組み（保育士資格の新規取得者確保、保育士の就業継続支援、研修・キャリアアップ、業務の切り分け、離職者の再就職支援等）については、年明け以降に日程調整のうえ、検討を進めるものとされました。

第3回保育士等確保対策検討会資料は、以下のURLよりご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000106237.html>

※第3回検討会での意見を反映させた最終的な「取りまとめ」を本ニュースに添付しています。なお、今後パブリックコメントが行われる予定です。

◆保育所保育指針改定の検討始まる！

～社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第1回）

報告～◆

12月4日、厚生労働省は、社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第1回）〔委員長：汐見稔幸氏 白梅学園大学学長〕を開催し、保育所保育指針改定に関する検討をスタートさせました。

本会村松幹子常任協議員（全国保育士会副会長）が委員として参画し、資料3として示された「保育所保育指針改定に向けた検討課題（例）」に対し意見を述べました。

「保育所保育指針改定に向けた検討課題（例）」

○子ども・子育て支援新制度の施行等に伴う、保育をめぐる環境の変化（利用児童

数の増加、小規模保育等の多様な保育機会の充実等)を踏まえ、全般的にどのような見直しを行うか。

- 乳児保育、3歳未満児保育に関して、この時期の発達の特徴を踏まえつつ、どのように内容を充実するか。
- 幼児期の終わりまでに育てて欲しい姿を踏まえた保育の在り方の検討と、目標に向けた保育課程、指導計画、自己評価をどのように確立するか。
- 養護、健康及び安全に関して、どのように記載し、内容を充実するか。
- 虐待防止に関する内容を含め、保護者支援に関する内容をどのように充実するか。

【村松幹子委員意見】(全国保育協議会常任協議員／全国保育士会副会長)

保育に関する制度が変わり、保育現場も変化してきている。保育士ではない方が保育の現場に入ってくる状況にもある。そのような方たちに、どのような保育を行うのかというビジョンを語れる園長でなければならない。そのために、施設長の責務・資質を書き込むことが必要。

保育にも教育があると私は言ってきたが、法で規定された教育と、保育の教育には違いがあると思う。私たちが子どもたちをどのような大人に育てたいのかというビジョンを持てば、保育における教育が明確になるのではないか。「人間教育」あるいは「全人教育」という言葉で記述されると、保育の現場における教育を力強く発信できるのではないか。

【他の委員の主な意見】

- 今後、保育所には保育補助の役割で、保育士資格のない方が入ってくる可能性がある。そのため、保育所保育指針には、保育士の役割・業務を規定すべき。
- 地域型保育事業も視野に入れるべき。また、0～2歳児の発達にとって大切なこと等、子育て家庭の方にも読んでいただけるような記述であるべき。
- 保育所が担うべき役割とそれに伴う業務を明確にし、それに対応する職員配置が、保育所保育指針をとおして、イメージできるようにすることが望ましい。
- 保育士以外の専門職との連携が見える保育所保育指針とすべき。
- 乳幼児期に大切にすべきことを可視化し、社会全体で共有すべき。
- 施設長に求められるマネジメント能力やリーダーシップと、保育士に求められる保育の能力とは別のものである。その点について書き込むべきではないか。
- 保育の方法として遊びがあるが、なぜ遊びが重要なのか、なぜ遊びが保育の中心なのか、その科学的根拠を書くことが必要。
- 調理員も保育室に入り、子どもたちがどのように食べているのか、直接把握することなどが必要。調理員の役割を明確に記述すべき。
- なぜ遊びが保育の方法として重要なのか、その科学的根拠を書くことが必要。
- 保育所では、養護と教育が一体となった保育が行われており教育がある。制度上学校教育とは呼ばれていないが、3歳以上児の保育については、幼稚園教育要領と整合性がとられていることを記述することにより、保育所に教育は無いとの誤解

が解けるものと思う。

- 保育士に分かりやすい記述にすべき。また、保育士にはさまざまな役割が求められているが、すべてを保育士に担わせることとしてはならない。
- 保育課程、指導計画、自己評価などの様式を、幼稚園教育要領や幼保連携型認定こども園教育・保育要領と整合性をとるべき。

なお、同委員会は、平成28年春頃を目途に中間とりまとめをし、平成28年度末までに新保育所保育指針およびその解説書を取りまとめることとしています。平成29年度を周知期間とし、施行は平成30年度となります。

次回は平成28年1月7日に開催され、その後、概ね月1回程度委員会が開催される見通しです。本ニュースにて逐次検討状況を伝えていく予定です。

◆平成 27 年度 都道府県経営協「社会福祉法人制度改革対応セミナー」の開催について◆

全社協・全国社会福祉法人経営者協議会では、社会福祉法人制度改革による社会福祉法等の改正に対応するべく、標記「社会福祉法人制度改革対応セミナー」を全都道府県で開催予定です。

本セミナーでは、この法改正等により、今後、社会福祉法人に対応が求められる事項について、施行日に向けてのスケジュールも含めて、現段階で集約した情報提供を行うものです。

なお、経営者協議会の会員・非会員を問わず、ご参加いただけます。

詳しい日程等については、全社協・全国社会福祉法人経営者協議会ホームページ（ <http://www.keieikyo.gr.jp/> ）をご覧ください。

平成 27 年 12 月 3 日

厚生労働省 内閣府 財務省

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会

会長 万田 康

公益社団法人全国私立保育園連盟

会長 近藤 遼

社会福祉法人日本保育協会

理事長 大谷 泰夫

平成 28 年度予算への要望

平成 27 年 9 月、政府は、経済最優先を掲げる新政策「新・三本の矢（第一の矢『希望を生み出す強い経済』、第二の矢『夢をつむぐ子育て支援』、第三の矢、『安心につながる社会保障』）」を発表しました。

明日への希望を生み出す強い経済は、礎となる国民一人ひとりの豊かな生活の具現であり、「一億総活躍」の時代を実現するために、第二の矢が目指す目標の達成こそが、要といっても過言ではありません。

子ども・子育て支援を取り巻く環境は、新制度の施行に向けた各自治体の取り組みの進展により、待機児童解消加速化プランの計画値を上回る進捗で急速に拡充が図られてきました。一方で、その現場の担い手の確保や質の確保のための体制整備については緒に就いたばかりであり、実効性を伴った抜本的改善が求められています。

我が国のこれからの担う子どもたちを、適切に育む環境醸成の実現に向けて、平成 28 年度予算について、次のとおり要望します。

1. 子ども・子育て支援新制度の目指す「量の拡充」・「質の改善」を実現する総額 1 兆円超の恒久的な財源確保が必要です
2. 保育の質を高めるとともに、喫緊の課題である早期の人材確保に直結する、抜本的な処遇改善を実現する給付が必要です
3. 乳幼児期の教育の無償化は、子ども・子育て支援新制度の推進とは異なる財源による実現が必要です

1. 子ども・子育て支援新制度の目指す「量の拡充」・「質の改善」を実現する 総額1兆円超の恒久的な財源確保が必要です

- 「質の改善」を伴った子ども・子育て支援の充実を実現するためには、子ども・子育て会議での共通理解でもある、消費税以外の0.3兆円を含む総額1兆円超の財源確保が必要不可欠です。

- 0.3兆円で見込まれる「質の改善」の実施にあたっては、保育現場の喫緊の課題である『人材確保』及びこれに直接影響する『処遇改善』の以下の項目が肝要です。

- ・ 職員の定着・確保を図るための職員給与の改善（+5%）
- ・ 1歳児の職員配置を改善（6：1→5：1）
- ・ 4・5歳児の職員配置を改善（30：1→25：1）
- ・ 保育士等1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置
- ・ 栄養士（非常勤）を配置又は活用して給食を実施する場合に対する費用の措置
- ・ 障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合の、地域の療育支援を補助する者（非常勤）の配置

2. 保育の質を高めるとともに、喫緊の課題である早期の人材確保に直結する、 抜本的な処遇改善を実現する給付が必要です

- 11時間を開所する職員配置に見合った給付に改善してください
- チーム保育等、保育の質の向上のための加配配置を加算評価してください

- 11時間を上限とする保育標準時間に対応するために、現状、3時間分の非常勤保育士分とされている給付を、開所と配置の実態に見合った内容へ改善する必要があります。

- 保育士等が保育に従事している配置状況について、延長保育も含む開所時間の実際に鑑みると、保育士の勤務時間は、ほぼ全てを直接的な保育業務にあたらざるをえず、日々の教材準備や、保育の質の向上のための恒常的な研修を確保できる業務体制の構築が早急な課題です。例えば、幼稚園教諭と同様に、2時間の研修及び教材準備時間が確保されるようにすること等が必要です。

- また、認定こども園及び幼稚園では、「低年齢児を中心として小集団化したグループ教育・保育を実施している場合や、副担任を設けている場合」にチーム保育加配加算がありますが、保育の質の向上のために保育士を加配配置する保育所についても、その取り組みを評価する加算の創設が望まれます。

3. 乳幼児期の教育の無償化は、子ども・子育て支援新制度の推進とは異なる財源による実現が必要です

- 乳幼児期の教育の無償化の更なる拡大は、子育て家庭の負担軽減に直接的に訴えかけるものであり、国民にとって実現が求められることであることは、言を俟ちません。
- しかしながら、待機児童の問題が十分に解消されていない、すべからく我が国の幼児教育が保障されていない状況に鑑みれば、まずもって解消が望まれる課題に対して財源投入することが、現状練るべき建策であると考えます。
- 乳幼児期の教育の無償化にむけては、関係閣僚が平成 27 年 5 月 21 日にとりまとめ、同年 7 月 22 日に方向性が確認された「子ども・子育て支援新制度及び幼児教育無償化に係る平成 28 年度予算編成に向けた基本的な考え方について」のとおり、子ども・子育て支援新制度の進展を目的とした 1 兆円超とは異なる財源による、財政支援が必要です。
- また、上記「基本的考え方」にある、「保育所（0～2 才児）も含めた複数案の試算・検討」にあたっては、利用子どもの保護者がその負担の軽減を実感できる措置が求められます。

保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ

平成 27 年 12 月 4 日
保育士等確保対策検討会

I.はじめに

- 保育の担い手確保については、「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、本年1月に策定した「保育士確保プラン」に基づき、平成29年度末までに追加で必要となる6.9万人の保育士を確保することとしている。

- これまでも、
 - ①**保育士資格の新規取得者の確保**
(地域限定保育士試験など保育士試験の年2回実施、保育士修学資金貸付等)
 - ②**保育士の就業継続支援**
(処遇改善(公定価格上3%相当の処遇改善等加算の実施)、キャリアアップのための研修体制の構築、保育所の勤務環境改善、保育士宿舍借り上げ支援等)
 - ③**離職者(潜在保育士)の再就職支援**
(ハローワークや保育士・保育所支援センターによるマッチング支援等)など様々な手を打ってきており、今後も引き続き取り組んでいく予定である。

- しかしながら、待機児童対策として受け皿拡大を大幅に進めている状況下で、保育士の有効求人倍率は年々高くなり、全国で1.93倍、東京都で5.39倍(27年10月時点)となるなど、保育の担い手の確保は喫緊の課題となっている。

- 平成27年11月26日に一億総活躍国民会議でとりまとめた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」においても、待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育所等の整備拡大量を40万人から50万人に拡大することに併せ、保育士の人材確保や多様な担い手の確保についても盛り込まれており、これまでの対策に加え、より一層の即効的な対応が必要な状況となっている。

- このため、保育における労働力需給に対応するよう、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を拡げるとともに、保育士の勤務環境の改善(就業継続支援)

につなげる必要がある。

- 具体的には、保育士要件に係る以下の3つの項目、すなわち、
 - ①朝夕の保育士配置の要件弾力化
 - ②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用
 - ③研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化について、保育所等における保育士等の採用に間に合うよう、平成27年度中に必要な省令改正等を行い、平成28年度から事業者の選択により実施できることとする。

- なお、原則として、保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであり、その専門的知識と技術をもつ保育士が行うものであることから、この措置は、あくまで待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応とする。

Ⅱ. 緊急的な対応方針

1. 朝夕の保育士配置の要件弾力化

【対応方針】

- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定する保育士最低2人配置要件について、本年度に限り特例的に緩和し、朝夕の児童が少数である時間帯において、保育士1名に代え、保育士資格を有しない一定の者を配置することを許容している（地方分権の提案を受けて実施）。

- 平成28年度以降については、省令を改正することにより、各年齢別で定める配置基準により算定される数が2人を下回っており、かつ、朝夕などの児童が少数である時間帯に限り、1人は保育士資格を有しない一定の者も活用可能とする。

【質確保のための措置】

- 「保育士資格を有しない一定の者」については、質の確保の観点から、
 - ・保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者
 - ・子育て支援員研修を修了した者
 - ・家庭的保育者など、適切な対応が可能な者に限ることとする。

- 以下の2. 3. に定める要件弾力化案を併せて実施する場合においても、保育士を常時1名以上配置することとする。

【考え方及び効果】

- 保育士の確保が難しく、一日のうち保育士2名体制を遵守した勤務シフト作成等の人事管理が困難な状況の中、児童が少数である時間帯について緊急的に保育士要件の弾力化を行うことにより、園児の多い日中のコアタイムに保育士資格者を集中的に配置することが可能となり、保育所全体でみて保育の質の向上につながる。

(参考) 現行の取扱い

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項において、保育所の保育士の数について、「保育所一につき二人を下ることはできない」とされている。
- この保育士最低2人配置要件について、平成27年度においては、地方自治体からの要望を踏まえ、朝夕の時間帯において緊急的に要件の弾力化を行っているところ。
- 今年度も地方分権の提案募集の中で要請が来ており、日本再興戦略(平成27年6月30日閣議決定)でも検討することとされている。

2. 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

【対応方針】

- 保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内で保育士に代えて活用できることとする。
- 各教諭の活用にあたっては、
 - ・幼稚園教諭については主に3～5歳児、
 - ・小学校教諭については幼保小接続の観点から主に5歳児、
 - ・養護教諭については現行の看護師等の取扱いと同様に年齢要件を設けないこととし、各教諭及び保健師・看護師・准看護師あわせて、配置する保育士の3分の1を超えない範囲内に限ることとする。

【質確保のための措置】

- 特に小学校教諭が保育を行う場合には、保育士養成課程における「保育課程論」・「保育の表現技術」(6単位)を履修することが望ましいが、少なくとも子育て支援員研修を受けるなど、保育を行う上で必要な研修等の受講を求めることとする。
- また、幼稚園教諭や養護教諭についても、保育を行う上で必要な研修等の受講を促すこととする。

【考え方及び効果】

- 保育士の確保が困難な状況の中、保育士と近接する職種である幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭を保育士とみなし、限定的に認めることにより、
 - ・幼稚園教諭は3～5歳の教育、小学校教諭は幼保小接続の観点から、多様な者が加わることにより、保育所にとって効果的なものとなるとともに、
 - ・事業者の採用及び人員配置の選択肢を増やすことにつながる。

(参考) 現行の取扱い

- 保育所において、現在は、保育士資格を持つ者が児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことができるが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において、「乳児4人以上を入所させる保育所の保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる」としている。

3. 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

【対応方針】

- 11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数（例えば15名）を上回って必要となる保育士数（例えば15名に追加する3名）について、保育士資格を有しない一定の者を活用可能とする。
- 公定価格上は、研修代替要員をはじめとする以下の保育所における加配人員要件について、現場で柔軟に配置可能とする。
※想定される対象範囲
研修代替要員、年休代替要員、休憩保育士、保育標準時間認定の場合に配置される保育士、主任保育士専任加算による代替保育士

【質確保のための措置】

- 「保育士資格を有しない一定の者」については、質の確保の観点から、
 - ・保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者
 - ・子育て支援員研修を修了した者
 - ・家庭的保育者など、適切な対応が可能な者に限ることとする。その際、これらの者には保育士資格取得を促していくこととする。
- これらの者は、最低基準で配置されている保育士とともに保育にあたり、また、可能なかぎり、一人を超えた配置に配慮しながら実施することとする。

【考え方及び効果】

- 保育士の確保が困難な状況の中、認可基準としての最低基準を満たしつつ、かつ、一定の要件の下、保育士資格を有しない一定の者の活用を可能とすることにより、保育士の勤務シフト等の人事管理を柔軟に行うことが可能になる（その際、日中のコアタイムの保育の質確保に最大限配慮することが必要）。

（参考）現行の取扱い

- 保育所において、11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数（例えば15名）を上回って必要となる保育士数（例えば15名に追加する3名）の確保を求めており、これを満たさない場合は、指導監査の対象となる。
- この一定の保育士については、公定価格上基本分や加算要件として認めている研修代替要員や休憩保育士等の加配人員が該当している。

Ⅲ.要件弾力化に当たっての全般的な留意事項

- 各要件弾力化案の実施にあたっては各自治体による条例改正等により行われるものであるが、保育所だけでなく、地域型保育事業や延長保育等においても、それぞれの特性を踏まえつつ対応を行うこととする。
- 特にⅡ 2. Ⅱ 3. の取扱いについては、団体ヒアリングにおいて一部慎重な意見が出されたことも踏まえ、運用上も、質の確保に影響を及ぼさないよう配慮しながら行うことが必要である。
- 保育の質の観点から、一定期間において都道府県等から勧告や改善命令等を受けている事業者については、各要件弾力化案の実施を認めないこととする。
また、各要件弾力化案について、厚生労働省は、今後、実施自治体・事業者の事例等を十分把握した上で、保育の質への影響を継続的に検証していくこととする。
- 今回の緊急的な対応により、保育士資格を有しない一定の者を活用するにあたっては、保育士が保育の業務に専念できるよう、保育に直接的に関係のない事務作業等は、保育士以外の保育補助者が実施するなど、業務分担を見直すことが望まれる。
これに関連して、国としても保育士の負担を軽減するための支援を行うことが必要である。
- また、国は、今回の緊急的なとりまとめに係る対策にとどまることなく、引き続き、保育士の処遇改善をはじめとする更なる保育士確保対策の強化に取り組むべきである。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成27年度補正予算案が閣議決定される
 ～保育人材確保のための新規項目が増加～…………… 1

◆平成27年度補正予算案が閣議決定される

～保育人材確保のための新規項目が増加～◆

平成27年12月18日、政府は平成27年度補正予算案を閣議決定しました。

待機児童解消をさらに拡充させるための保育所・認定こども園等の整備や、保育人材の確保等を柱として、厚生労働省では1,224.8億円、内閣府では92.7億円が計上されました。

1. 待機児童解消を確実なものとするための認可保育所の整備等 (510.7億円)

平成29年度末までに必要となる保育の受け皿整備を、40万人から50万人に拡大し、「待機児童解消加速化プラン」に基づく認可保育所等の整備など、2年間前倒しをはかることとなりました。

(1) 保育所等の整備支援 (383.1億円)

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備などの実施に要する費用の一部を補助。補助率を1/2から2/3にかさ上げし、自治体の取り組みへの支援を増強。

- ・保育所等整備事業
- ・小規模保育事業整備事業【新規】

(2) 保育所等の改修支援 (118.4億円)

賃貸物件等の既存建物の改修によって保育所等の設置に要する費用を補助。上記

- (1) と同様の補助率かさ上げ。
- ・賃貸物件による保育所改修費等支援事業
- ・小規模保育改修費等支援事業

(3) 防音対策のための補助 (9.2億円)

近隣住民等に配慮した防音対策として、保育所等（既存園を含む）の防音壁設置にかかる費用を補助。

・保育所等防音壁設置事業【新規】

2. 保育人材確保のための取組の推進等

保育士の業務負担軽減のため、保育補助者の雇上費についての貸し付けや、事務の省力化のための保育所のICT化を支援することにより、勤務環境の改善をはかるとともに、資格所得のための修学資金貸付の強化や潜在保育士の再就職時の就職準備金等について貸し付けを行うこととなりました。

また、保育士の人件費について、国家公務員の給与改定に準じた内容を公定価格に反映することにより、保育士等のさらなる待遇改善をはかることとなりました（待遇改善分は内閣府予算に計上）。

(1) 保育所等におけるICT化の推進

（保育所等における業務効率化推進事業【新規】（148.1億円））

保育所等において、特に業務負担となっている書類作成業務について、ICT（コンピューター等による情報通信技術の活用）化推進のための保育システム（指導計画やシフト表作成等）の購入や、事故防止や事故検証に必要な子どもの見守りのためのカメラの設置に必要な費用を支援。

【補助率】	国3/4、地方1/4
【補助単価】	ICT化推進：システム購入費 最高100万円（1事業所あたり） カメラ設置：最高10万円（1事業所あたり）

(2) 保育士修学資金貸付等事業による保育士確保策の強化（566.0億円）

①保育士修学資金貸付事業【改善】（155.0億円）

指定保育士養成施設に在学し、保育士の資格取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする。

【貸付額】	月額5万円以内（貸付期間は2年間） 貸付の初回に入学金として20万円以内、卒業時に就職準備金として20万円以内をそれぞれ加算
【返還免除】	保育士として5年以上従事したときは、修学資金の返還を免除

※今般の変更点：国の負担割合（補助率）の引き上げ

現行：国 3/4、都道府県又は指定都市 1/4

↓

今般補正での改善：国 9/10、都道府県又は指定都市 1/10

②保育補助者雇上支援事業【新規】（353.0億円）

保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸し付けを行う。

【補助率】	国9/10、都道府県又は指定都市1/10
【貸付額】	保育補助者に係る貸金 295.3万円（年額）
【保育補助者の業務】	保育所等に勤務する保育士の補助
（具体例）	保育日誌の記入、翌日の準備、定期的な行事の準備及び当日対応、保育士との共同による保育の実施 など
【貸付条件】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付申請時において、保育補助者が保育士資格取得を目指すことが確認できる書類（雇用契約書や誓約書等）を提出すること ・ 一定の研修（子育て支援員等）を受講している者か、それと同等以上であると市町村長が認める者であること ・ 保育補助者の配置による具体的な勤務環境等の改善計画を実施主体に提出し、かつ、当該計画に基づき改善を行うこと <p style="text-align: right;">など</p>
【返還免除】	<p>保育補助者を採用後、当該保育補助者が原則として<u>3年以内</u>に保育士資格を取得又はこれに準じた*場合は、<u>貸付金の返還を免除</u></p> <p>※要件は現在厚労省にて検討中</p>

③未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業【新規】（14.0億円）

未就学児をもつ潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者）が、保育士として保育所への勤務を希望する場合、当該保育士の未就学児を保育所等に優先的に入所させるとともに、当該保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部について貸し付けを行う。

【補助率】	国9/10、都道府県又は指定都市1/10
【貸付額】	保育料（1月当たり最高5.4万円）の半額（貸付期間は1年間を限度）
【貸付条件】	当該潜在保育士の子どもを保育所等に優先入所させるとともに、それが確認できるものを提出すること
【返還免除】	当該潜在保育士が <u>当該保育所等において2年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除</u>

④潜在保育士の再就職支援事業【新規】（44.0億円）

潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者）が、保育士として保育所に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸し付けを行う。

【補助率】	国9/10、都道府県又は指定都市1/10
【貸付額】	就職準備金20万円（1回を限度）
【返還免除】	当該潜在保育士が当該保育所等において2年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除

(3) 保育士等の待遇改善（92.7億円 ※内閣府予算に計上）

保育士の人件費について、国家公務員の給与改定に準じた内容を公定価格に反映することにより、保育士等の待遇改善をはかる。

	本俸基準額	人件費（年額）
平成27年度 当初	197,268円	約363万円
平成27年度 補正	199,920円（+2,652円）	約370万円（+1.9%の改善）

※平成26年度の国家公務員給与改定（人事院勧告反映）分の+2.0%と、平成27年度分公定価格における処遇改善等加算の+3.0%と合わせ、累計で約7%の改善。

別添、資料と併せてご確認ください。

平成27年度補正予算（案）保育対策関係予算の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

（平成27年度補正予算（案））

1,224.8億円【厚生労働省予算に計上】

92.7億円【内閣府予算に計上】

- 女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大し、「待機児童解消加速化プラン」に基づく認可保育所等の整備などの前倒しを図る（安心こども基金を積み増して実施）。
- 新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設する。
- 近隣住民等に配慮した防音対策のため、保育所等の防音壁設置に係る費用の一部を補助する。
- 保育士の業務負担軽減のための保育補助者の雇上費についての貸付や、事務の省力化のための保育所のICT化を支援することにより、勤務環境の改善を図るとともに、資格取得のための修学資金貸付の強化や潜在保育士の再就職時の就職準備金等について貸付を行う（貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除）。
- 保育士等の人件費について、国家公務員の給与改定に準じた内容を公定価格に反映することにより、待遇改善を図る（内閣府予算に計上）。

1 待機児童解消を確実なものとするための認可保育所の整備等

女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大し、「待機児童解消加速化プラン」に基づく認可保育所等の整備などの前倒しを図る（安心こども基金を積み増して実施）。

また、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、防音対策を必要とする保育所等の防音壁設置に係る費用の一部を補助することにより、施設整備への早期着手や更なる保育所等の設置促進を図る。

1. 保育所等の整備支援

38,313百万円

子育て支援対策臨時特例交付金
（安心こども基金）

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備などの実施に要する経費について、子育て支援対策臨時特例交付金により安心こども基金を積み増すこととする。また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育所等の整備を推進する。

また、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する。

- ・ 保育所等整備事業
- ・ 小規模保育整備事業【新規】

2. 保育所等の改修支援

11,835百万円

子育て支援対策臨時特例交付金
(安心こども基金)

賃貸物件等の既存建物を改修することにより、保育所又は小規模保育事業所の設置に要する経費について、子育て支援対策臨時特例交付金により安心こども基金を積み増すこととする。また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育所等の設置促進を図る。

- ・ 賃貸物件による保育所改修費等支援事業
- ・ 小規模保育改修費等支援事業

3. 防音対策のための補助

919百万円

保育所等整備交付金

近隣住民等に配慮した防音対策のため、保育所等(既存園を含む。)の防音壁設置に係る費用を補助することにより、施設整備への早期着手や更なる保育所等の設置促進を図る。

- ・ 保育所等防音壁設置事業【新規】

2 保育人材確保のための取組の推進等

保育士の業務負担軽減のための保育補助者の雇上費についての貸付や、事務の省力化のための保育所のICT化を支援することにより、勤務環境の改善を図るとともに、資格取得のための修学資金貸付の強化や潜在保育士の再就職時の就職準備金等について貸付を行う(貸付については、一定の条件満たした場合に返還免除。)

また、保育士の人件費について、国家公務員の給与改定に準じた内容を公定価格に反映することにより、保育士等の待遇改善を図る(内閣府予算に計上)。

1. 保育所等におけるICT化の推進

14,807百万円

保育対策総合支援事業費補助金

保育所等における保育士の業務負担軽減を図るため、負担となっている保育以外の業務について、ICT化推進のための保育システム(指導計画やシフト表の作成等)の購入に必要な費用を支援する。

また、保育所等における事故防止や事故後の検証のため、子どもの見守りのためのカメラの設置に必要な費用を支援する。

- ・ 保育所等における業務効率化推進事業【新規】
補助率 国3/4、市町村1/4

2. 保育士修学資金貸付等事業による保育士確保策の強化

56,598百万円

保育対策総合支援事業費補助金

保育士の業務負担軽減のための保育補助者の雇上費についての貸付により、勤務環境の改善を図るとともに、資格取得のための修学資金貸付の強化や潜在保育士の再就職時の就職準備金等について貸付を行う（貸付については、一定の条件満たした場合に返還免除。）

・保育士修学資金貸付等事業

① 保育士修学資金貸付事業

指定保育士養成施設に在学し、保育士の資格取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする。

【補助率】 国9/10、都道府県又は指定都市1/10

※ 補助率をこれまでの3/4から9/10に引き上げる。

【貸付額】 月額5万円以内（貸付期間は2年間）

貸付の初回に入学金として20万円以内、卒業時に就職準備金として20万円以内をそれぞれ加算。

【返還免除】 保育士として5年以上従事したときは、修学資金の返還を免除。

② 保育補助者雇上支援事業【新規】

保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸し付けを行う。

【補助率】 国9/10、都道府県又は指定都市1/10

【貸付額】 保育補助者に係る賃金（最高2,953千円（年額））

【返還免除】 保育補助者を採用後、当該保育補助者が原則として3年以内に保育士資格を取得又はこれに準じた場合は、貸付金の返還を免除。

③ 未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業【新規】

未就学児をもつ潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者）が、保育士として保育所への勤務を希望する場合、当該保育士の未就学児を保育所等に優先的に入所させるとともに、当該保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部について貸し付けを行う。

【補助率】 国9/10、都道府県又は指定都市1/10

【貸付額】 保育料（1月当たり最高54,000円）の半額（貸付期間は1年間を限度）

【返還免除】 当該潜在保育士が当該保育所等において2年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除。

④ 潜在保育士の再就職支援事業【新規】

潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者）が、保育士として保育所に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸し付けを行う。

【補助率】 国9/10、都道府県又は指定都市1/10

【貸付額】 就職準備金 20万円（1回を限度）

【返還免除】 当該潜在保育士が当該保育所等において2年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除。

3. 保育士等の待遇改善

9,271百万円

子どものための教育・保育給付費補助金（内閣府予算）

保育士の人件費について、国家公務員の給与改定に準じた内容を公定価格に反映することにより、保育士等の待遇改善を図る。

※保育士について、平均1.9%の給与の改善。

**平成27年度補正予算(案)
【保育課予算参考資料】**

待機児童解消を確実なものとするための認可保育所の整備等

(平成27年度補正予算(案)：510.7億円)

目的

待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育の受け皿整備を40万人から50万人に拡大し、「待機児童解消加速化プラン」に基づき認可保育所等の整備などの前倒しを図る。

事業概要

- 待機児童解消加速化プラン（平成29年度末までに保育の受け皿拡大を約40万人）は、市町村の積極的な取組により、約45.6万人に拡大する見込みとなっているため、当初の拡大量からの増加分である約5.6万人分の認可保育所の施設整備費等を支援。
- 待機児童は低年齢児（0～2歳児）に多いことから、新たに小規模保育事業所の施設整備費についても補助対象とする。
- 近隣住民等に配慮した防音対策として、保育所等（既存園を含む。）に防音壁の設置に要する経費を支援。

対象事業

- 【施設整備】(※) 保育所等整備事業 (2.8万人分) 【383.1億円】
- 【改修費】(※) 賃貸物件による保育所改修等支援事業、小規模保育改修費等支援事業 (2.8万人分) 【118.4億円】
- 【その他事業】 保育所等防音壁設置事業 【9.2億円】

実施主体

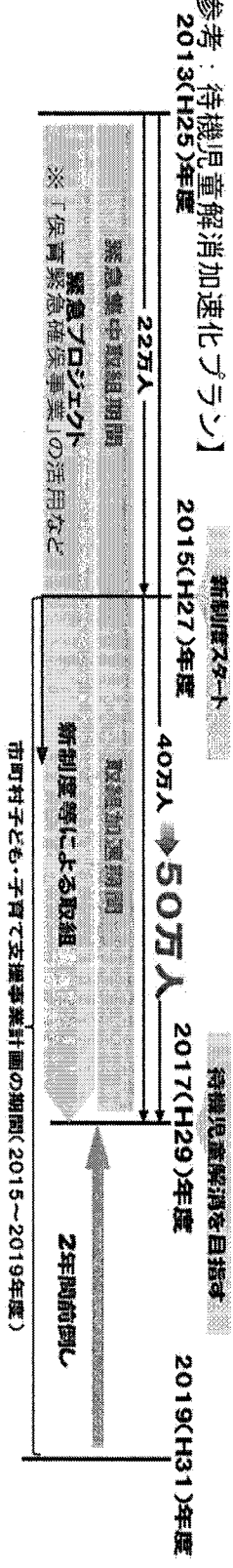
市町村（特別区含む。）

- * 「施設整備」及び「改修費」については、都道府県の「安心子ども基金」に積み増しを行い実施。
- * 「その他事業」については、保育所等整備交付金の一事業として実施。

補助率

1/2 (※待機児童解消加速化プランに参加する場合は2/3)

【参考：待機児童解消加速化プラン】



保育所等におけるICT化推進等について

保育所等における業務効率化推進事業

(平成27年度補正予算(案)：148.1億円)

【概要】

保育所等における保育士の業務負担軽減を図るため、負担となっている書類作成業務について、ICT化推進のための保育システム(指導計画やシフト表の作成等)の購入に必要な費用を支援する。

また、保育所等における事故防止や事故後の検証のためのカメラの設置に必要な費用を支援する。

【実施主体】 市町村

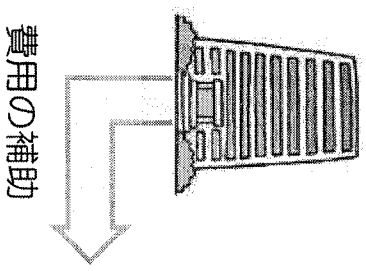
【補助率】

国 3/4 地方 1/4

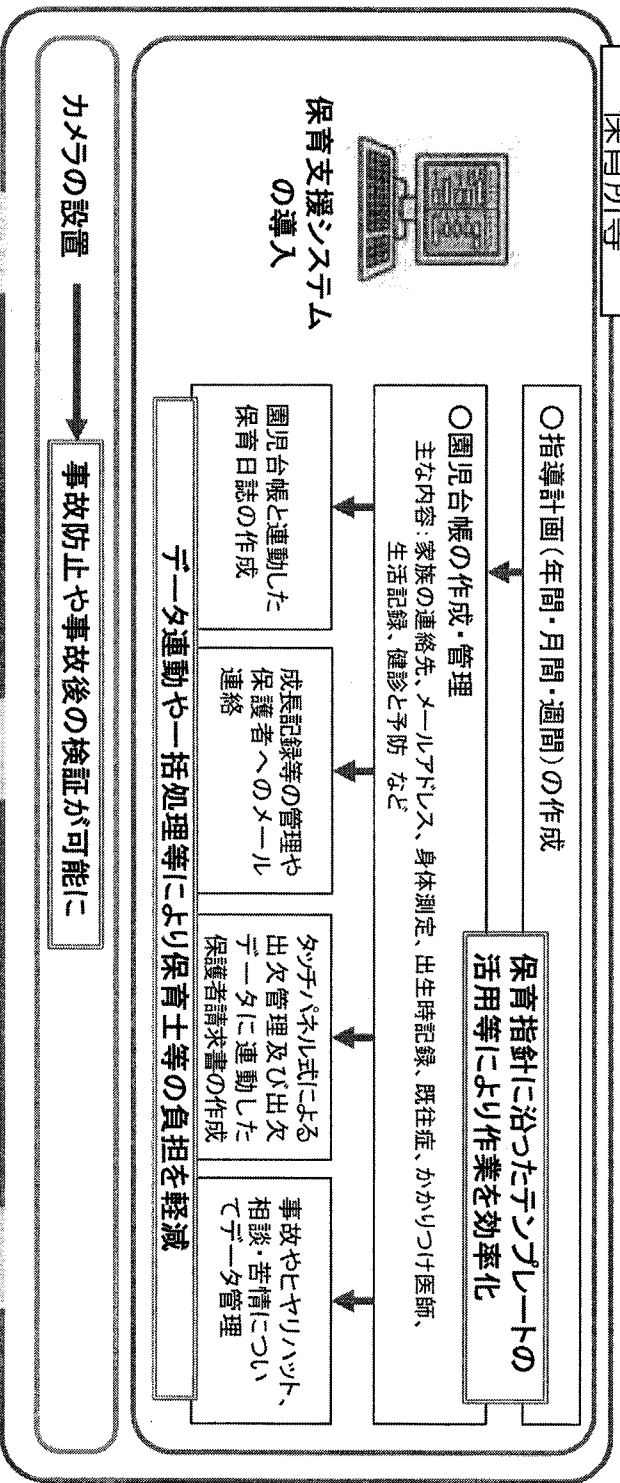
【補助単価】

- ・ICT化推進：システム購入費 最高100万円(1か所当たり)
- ・カメラ設置：最高10万円(1か所当たり)

【自治体】



費用の補助



書類作成効率化による勤務環境改善

保護者とのコミュニケーションの向上

安全な環境

保育人材確保のための取組の推進

保育士修学資金貸付等事業

(平成27年度補正予算(案) : 566.0億円)

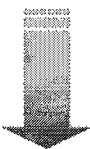
- ☆保育士修学資金貸付等事業により保育士確保策を強化する
- ☆補助率を9/10に嵩上げて実施
- ☆勤務環境改善のための保育補助者の雇上費や保育料の一部、就職準備金の貸付けメニューを新たに創設

改善	新規	新規	新規
<p>1. 保育士修学資金貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○ 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除 <p>※補助率は現行3/4→9/10に引き上げ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けメニューを創設し、保育士の負担を軽減 ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに、未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けメニューを創設し、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに、潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けメニューを創設し、保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除
<p>○ 貸付額(上限) 5万円(月額)</p> <p>ア 学費 20万円(初回に限る)</p> <p>イ 入学準備金 20万円(最終回に限る)</p> <p>ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)</p> <p>エ 生活費加算 4.2万円程度(月額)</p> <p>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間は最長3年間 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間は1年間 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額(上限) 就職準備金 20万円
<p>2. 保育補助者雇上支援</p> <p>～保育士の負担を軽減～</p>	<p>3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援</p> <p>～保育料の一部を支援～</p>	<p>4. 潜在保育士の再就職支援</p> <p>～就職準備金による掘り起こし～</p>	

【実施主体】 都道府県・指定都市

- ①5年間(指定保育士養成施設等卒業者)
- ②2～3年間(その他)

保育所等に勤務



借り受けた修学資金等の返済を全額免除。



保育士修学資金貸付事業

(平成27年度補正予算(案)：155億円)

(保育士修学資金貸付等事業予算案 566億円の内数)

【目的】

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする

【貸付対象者】

児童福祉法第18条の6に規定する指定保育士養成施設に在学する者

【実施主体】

都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む）

【貸付額】

- 月額5万円以内（貸付期間は2年間を限度）
- 貸付の初回に入学準備金として20万円以内、卒業時に就職準備金として20万円以内をそれぞれ加算
- ※ 貸付利子は無利子
- ※ 貸付申請時に生活保護受給世帯等の者については、生活費の一部として加算あり

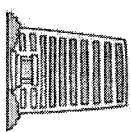
【修学資金の返還免除】

貸付けを受けた者が、指定保育士養成施設卒業から1年以内に保育士登録を行い、修学資金の貸付けを受けた都道府県又は指定都市の区域内等の保育所等において保育士として5年以上従事したときは、修学資金の返還を免除

【補助率】

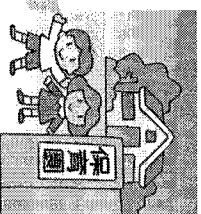
国：9/10 地方：1/10 ※国の負担割合を現行3/4→9/10に引き上げ

【実施主体】



○保育士養成施設で受講
(2年間。ただし、夜間・通信制は3年間)

卒業 ↓

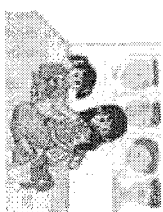


○保育所等に保育士として勤務

(途中で他産業に転職、自己都合退職等)

5年間

貸付金の返済を
全額免除



貸付金を実施
主体に返還

【保育士養成施設の学生】

保育補助者雇上支援事業

(平成27年度補正予算(案) : 353億円)

新

(保育士修学資金貸付等事業予算案 566億円の内数)

【目的】 保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けを行う。

【実施主体】

都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む）

【貸付額】

保育補助者に係る資金（最高2,953千円(年額)）※貸付期間は3年間を限度

【保育補助者の業務】

保育所等に勤務する保育士の補助

（具体例）保育日誌の記入、翌日の準備、定期的な行事の準備及び当日対応、保育士との共同による保育の実施 など

【貸付条件】

- ・貸付申請時において、保育補助者が保育士資格取得を目指すことが確認できる書類（雇用契約書や誓約書等）を提出すること
- ・一定の研修（子育て支援員等）を受講している者か、それと同等以上であると市町村長が認める者であること
- ・保育補助者の配置による具体的な勤務環境等の改善計画を実施主体に提出し、かつ、当該計画に基づき改善を行うこと など

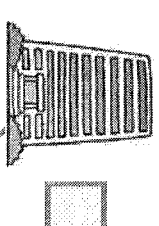
【貸付金の返還免除】

保育補助者を採用後、当該保育補助者が原則として3年以内に保育士資格を取得又はこれに準じた場合は、貸付金の返還を免除

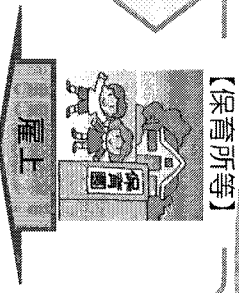
【補助率】

国：9/10 地方：1/10

【実施主体】



貸付



【保育所等】

保育士の勤務環境改善⇒離職防止

○保育所等において保育士の補助

- ・保育日誌の記入
- ・翌日や行事に向けた準備と対応
- ・保育士との共同による保育の実施 など



保育士資格取得

・保育士として引き続き勤務
・貸付金の返済を全額免除

- ・修学資金貸付による受講費支援
- ・保育士試験の受験対策費用の一部補助



※子育て支援員研修等

研修受講

【保育補助者】

保育の担い手の裾野を拡げ保育士増加へ

○保育士養成施設で受講修了
(夜間・通信制は3年間)

○保育士試験合格
又は

保育士資格を取得せずに離職



貸付金を実施主体に返還

未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業

(平成27年度補正予算(案)：14億円)

新

(保育士修学資金貸付等事業予算案 566億円の内数)

【目的】

未就学児をもつ潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者）が、保育士として保育所への勤務を希望する場合、当該保育士の未就学児を保育所等に優先的に入所させるとともに、当該保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部について貸付けを行う

【実施主体】

都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む）

【貸付額】

保育料（1月当たり最大54,000円）の半額 ※貸付期間は1年間を限度

【貸付条件】

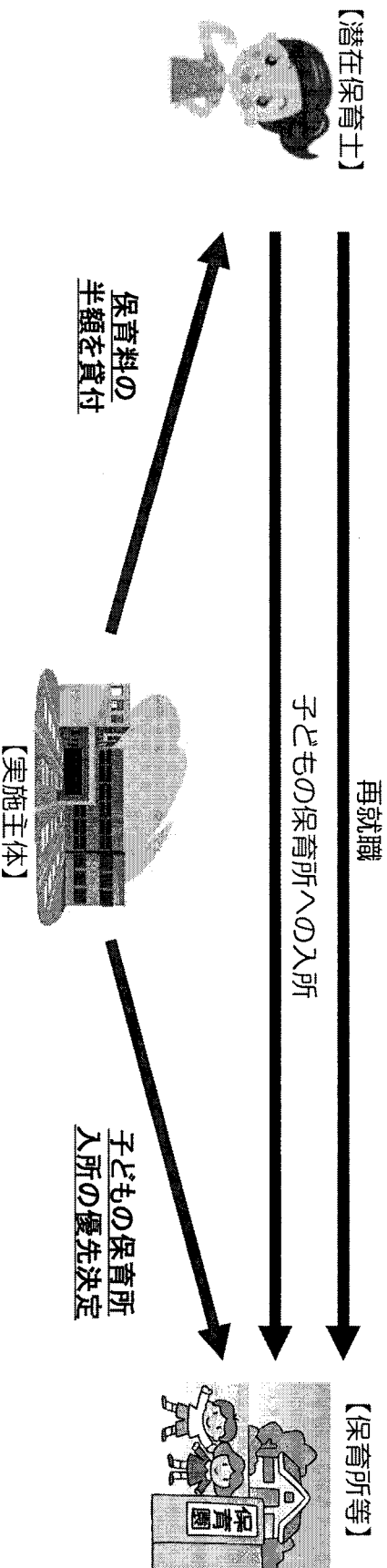
当該潜在保育士の子どもを保育所等に優先入所させるとともに、それが確認できるものを提出すること

【貸付金の返還免除】

当該潜在保育士が当該保育所等において2年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除

【補助率】

国：9/10 地方：1/10



潜在保育士の再就職支援事業

(平成27年度補正予算(案) 4.4億円)

新

(保育士修学資金貸付等事業予算案 566億円の内数)

【概要】

潜在保育士(保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者)が、保育士として保育所に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付けを行う

【実施主体】

都道府県又は指定都市(都道府県又は指定都市が適当と認める団体を含む)

【貸付額】

就職準備金 20万円 (1回を限度)

【貸付条件】

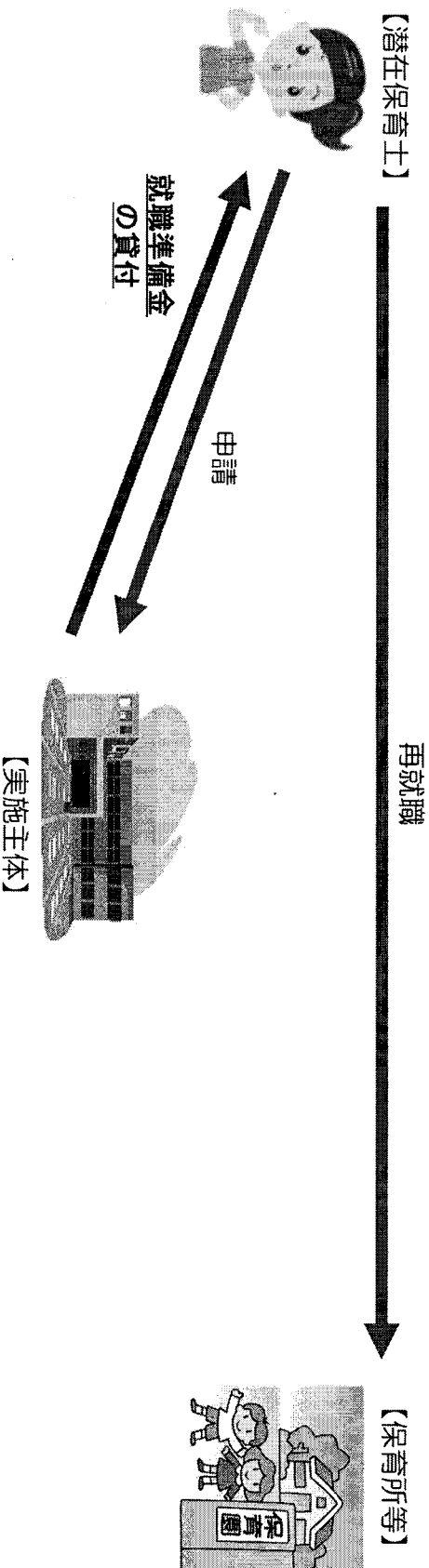
貸付申請時において、就職準備金の用途を明示すること
(具体例) 宿舍借上げに伴う礼金や仲介手数料、通勤用自転車の購入費 など

【貸付金の返還免除】

当該潜在保育士が当該保育所等において2年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除

【補助率】

国：9/10 地方：1/10



保育士等の処遇改善

～合計約7%の改善～

○平成27年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ（27年度補正、28年度当初）

格付け	本俸基準額		人件費（年額）	
	平成27年度当初	平成27年度改定後	平成27年度当初	平成27年度改定後
保 育 士（福）1-29	197,268円	199,920円 （+2,652円）	約363万円	約370万円 （+1.9%）

○平成26年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ

格付け	本俸基準額		人件費（年額）	
	平成26年度当初	平成26年度改定後	平成26年度当初	平成26年度改定後
保 育 士（福）1-29	195,228円	197,268円 （+2,040円）	約356万円	約363万円 （+2.0%）

※平成26年度末に、保育所運営費の差額を平成26年4月に遡及して支弁 ⇒ 保育士等に対して一時金などで支給

○平成27年度の公定価格における処遇改善等加算

新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じ、3%を加算

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成28年度 保育関係予算（案）が閣議決定される…………… 1

◆平成28年度 保育関係予算（案）が閣議決定される◆

政府は、12月24日に平成28年度予算(案)を、閣議決定しました。

27年度補正予算案(全保協ニュースNo.15-22、2015年12月22日号で既報)と同様に、『待機児童解消のための施設等整備支援』、『人材確保や離職防止対策』、『人事院勧告を反映した処遇改善(給与改定)に資するための公定価格への反映』、『収入が低い多子世帯への利用者負担の軽減(無償化)』などが柱となっています。

その概要を、下記のとおり新規事業を中心にまとめました。

全体像ならびに詳細は、別添資料2点をご参照ください。

(1) 待機児童解消等の推進に向けた取り組み【その1】

(保育所等の整備支援[534.2億円。27年度補正時554.3億円])

- ① 27年度補正予算に引き続き、待機児童解消加速化プランの保育量拡大(40万人→50万人)にともなう施設整備費を確保(7.2万人分。27年度補正での2.8万人分と合わせて10万人分を確保)。
- ② また、27年度補正に引き続いて補助率をかさ上げ(国負担2分の1→3分の2)し、地方負担を軽減して、整備を促進。
- ③ 27年度補正予算案から創設された、小規模保育事業所の整備補助ならびに保育所等の防音壁設置費用補助を継続。
- ④ 昨今の資材費及び労務費の値上がりをふまえ、補助基準額を2.2%増額。

(2) 待機児童解消等の推進に向けた取り組み【その2】

(小規模保育等改修費支援等〔174.4億円(27年度補正時は199.5億円)〕)

① 「保育所等設置促進事業」が創設された。

内容は、土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、『土地借料の一部を社会福祉法人以外にも支援』するもの。

(3) 保育の量拡大を支える保育士の確保

① 「保育補助者雇上強化事業」が、新規事業として創設された(予算額：118億円)。

その内容は、保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の配置に必要な費用を支援。

27年度補正予算案に計上された、保育補助者雇上費貸付支援と合わせた活用が可能。

要件等は、次のとおり。

- ・ 保育補助者の業務： 保育所等に勤務する保育士の補助
(具体例) 保育日誌の記入、翌日の準備、定期的な行事の準備及び当日対応、保育士との共同による保育の実施など
- ・ 実施主体： 市町村
- ・ 補助率： 国3/4、都道府県1/8、市町村1/8
- ・ 基準額： 2,215千円(1人当たりの年額。短時間〔6時間〕勤務者)
- ・ 条件： (ア) 1施設につき、保育補助者1名を追加配置した場合に支給する
(イ) 保育補助者には、保育士修学資金貸付等を活用し、保育士資格の取得に努めること
(ウ) 一定の研修(子育て支援員等)を受講している者か、それと同等以上であると市町村長が認める者であること
(エ) 短時間正社員制度の導入など、職員の雇用管理や職場環境の改善を積極的に行っている保育事業者であること
(オ) 保育事業者は、保育補助者の配置による具体的な改善計画を実施主体に提出し、かつ、当該計画に基づき改善を行うこと

(4) 28年度予算における教育・保育給付の充実

① 賃借料加算の充実

現行の公定価格における賃借料加算を、実勢に対応した水準に見直す。

② 保育士等の待遇改善

平成27年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善（保育士平均+1.9%）を、平成28年度の公定価格にも反映する。

③ チーム保育推進加算の創設

保育所の公定価格にチーム保育推進加算を創設し、チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。

※加算の概要

・ 以下の場合に1名分の保育士人件費相当分を加算。

(ア) 必要保育士数（公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置

(イ) チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築

(ウ) 職員の平均勤続年数が15年以上

(エ) 加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること

注： 職員の平均勤続年数15年以上の施設が対象

→ 私立保育所全体の10.6%が対象と推計

④ 多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化（幼児教育の段階的無償化等）

年収360万円未満の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化する。

さらに、年収360万円未満のひとり親世帯等については、第1子の保育料を半額、第2子の保育料を無償化する。

平成28年度保育対策関係予算（案）の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

（平成27年度予算）

（平成28年度予算（案））

7,975億円 → 9,294億円【子どものための教育・保育給付費
負担金等の内閣府予算を含む】

914億円 → 987億円【うち厚生労働省予算】

- 女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大し、新たに企業主導型の保育事業や小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所の整備などによる受入児童数の拡大を図る。
- 保育士確保のための保育士資格取得支援や再就職支援等のほか、保育補助者の雇上げの更なる支援や若手保育士の離職防止のための巡回支援、人材交流等によるキャリアアップ体制の整備や学生の実習支援など、保育人材確保対策を強力に支援する。
- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、新たに事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大等を支援する（内閣府予算に計上）。
- 保育の受け皿拡大を推進するため、現行の公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準に見直す（内閣府予算に計上）。
- 保育所の公定価格にチーム保育推進加算を創設し、チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る（内閣府予算に計上）。
- 平成27年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善（保育士平均+1.9%）を平成28年度の公定価格にも反映する（内閣府予算に計上）。
- 年収360万円未満の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化する
さらに、年収360万円未満のひとり親世帯等については、第1子の保育料を半額、第2子の保育料を無償化する（内閣府予算に計上）。

1 待機児童解消等の推進に向けた取組

女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大し、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

1. 保育所等の整備支援

53,421百万円 (55,431百万円)

保育所等整備交付金

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3) (※) して、保育所等の整備を推進する。

また、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助するとともに、防音対策を必要とする保育所等の防音壁設置に係る費用の一部を補助することにより、施設整備への早期着手や更なる保育所等の設置促進を図る。

※ 平成28年度は、「1. 保育所等の整備支援」、「2. 小規模保育等改修費支援」及び安心こども基金の残高活用により、約7.2万人の受け皿拡大を図る。

※ 保育所緊急整備事業及び認定こども園整備事業(幼稚園型)について、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、補助基準額を2.2%増額。

- ・ 保育所緊急整備事業 (※)
- ・ 認定こども園整備事業 (幼稚園型)
- ・ 小規模保育整備事業 (※) 【新規】

(参考) 【平成27年度補正予算(案)】

(待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等)

○ 保育所等の整備支援

38,313百万円

子育て支援対策臨時特例交付金

(安心こども基金)

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備などの実施に要する経費について、子育て支援対策臨時特例交付金により安心こども基金を積み増すこととする。また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3) して、保育所等の整備を推進する。

また、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する。

※ 保育所等、小規模保育事業所の施設整備及び改修により、約5.6万人分の受け皿拡大を図る。

○ 防音対策のための補助

919百万円

保育対策総合支援事業費補助金

近隣住民等に配慮した防音対策のため、保育所等(既存園を含む。)の防音壁設置に係る費用を補助することにより、施設整備への早期着手や更なる保育所等の設置促進を図る。

2. 小規模保育等改修費支援等

17,440百万円 (19,952百万円)

保育対策総合支援事業費補助金

賃貸物件等の既存建物を改修することにより、保育所又は小規模保育事業所等の設置に要する経費について、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3) (※) して、保育所等の設置促進を図る。

※ 平成28年度は、「1. 保育所等の整備支援」、「2. 小規模保育等改修費支援」及び安心こども基金の残高活用により、約7.2万人の受け皿拡大を図る。

- ・ 賃貸物件による保育所改修費等支援事業 (※)
- ・ 小規模保育改修費等支援事業 (※)
- ・ 幼稚園の長時間預かり保育改修費等支援事業 (※)
- ・ 認可化移行改修費等支援事業 (※)
- ・ 家庭的保育改修費等支援事業 (※)
- ・ 保育所設置促進事業【新規】

土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、土地借料の一部を社会福祉法人以外にも支援する

(参考)【平成27年度補正予算(案)】

(待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等)

○ 保育所等の改修支援

11,835百万円

子育て支援対策臨時特例交付金
(安心こども基金)

賃貸物件等の既存建物を改修することにより、保育所又は小規模保育事業所の設置に要する経費について、子育て支援対策臨時特例交付金により安心こども基金を積み増すこととする。

また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育所等の設置促進を図る。

※ 保育所等、小規模保育事業所の施設整備及び改修により、約5.6万人分の受け皿拡大を図る。

2 保育の量拡大を支える保育士の確保

保育士確保のための保育士資格取得支援や再就職支援等のほか、保育補助者の雇上げの更なる支援や若手保育士の離職防止のための巡回支援、人材交流等によるキャリアアップ体制の整備や学生の実習支援など、保育人材確保対策を強力に支援する。

1. 保育の量拡大を支える保育士の確保

20,578百万円 (7,700百万円)

保育対策総合支援事業費補助金
子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

① 保育士確保対策

- ・ 保育士・保育所支援センター設置運営事業【一部新規】

保育士・保育所支援センターにおいて実施している、潜在保育士への就職支援、保育所に勤務する保育士等への相談支援、保育所の潜在保育士活用支援等の実施に加え、更なる保育士確保策の推進を図るため、都道府県が保有する保育士登録簿を活用して把握した潜在保育士に対し、定期的な求人情報や就職説明会等の案内を行うための費用の一部を補助することにより、保育所等への就職に向けたアプローチを積極的に行う。

- ・保育士宿舍借り上げ支援事業
保育士用の宿舍を借り上げるために必要な費用の一部を支援することで、保育士の人材確保や離職防止を図る。
- ・保育体制強化事業
保育士の負担軽減を図り、保育士の就業継続・離職防止や質の高い保育の提供に繋げるため、保育に係る周辺業務を担う保育支援者（地域住民や子育て経験者など）の配置。
- ・保育士養成施設に対する就職促進支援事業
指定保育士養成施設の保育所等への就職内定率が前年度の保育所等就職率（全国平均）を上回った割合に応じて、当該取組に要した費用の一部を助成。

② 保育士資格取得と継続雇用の支援

- ・認可外保育施設保育士資格取得支援事業
認可外保育施設に勤務する保育従事者の保育士資格取得支援のため、保育士養成施設における受講料(1/2相当)と受講に伴い必要となる代替職員の雇上に必要な費用の一部を補助。
- ・保育士資格取得支援事業
 - ① 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得のため、保育士養成施設における受講料(1/2)の一部補助。
 - ② 保育所等保育士資格取得支援事業
保育所等に勤務する保育従事者の保育士資格取得のため、保育士養成施設における受講料(1/2)の一部補助。
- ・保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園に従事する保育教諭を確保するため、幼稚園教諭免許状を有する者に対して保育士資格の取得を支援するため、保育士養成施設における受講料(1/2)と受講に伴い必要となる代替職員の雇上に必要な費用の一部補助。
- ・保育士修学資金貸付事業 ※平成27年度補正予算に計上
- ・保育士試験追加実施支援事業
保育の量的拡大を支える保育士を確保するため、地域限定保育士試験を実施する自治体に対して、当該試験の準備に必要な費用補助。
- ・保育士試験による資格取得支援事業
保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助（雇用保険における教育訓練給付制度利用者は対象外）。
また、地域限定保育士試験を実施する自治体に対し、当該試験受験対策のための直前講座を開催するための費用を支援。
- ・保育補助者雇上強化事業【新規】
保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の配置に必要な費用を支援。
実施主体 市町村
補助率 国3/4、都道府県1/8、市町村1/8
国3/4、指定都市1/4
補助基準額 2,215千円（1人当たり）

- ・若手保育士や保育事業者への巡回支援事業【新規】
 - 公立保育所のOB・OGやソーシャルワークの専門職等を活用し、保育所等に勤務する経験年数の短い保育士に対し、保育現場におけるスキルアップや保護者対応等、当該保育士へ助言指導を行うため、保育所等への巡回支援を行う。
 - また、保育所等におけるICT化の推進、保育士の業務負担軽減及び保育所等の事業運営の高度化を図るための保育事業者に対する助言指導、保育事故防止や保育の質確保に関する助言指導等を行うため、保育所等への巡回相談を行う。
 - 実施主体 都道府県又は市町村
 - 補助率 国1/2、都道府県又は市町村1/2
 - 補助基準額 4,064千円（職員1人当たり）
 - ・保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業【新規】
 - 保育所等の施設間や小規模保育事業所と連携施設となる保育所間等において、保育士等の人材交流や実地派遣研修を実施し、キャリアアップ等による定着促進を図る。
 - また、指定保育士養成施設の学生を受け入れる際に、実習指導に当たる保育士等が研鑽を積むことにより、保育士等の更なるキャリアアップを図るとともに、質の高い実習体験による実習生の保育所等への就職意欲の促進を図る。
 - 実施主体 市町村
 - 補助率 国3/4、市町村1/4
 - 補助基準額 研修代替費用 6,120円（職員1人1日当たり）
人材交流調整費用
実習受入費用 10,000円（1人当たり）
- ③ 保育士の質の向上と保育人材確保ための研修
- ・保育の質の向上のための研修事業
 - 保育所の職員等を対象に、質の高い保育を安定的に提供するべく、保育の専門性向上を図るための研修。
 - ・新規卒業者の確保、就業継続支援事業
 - 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修。
 - ・保育所保育士研修等事業
 - 保育所において指導的立場にある職員等の資質向上を図るため、保育所長、主任保育士等を対象とする研修。
 - 実施主体 国（民間団体に委託）
 - ・保育士試験合格者に対する実技講習【新規】
 - 実務経験のない保育士試験合格者を対象に、就業前の不安を軽減し、継続して保育所等に勤務することができるよう実技講習の実施。
 - 実施主体 都道府県又は市町村
 - 補助率 国1/2、市町村1/2
 - ・保育実習指導者に対する講習【新規】
 - 指定保育士養成施設の学生に対し、保育所等において実習指導を行う者を対象に、指導者の資質向上を目的とした研修の実施。
 - 実施主体 都道府県又は市町村
 - 補助率 国1/2、市町村1/2

(参考) 【平成27年度補正予算(案)】

(保育人材確保のための取組の推進等)

○ 保育所等におけるICT化の推進

14,807百万円

保育対策総合支援事業費補助金

保育所等における保育士の業務負担軽減を図るため、負担となっている保育以外の業務について、ICT化推進のための保育システム(指導計画やシフト表の作成等)の購入に必要な費用を支援する。

また、保育所等における事故防止や事故後の検証のため、子どもの見守りのためのカメラの設置に必要な費用を支援する。

○ 保育士修学資金貸付等事業による保育士確保策の強化

56,598百万円

保育対策総合支援事業費補助金

保育士の業務負担軽減のための保育補助者の雇上費についての貸付により、勤務環境の改善を図るとともに、資格取得のための修学資金貸付の強化や潜在保育士の再就職時の就職準備金等について貸付を行う(貸付については、一定の条件満たした場合に返還免除。)

3 事業所内保育など企業主導の保育所の整備・運営等の推進

待機児童解消加速化プランに基づき、新たに事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設する。

拠出金率の上限を0.25%に引上げ(現行に+0.1%)、法定する。拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成28年度は0.20%(+0.05%)とする。

1. 企業主導型保育事業運営費助成金

30,870百万円

年金特別会計子ども・子育て支援勘定
仕事・子育て両立支援事業費補助金(内閣府予算)

設置・運営に市区町村の関与を必要とせず、複数企業による共同利用を可能とするなど柔軟な実施を可能とした事業所内保育の設置を促進し、企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する。

- ・ 既存の事業所内保育の空き定員を活用した保育サービスも対象
- ・ 週2日程度就労などの、多様な就労形態に対応した保育サービスも対象
- ・ 地域の保育所等に入所するまでの間など、必要とする期間に応じた受入も対象
- ・ 延長・夜間・休日保育等の多様な保育を必要に応じて実施
- ・ 地域枠の設定は自由
- ・ 企業主導型保育事業による保育の受け皿拡大は、約5万人分を上限とする。

実施主体 法人(公募により選定)

補助率 定額(10/10相当)

補助基準額 子ども・子育て支援新制度の各種単価を参考に設定

2. 企業主導型保育事業整備費助成金

48,783百万円

年金特別会計子ども・子育て支援勘定
仕事・子育て両立支援事業費補助金（内閣府予算）

事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設し、平成29年度末までに約5万人程度の受け皿整備に伴う整備費、改修費の一部を支援する。

実施主体 法人（公募により選定）

補助率 国3/4、設置者1/4

補助基準額 整備費 109,800千円（東京都などの都市部、定員21～30名の場合）

改修費 27,000千円（1施設当たり）

3. 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

381百万円

年金特別会計子ども・子育て支援勘定
仕事・子育て両立支援事業費補助金（内閣府予算）

多様な働き方をしている労働者を念頭に、子育てしやすい環境づくりのため、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育ての両立支援による離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する。

・ 残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格（補助額2,200円：双生児の場合は加算（補助額9,000円））でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援するため、その利用料の一部を助成する。

・ 企業負担 大企業10%、中小企業5%

実施主体 法人（公募により選定）

補助率 定額（10/10相当）

4 子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）

子ども・子育て支援新制度により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

1. 子どものための教育・保育給付

642,818百万円（595,914百万円）

子どものための教育・保育給付費負担金（内閣府予算）

① 施設型給付

保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付により、就学前児童が教育・保育施設から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

※公立分については、地方財政措置により対応。

② 地域型保育給付

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など多様な事業の中から利用者が選択できる地域型の給付により、就学前子どもが事業者から受けた保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

※ 平成28年度予算（案）における充実等

① 賃借料加算の充実

保育の受け皿拡大を推進するため、現行の公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準に見直す。

② 保育士等の待遇改善

平成27年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善（保育士平均+1.9%）を平成28年度の公定価格にも反映する。

③ チーム保育推進加算の創設

保育所の公定価格にチーム保育推進加算を創設し、チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。

④ 多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化（幼児教育の段階的無償化等）

年収360万円未満の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化する。

さらに、年収360万円未満のひとり親世帯等については、第1子の保育料を半額、第2子の保育料を無償化する。

2. 地域子ども・子育て支援事業（保育関係）	98,176百万円（94,210百万円）
	子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）
	33,974百万円（31,279百万円）
	子ども・子育て支援交付金の一部（内閣府予算）
	2,501百万円（ - ）
	子ども・子育て支援整備交付金の一部（内閣府予算）

市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業に要する費用について財政支援を行う。

① 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するための経費

② 延長保育事業

残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。 ※公立分については、地方財政措置により対応。

③ 病児保育事業【一部新規】

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。

また、子育て世帯のニーズが高い病児保育事業の普及を図るため、新たに病児保育事業を実施するために必要となる施設・設備整備に係る費用を支援

- ・ 病児保育の拠点となる施設に看護師等を配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、病児を保育するために必要となる看護師雇上費等を支援

④ 一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、保育所等で乳幼児を一時的に預かる事業を推進する。

⑤ その他（多様な主体の参入促進事業、実費徴収に伴う補足給付を行う事業）

3. 認可を目指す認可外保育施設への支援等 **7,200百万円（15,995百万円）**
 子どものための教育・保育給付費補助金（内閣府予算）

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

- ① 認可化移行運営費支援事業
- ② 幼稚園長時間預かり保育事業

5 認可外保育施設への支援

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用及び設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助することのほか、以下の事業により財政支援を行う。

1. 認可を目指す認可外保育施設への支援 **1,034百万円（1,019百万円）**
 保育対策総合支援事業費補助金

認可外保育施設が保育所または認定こども園へ移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用等について財政支援を行う。

- ・ 認可化移行調査費等支援事業
- ・ 認可化移行移転費等支援事業

2. 認可外保育施設の衛生・安全対策 **19百万円（16百万円）**
 保育対策総合支援事業費補助金

認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に必要な経費を一部助成することにより、利用児童の衛生及び安全を確保する。

- ・ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

3. 事業所内保育施設への支援

4,061百万円 (5,139百万円)

労働保険特別会計

事業所内保育施設の設置促進のため、設置・運営に係る経費を助成する。

6 その他の保育の推進

1. 民有地マッチング事業

26百万円 (25百万円)

保育対策総合支援事業費補助金

土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

2. 広域的保育所等利用事業【一部新規】

210百万円 (120百万円)

保育対策総合支援事業費補助金

近隣に入所可能な保育所等が見つからない児童に対し、自宅から遠距離にある保育所等でも通所を可能にするため、保護者にとって利便性のよい場所にある学校や児童館などに市町村が設置するこども送迎センターを中心とし、原則、各保育所等の保育士等が付き添いのもと、送迎バス等により児童の送迎の実施に要する費用の一部を補助する。

また、新たに都市部においては園庭の確保が困難であることを踏まえ、保育所等から遠距離にある公園の利用を可能にするため、送迎バス等により公園までの児童の送迎の実施に要する費用の一部を補助する事業を実施する。

3. 保育環境改善事業

75百万円 (77百万円)

保育対策総合支援事業費補助金

保育所において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児・病後児保育（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な経費の一部を助成する。

4. 家庭支援推進保育事業

789百万円 (789百万円)

保育対策総合支援事業費補助金

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数（40%以上）受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う。

5. 事故情報の集約等 4百万円 (5百万円)
本省費

保育所等における重大事故の再発防止のため、事故情報の集約、事後検証等を実施する。

6. 子どもの預かりサービスに係る安全確保業務 8百万円 (7百万円)
本省費

子どもの預かりサービスの安全性を確保するため、マッチングサイト運営者のガイドライン遵守を促し、子どもの預かりサービスを行う事業者のガイドラインの適合状況の確認等を実施する。

7. ベビーシッター派遣事業 ※企業主導型ベビーシッター利用者支援事業に移行
0百万円 (80百万円)
ベビーシッター派遣事業費補助金

8. 子育て支援員研修 654百万円 (653百万円)
子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

9. 子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進
301百万円 (399百万円)
子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行及び子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施する。

10. ECEC Network事業への参画【新規】 27百万円 (—)
本省費

OECDにおいて計画されている保育・幼児教育の従事者に関する調査に参加し、保育・幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。

平成28年度保育対策関係予算(案)の概要 (参考資料)

保育所等整備交付金

【平成28年度予算案：534億円（554億円）】

【趣旨】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに約50万人の受け皿を拡大するうち、平成28年度は、約7.2万人を確保。
- 市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。
- 待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育所等の整備を推進する。

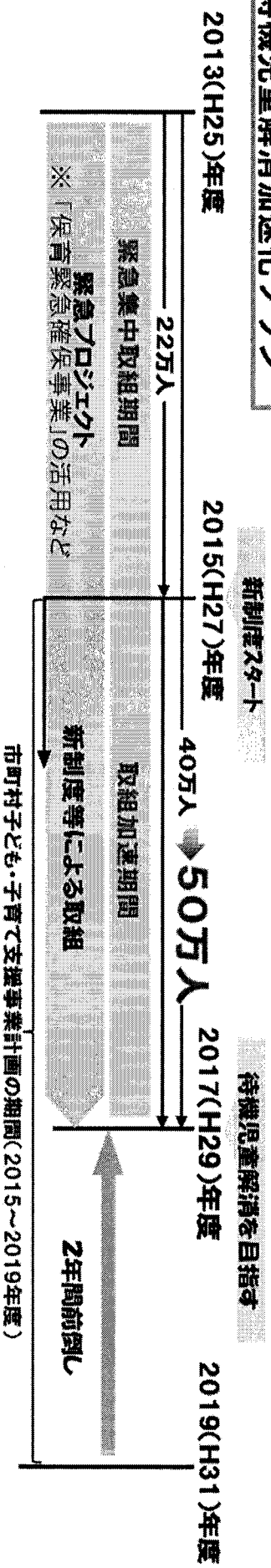
【対象事業】

- 保育所緊急整備事業【449億円（518億円）】
 - ・ 保育所の創設、増築、老朽改築等
- 待機児童解消加速化プランに参加するなどの要件に該当する場合は、補助率の嵩上げを実施。
- 認定こども園整備事業（幼稚園型）【41億円（37億円）】
 - ・ 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設、増築、老朽改築等
- 小規模保育整備事業【新規】【44億円】
 - ・ 小規模保育の創設、増築、老朽改築等

【実施主体】 市町村（特別区含む。）

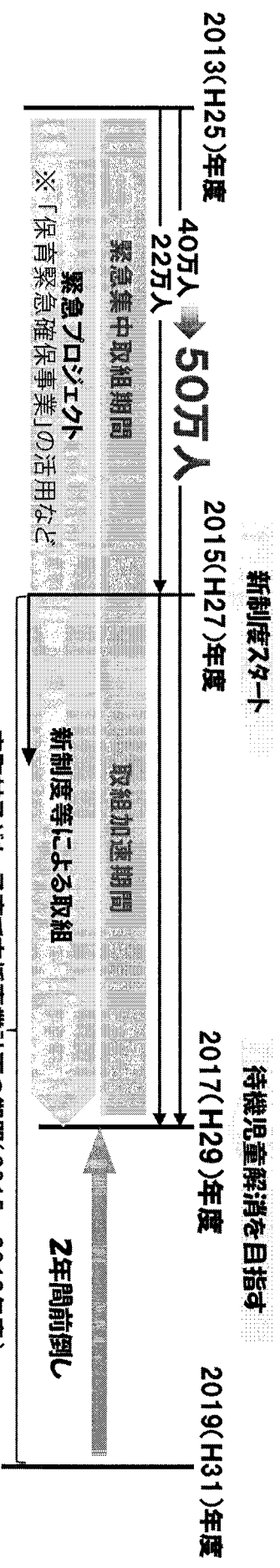
【補助率】 1／2（待機児童解消加速化プランに参加する場合は2／3）

待機児童解消加速化プラン



待機児童解消加速化プラン

- ◆ 待機児童の解消を目指し、平成25年度から平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保することを目標とした「待機児童解消加速化プラン」に基づき取り組んでいるところ。
- ◆ 平成25・26年度の2か年で合計約21.9万人分の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5か年の合計は約45.6万人分の保育の受け皿拡大を見込んでいる。
- ◆ 今後、25～44歳の女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、加速化プランに基づく平成29年度末までの整備目標を前倒し・上積みし、40万人分から50万人分とすることとする。



◇ 「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成27年度)

平成25年度 保育拡大量	平成26年度 保育拡大量	平成27年度 保育拡大量	平成28年度 保育拡大量	平成29年度 保育拡大量	5か年合計
72,430人	146,257人	117,250人	81,407人	39,262人	456,606人
(計 218,687人)					(計 237,919人)

市町村子ども・子育て支援事業計画の期間(2015～2019年度)

支援パッケージ～5本の柱～

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(「ハコ」)
- ② 保育を支える保育士の確保(「ヒト」)
- ③ 小規模保育事業などの運営費支援等
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

1・2歳児の保育所等利用率の推移

(平成26年4月) (平成27年4月) (平成29年度末)

1、2歳児 : 35.1% → 38.1% → 48.0%

50万人分確保時の利用率

< 【参考】女性の就業率 : 70.8%(2014年) → 76%(2020年) >

(注)利用率: 利用児童数 ÷ 修学前児童数
平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

保育対策総合支援事業費補助金

【平成28年度予算案：390億円(285億円)】

【事業内容】

- ▶ 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強かに支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- ▶ また、「保育士確保プラン」に基づく保育士確保対策の実施により、受入児童数に対応した必要保育士数の確保を図る。
- ▶ その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

I 保育士確保対策 194億円 (65億円)

- ① 保育士・保育所支援センター設置運営事業【一部新規】
- ② 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- ③ 保育士資格取得支援事業
- ④ 保育教諭のための保育士資格取得支援事業（厚生労働省分）
- ⑤ 保育士宿舍借りの上げ支援事業
- ⑥ 保育体制強化事業
- ⑦ 保育士試験による資格取得支援事業
- ⑧ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑨ 保育士試験追加実施支援事業
- ⑩ 保育補助者雇上強化事業【新規】
- ⑪ 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業【新規】
- ⑫ 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業【新規】

II 小規模保育等の改修等 174億円 (200億円)

- ① 賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業
- ② 小規模保育改修費等支援事業
- ③ 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- ④ 認可化移行改修費等支援事業
- ⑤ 家庭的保育改修費等支援事業
- ⑥ 保育所設置促進事業【新規】

III その他事業 22億円 (20億円)

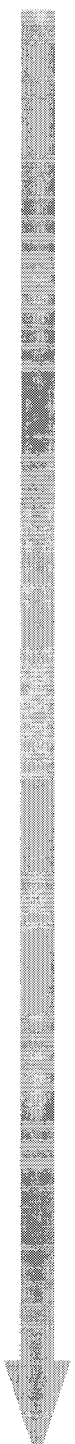
- ① 民有地マッチング事業
- ② 認可化移行調査費等支援事業
- ③ 認可化移行移転費等支援事業
- ④ 広域的保育所等利用事業
- ⑤ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥ 保育環境改善事業
- ⑦ 家庭支援推進保育事業

(参考1)

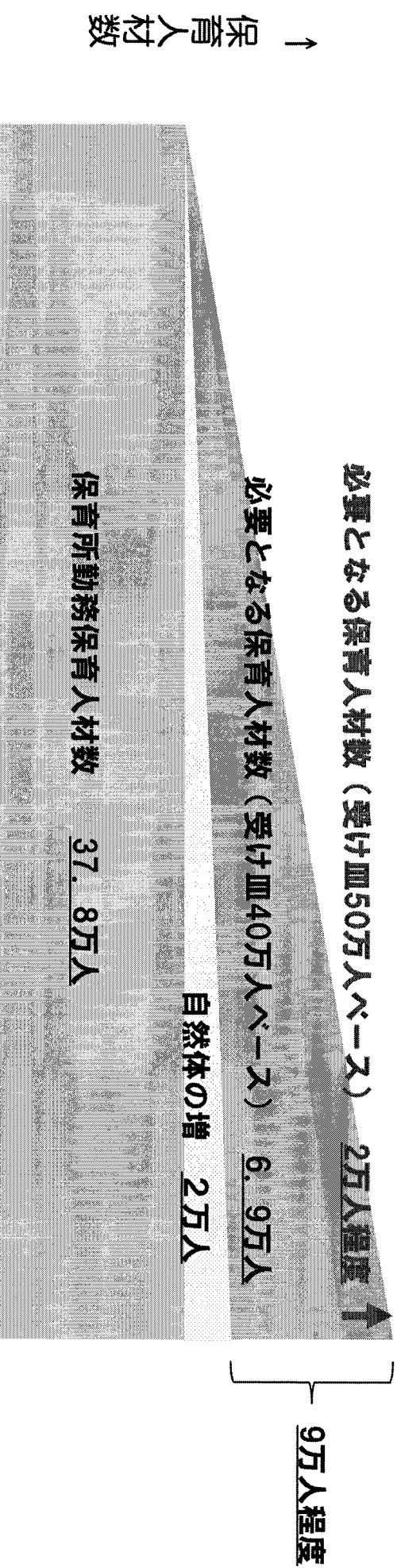
保育人材確保策

- ◆「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、その担い手である保育人材確保のための方策を図る。
- ◆平成29年度末までに国全体として新たに確保が必要となる保育人材数(約9万人)の確保を目指す。

【H25年度】



【H29年度末】



保育士確保の取組

①保育士資格の新規取得者の確保

【平成27年度までの取組】

- ・地域限定保育士試験など、保育士試験の年2回実施等
- ・保育士修学資金貸付

・現在保育所等に働いている者及び幼稚園教諭免許状所有者の保育士資格取得支援

- ・養成施設に対する就職促進支援事業 など

【今後の取組】

- ・保育士試験の年2回実施を行う都道府県的大幅拡大 など

②保育士の就業継続支援

【平成27年度までの取組】

- ・処遇改善(公定価格上3%相当の処遇改善等加算の実施)

- ・保育士宿舍借上げ支援

- ・保育体制強化事業 など

【今後の取組】

- ・改善要望の強い勤務環境改善への対応の検討

- ・保育士のキャリアアップに対応した研修体系の再構築

- ・財源確保とともに、さらなる処遇改善を実施 など

③離職者(潜在保育士)の再就職支援

【平成27年度までの取組】

- ・ハローワークや保育士・保育所支援センターによるマッチング支援 など

【今後の取組】

- ・来年度に向けた採用時期に合わせたマッチング強化

- ・未就学児をもつ潜在保育士への保育料支援による再就職促進 など

(参考3)

新たな保育人材確保対策

【6. 9万人の確保】

(受け皿拡大40万人ペース)

現在の保育人材確保策 (保育士確保プラン)

- 保育士資格の新規取得者の確保
- ・保育士試験の年2回実施
- ・修学資金貸付 など

- 保育士の就業継続支援
- ・処遇改善
- ・保育士宿舍借りの上げ支援
- ・離職防止研修 など

- 離職者の再就職支援
- ・保育士・保育所支援センターや
ハローワークによるマッチング支援
など

+

【2万人程度の確保】

(受け皿拡大を50万人とした時の追加必要数)

保育士資格の新規取得者の確保

○修学資金貸付により保育士を目指す学生を支援

【27補正：155億円】

・補助率の嵩上げ(3/4→9/10)

・2年間貸付 保育所に5年勤務で返済免除

新たな保育人材を創出

○人材交流等によるキャリアアップ体制の整備と学生の実習支援などを実施

【28当初：10億円】

保育士の就業継続支援

○保育士を支える保育補助者を雇用し、保育所の勤務環境を改善

→ 保育補助者の雇上費の貸付支援

【27補正：353億円・補助率：9/10】

・3年間雇上費用を貸付

・保育士資格取得等で返済免除

→ 保育補助者(短時間勤務)の雇上費を補助

【28当初：118億円・補助率：3/4】

○保育士の専門性の高い保育業務に専念できるよう、ICTの活用による業務の効率化を推進

【27補正：148億円】

○保育所等に勤務する若手保育士への巡回相談による支援

【28当初：13億円】

○人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて保育士等の待遇改善を行う(保育士平均+1.9%)

【27補正：93億円 ※28当初も同様(177億円) ※内閣府予算に上

○保育所の公定価格にチーム保育推進加算を創設し、チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る

【28当初：43億円(子どものための教育・保育給費の増) ※内閣府予算に上

職場定着を促進

多様な人材の活用

○朝夕の保育士配置要件の弾力化などによる保育士の負担軽減

【規制改革】

離職者の再就職支援

○就職準備金や保育料の一部の貸付けにより、離職した保育士への再就職を支援

【27補正：58億円・補助率：9/10】

・就職準備金を20万円貸付

・保育料の一部を1年間貸付

・保育所に2年勤務で返済免除

○保育補助者の雇用や保育所のICT化の推進などによる勤務環境の改善により、離職した保育士の就業意欲を促進

※再掲

潜在保育士の呼び戻し

平成29年度末までに必要となる9万人程度の保育人材の確保へ

保育補助者雇上強化事業

【平成28年度予算案:118億円】

新

(保育対策総合支援事業費補助金予算案390億円の内数)

【目的】

保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇い上げに必要な費用を支援する。

※ 27年度補正予算案における、保育補助者雇上費の貸付支援と合わせて効果的に活用

【実施主体】

市町村

【貸付額】

保育補助者に係る貸金 (2,215千円(年額)) ※短時間勤務者 (6時間勤務)

【保育補助者の業務】

保育所等に勤務する保育士の補助
(具体例) 保育日誌の記入、翌日の準備、定期的な行事の準備及び当日対応、保育士との共同による保育の実施 など

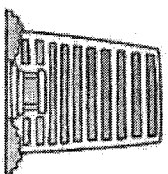
【支給条件】

- ・ 1施設につき、保育補助者1名を追加で配置した場合に支給する
- ・ 保育補助者には、保育士修学資金貸付等を活用し、保育士資格の取得に努めること
- ・ 一定の研修(子育て支援員等)を受講している者か、それと同等以上であると市町村長が認める者であること
- ・ 短時間正社員制度の導入など、職員の雇用管理や職場環境の改善を積極的に行っている保育事業者であること
- ・ 保育事業者は、保育補助者の配置による具体的な改善計画を実施主体に提出し、かつ、当該計画に基づき改善を行うこと

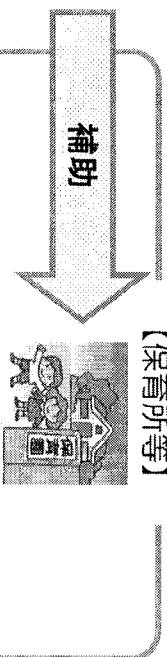
【補助率】

国 3/4 地方 1/4 (都道府県1/8 市町村1/8 又は 指定都市1/4)

【実施主体】



【保育所等】



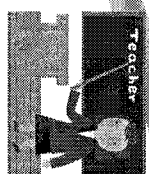
保育士の勤務環境改善⇒離職防止

○保育所等において保育士の補助

- ・保育日誌の記入
- ・翌日や行事に向けた準備と対応
- ・保育士との共同による保育の実施 など

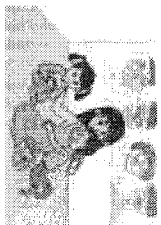


保育士修学資金貸付を活用し、手拡げの裾野を増加



保育士資格取得

保育士として引き続き勤務



○保育士養成施設で受講修了

(夜間・通制は3年間)

又は

○保育士試験合格

若手保育士や保育事業者への巡回支援事業

【平成28年度予算案：13億円】

(保育対策総合支援事業費補助金予算案390億円の内数)

【概要】

公立保育所のOB・OGやソーシャルワーカーの専門職等を活用し、保育所等に勤務する経験年数の短い保育士に対し、保育現場におけるスキルアップや保護者対応等、当該保育士へ助言指導を行うため、保育所等への巡回相談を行う。
また、保育所等におけるICT化の推進、保育士の業務負担軽減及び保育所等の事業運営の高度化を図るための保育事業者に対する助言指導、保育事故防止や保育の質確保に関する助言指導等を行うため、保育所等への巡回相談を行う。

【実施主体】

都道府県又は市町村

【補助率】

国 1/2 地方 1/2

【補助単価】

巡回相談を行う者に係る賃金等 (最高4064千円(年額：1人当たり))

【若手保育士への巡回支援】

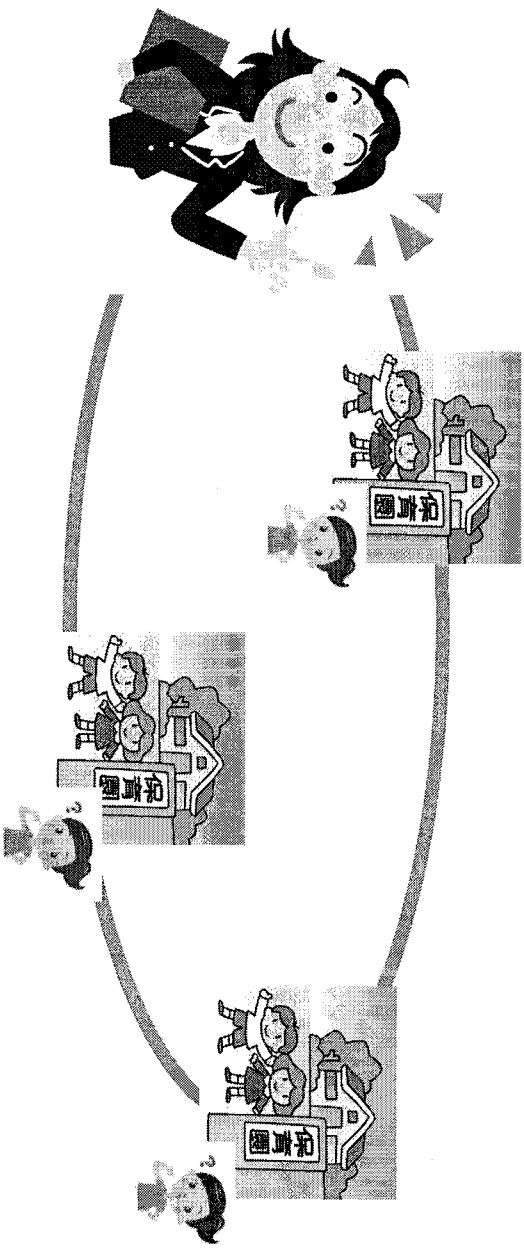
- ・保育士業務全般に関する助言
- ・保護者対応のポイント
- ・保育士からの相談内容に応じた保育事業者への助言指導

など

【保育事業者への巡回支援】

- ・保育所等のICT化についての助言
- ・保育士の業務負担軽減の方法等雇用管理についての助言指導
- ・保育所等の安定運営に関する助言
- ・保育事故防止に関する助言指導
- ・保育の質確保に関する助言

など



保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業

【新】

【平成28年度予算案：10億円】

（保育対策総合支援事業費補助金予算案390億円の内数）

【目的】

- ① 保育所等の施設間や小規模保育事業所と連携施設となる保育所間等において、保育士等の人材交流や実地派遣研修を実施することや、
- ② 指定保育士養成施設の学生を受け入れることにより、実習指導に当たる保育士等が研鑽を積むことにより、保育士等の更なるキャリアアップ体制を構築すること等を目的とする。

【事業内容】

人材交流による保育士や実習生を受け入れることにより生じる、資料作成や教材等に係る費用の一部を保育所等に対して補助する。一定の人材交流・実地派遣研修の計画書や質の確保された実習指導を行う体制がある場合に補助。

【補助単価】

実習生1人当たり1万円分を施設へ助成（2週間相当）

実地派遣研修における研修代替費用として1日当たり6,120円・人材交流の際の調整費用

【実施主体】

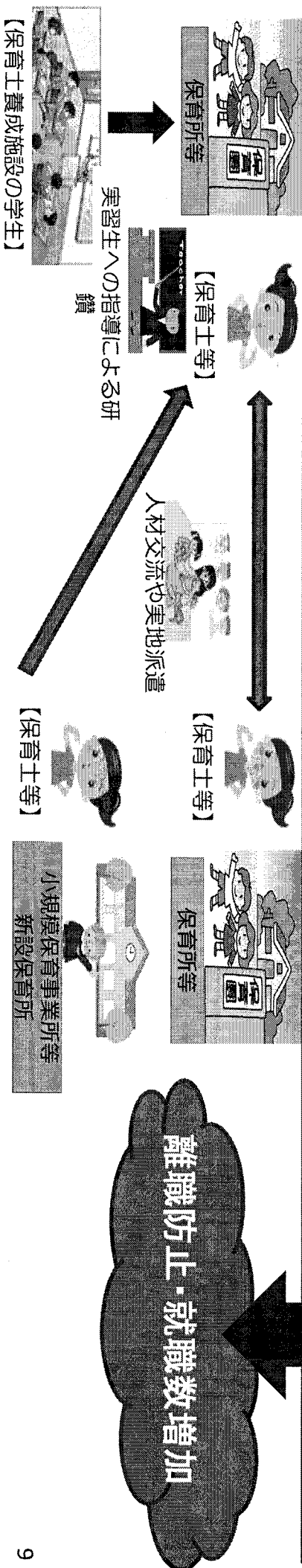
市町村（施設に対して助成）

【補助率】

国：3/4 地方：1/4

期待される効果例

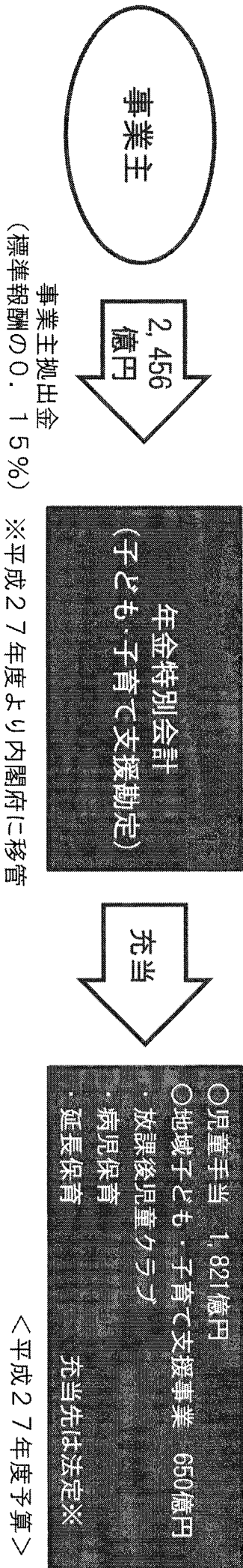
- 新人・若手職員の実地派遣研修 ⇒ 質の高い実地経験によるスキルアップ・定着促進
- 施設間の人材交流 ⇒ 多様な職場の経験によるキャリアアップ ⇒ 連携施設間の連携の実習強化
- 養成校の学生の実習受入 ⇒ 質の高い実習による卒業後の保育所就職率の向上 ⇒ 実習指導にあたる保育士のキャリアアップ



子ども・子育て支援新制度と事業主拠出金

現 行

- 子ども・子育て支援新制度においては、企業等からの事業主拠出金を財源として、「児童手当」及び「地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ、病児保育、延長保育の3事業限定）」を実施。



第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」の実現に向けて、事業主拠出金制度を拡充

拡 充

- 事業主拠出金制度の拡充により、以下の事業を実施し、出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実を図る。
 - ① 企業主導型保育事業（運営費、整備費）
 - ② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
 - ③ 病児保育普及促進事業（整備費）
- 上記事業に充てるため、事業主拠出金率の法律上の上限を0.25%（+0.1%）に引き上げ
- ▶平成28年度は、事業実施に必要な所要額を踏まえ、0.20%（+0.05%）に引き上げ

事業主拠出金制度の見直しによる企業主導型保育の推進

1. 事業主拠出金制度の拡充により、以下の事業を推進する。

① 企業主導型保育事業（運営費）

- ・ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な保育サービスの支援。
- ・ 既存の事業所内保育所の活用によるサービス拡大の支援。

② 企業主導型保育事業（整備費）

- ・ ①に係る整備費、改修費の支援。

③ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

（ベビーシッター利用の際の費用補助。1回当たり補助額 2, 200円。企業負担あり）

④ 病児保育普及促進事業

- ・ 病児保育事業を普及するため、必要となる施設・設備整備費の支援。
- ・ 体調不良児等を保育所等から拠出施設に送迎して病児保育する事業の支援。

2. 1. の事業に要する費用に充てるため、拠出金率の上限を0. 25%に引上げ（現行に+0. 1%）、法定する。

拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成28年度は0. 20%（+0. 05%）、平成29年度は0. 23%（+0. 08%）、平成30年度以降は実施状況を踏まえ、協議の上決定とする。

3. 拠出金制度は、企業の自主的な取組に対し補助することとし、以下の点に留意して制度設計する。

- ・ 多様な規模、多様な産業の企業が参加しやすいものとする。
- ・ 身近な地域でも利用しやすくするなど、労働者が利用しやすいものとする。

4. 企業主導型保育事業による受け皿拡大は、基本的に平成29年度末までに必要となる5万人程度を上限とする。

5. これらの事業について、各年度の実績やそれらの「見える化」等を踏まえつつ、事業間の配分、事業内容の改善等について、経済団体の意見を反映できる仕組みとするための協議の場を設ける。

事業主拠出金を活用した事業について

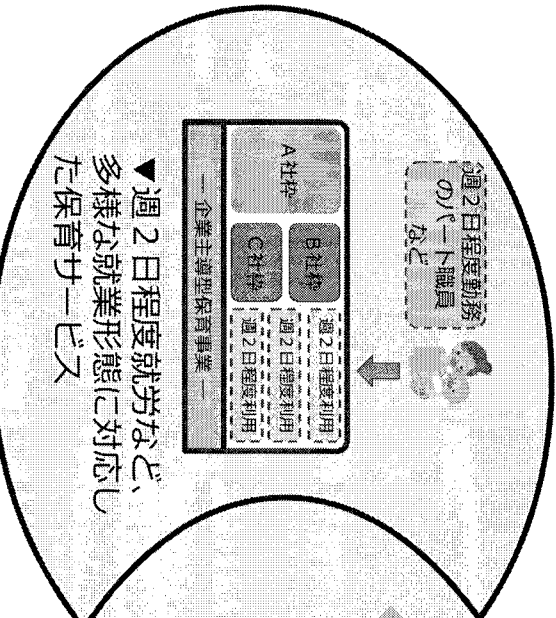
施 策	備 考	平成28年度 予算案	備 考
企業主導型保育事業（運営費） 【新規】	・女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの受け皿整備の目標を前倒し・上積みし、40万人分から50万人分整備することとした。 ・事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設し、運営に係る経費及び約5万人の受け皿整備に伴う整備費、改修費の一部を支援する。	308.7億円	
企業主導型保育事業（整備費） 【新規】	・多様な働き方をしている労働者を念頭に、子育てしやすい環境づくりのため、様々な時間帯に働いている家庭のベビシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育ての両立支援による離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する。 ・残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格（補助額2,200円：双生児の場合は加算）でベビシッター派遣サービスを就労のために利用できるよう支援する。	487.8億円	
企業主導型ベビシッター利用者 支援事業 【新規】	・病児保育事業を実施するために必要となる施設・設備整備等に係る費用を補助する。 ・必要となる施設の改修費、整備費。 ・拠点施設に看護師等を配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し病児保育するために必要となる看護師雇上費等を補助する。	3.8億円	平成28年度は、事業実施に必要な所要額を踏まえ、現行の拠出金率を+0.05%（800億円強）引き上げる。
病児保育普及促進事業 【一部新規】		26.7億円	
	合 計	827.1億円	

企業主導型保育事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

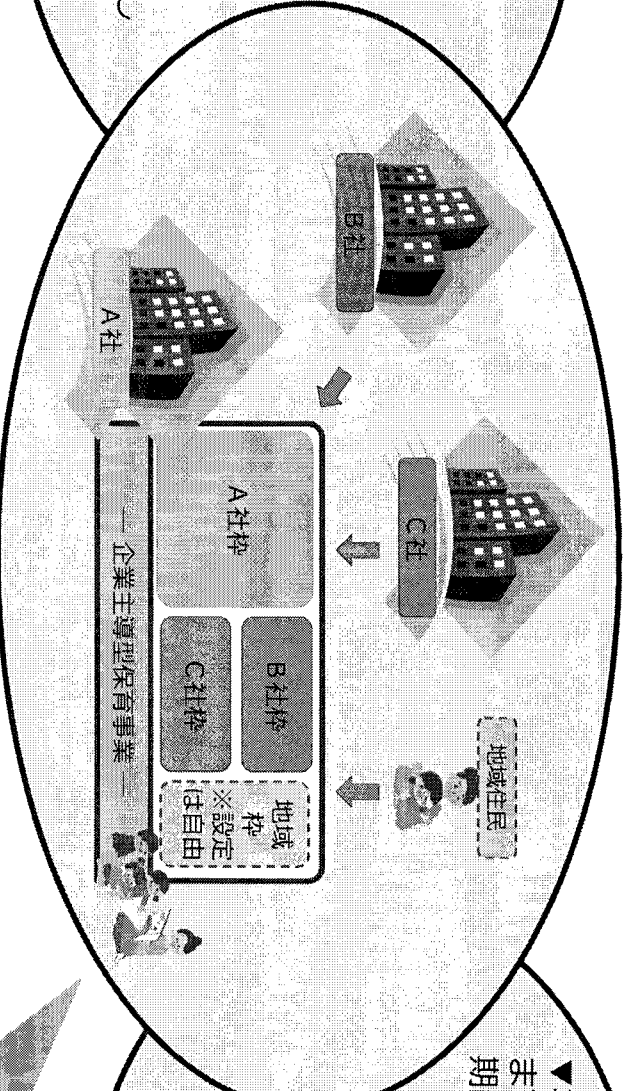
新

【平成28年度内閣府年金特別会計予算案:796.5億円(運営費:308.7億円 整備費:487.8億円)】

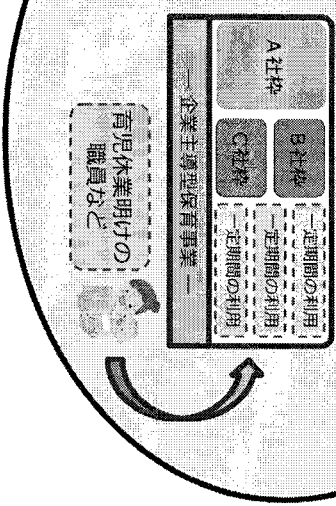
- ◎ 保育の受け皿拡大を進めているが、女性の就業率上昇等に伴う潜在需要の顕在化に対応するため、受け皿拡大を更に加速させる必要がある。
- ◎ 今後、女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの受け皿整備の目標を前倒し・上積みし、40万人分から50万人分整備することとした。
- ◎ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就業形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設する。
- ◎ 運営費の他、施設整備費として151.8億円、改修費として336億円を計上。
- ※ 運営費の補助単価については、子ども・子育て支援新制度の各種単価を参考に設定。



▼週2日程度就業形態など、多様な就業形態に対応した保育サービス



▼地域の保育所等に入所するまでの間など、必要とする期間に応じた柔軟な受け入れ
⇒継続就業を促進



本事業の特徴

- 設置に市区町村の関与なし
- 利用も直接契約
- 地域枠設定も自由
- 複数企業の共同利用も自由
- 柔軟な人員配置
- 多様な勤務形態に対応した多様な保育サービスも可能
- 整備費・運営費を補助

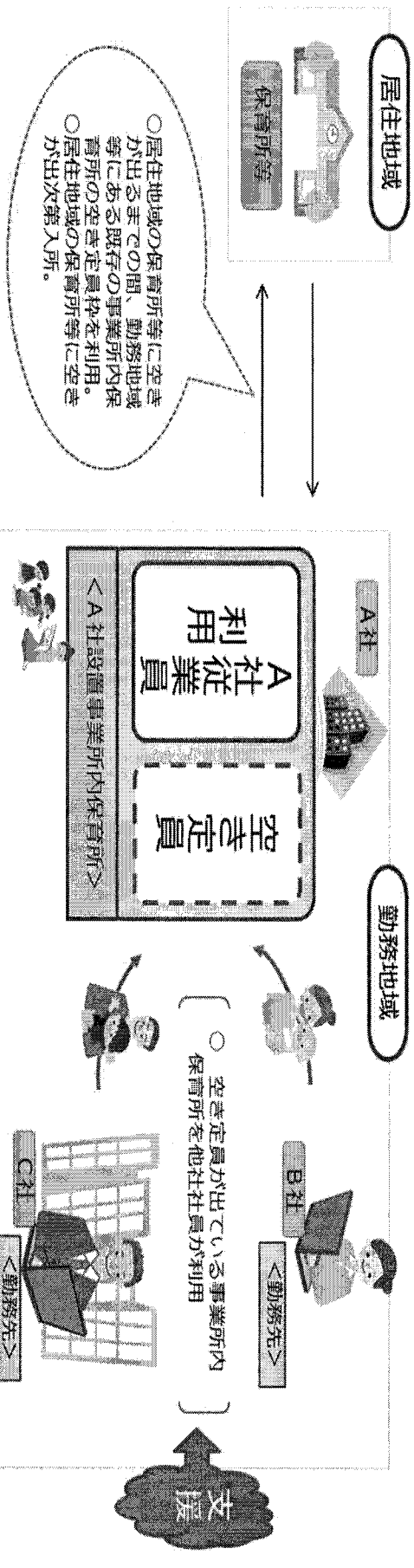
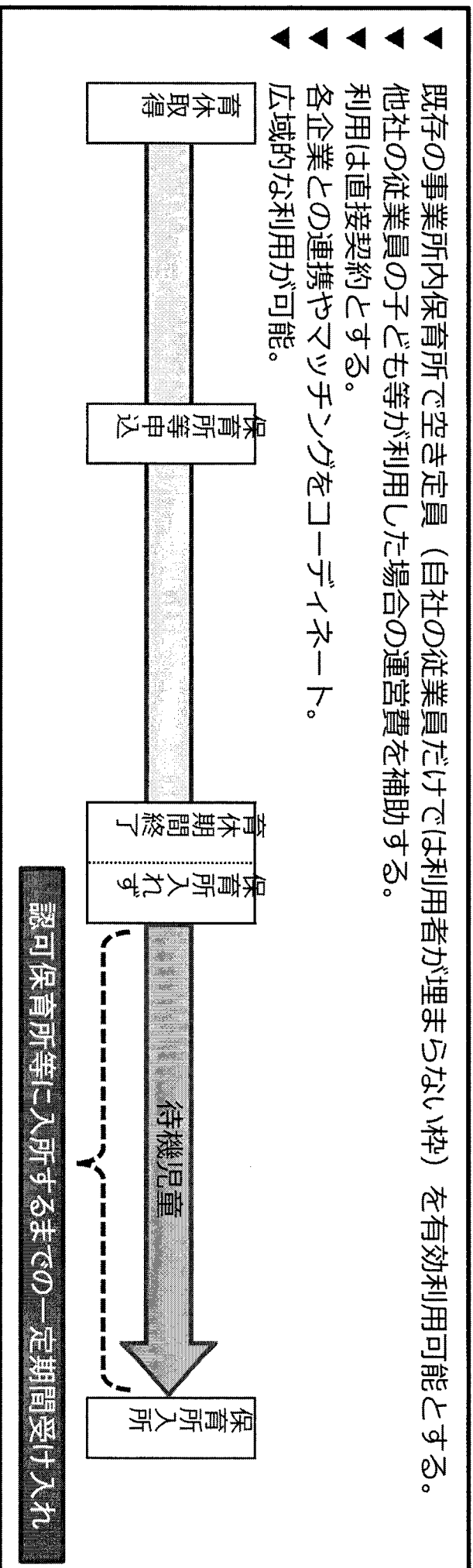
多様な就業形態に対応した延長保育、夜間保育、休日保育等多様な預かりを必要に応じて実施

■ 事業所内保育有効利用支援について

- ◎ 既存の事業所内保育施設では、自社の従業員のみでは運営が安定しない、企業の持ち出しとなるケースも多いことから、企業主導型保育事業では、既存の事業所内保育施設の空き定員を有効利用する事業に対しても補助を行う。



- ▼ 既存の事業所内保育所で空き定員（自社の従業員だけでは利用者が埋まらない枠）を有効利用可能とする。
- ▼ 他社の従業員の子ども等が利用した場合の運営費を補助する。
- ▼ 利用は直接契約とする。
- ▼ 各企業との連携やマッチングをコーディネート。
- ▼ 広域的な利用が可能。



企業主導型ベビーシッター利用者支援事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

新

【平成28年度内閣府年金特別会計予算案:3.8億円】

多様な働き方をしている労働者を念頭に、子育てしやすい環境づくりのため、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育ての両立支援による離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する

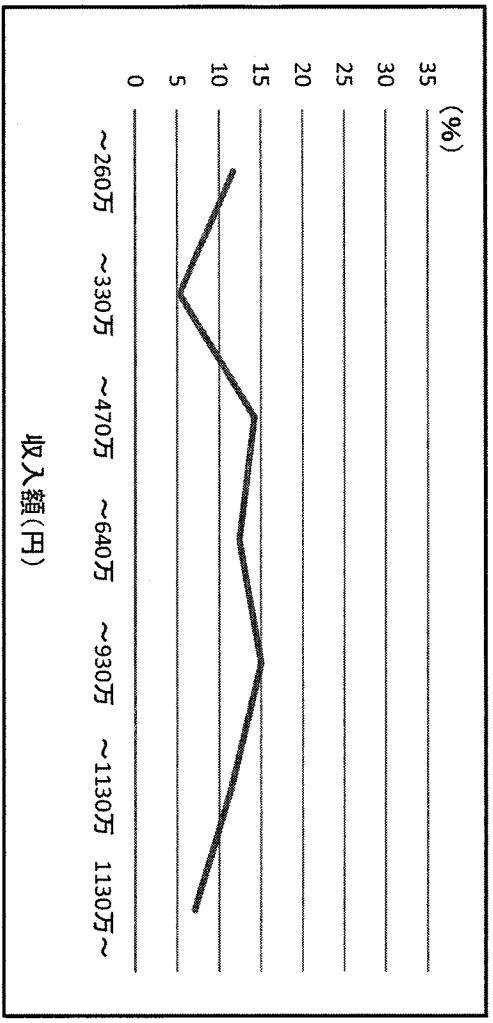
<事業内容>

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格（補助額2,200円：双生児の場合は加算）でベビーシッター派遣サービスを就労のために利用できるように支援する。

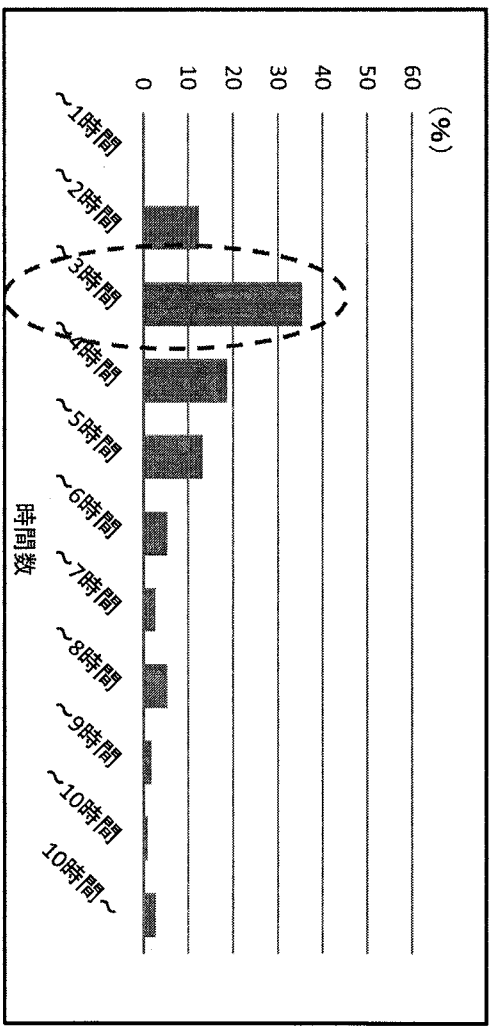
<利用条件>

- ・ 企業負担 大企業10% 中小企業5%

<ベビーシッター利用者(女性)の分布図(年収)>



<ベビーシッター利用者の分布図(1回あたりの平均利用時間)>



資料:公益社団法人全国保育サービス協会「平成27年度家庭保育利用者実態調査票」より作成

賃借料加算の充実（公定価格の改善事項）

（概要）

保育の受け皿拡大を推進するため、現行の公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準に見直す。

（保育所：A地域：都市部）

定員区分	現行 公定価格単価	年額
～20人	6,500円	1,560千円
21人～30人	4,500円	1,620千円



見直し後単価	見直し後年額
16,800円	4,032千円
12,600円	4,536千円

（小規模保育事業A型：A地域：都市部）

定員区分	現行 公定価格単価	年額
6人～12人	4,100円	590千円
13人～19人	5,200円	1,186千円



見直し後単価	見直し後年額
21,500円	3,096千円
27,300円	6,224千円

チーム保育推進加算の創設

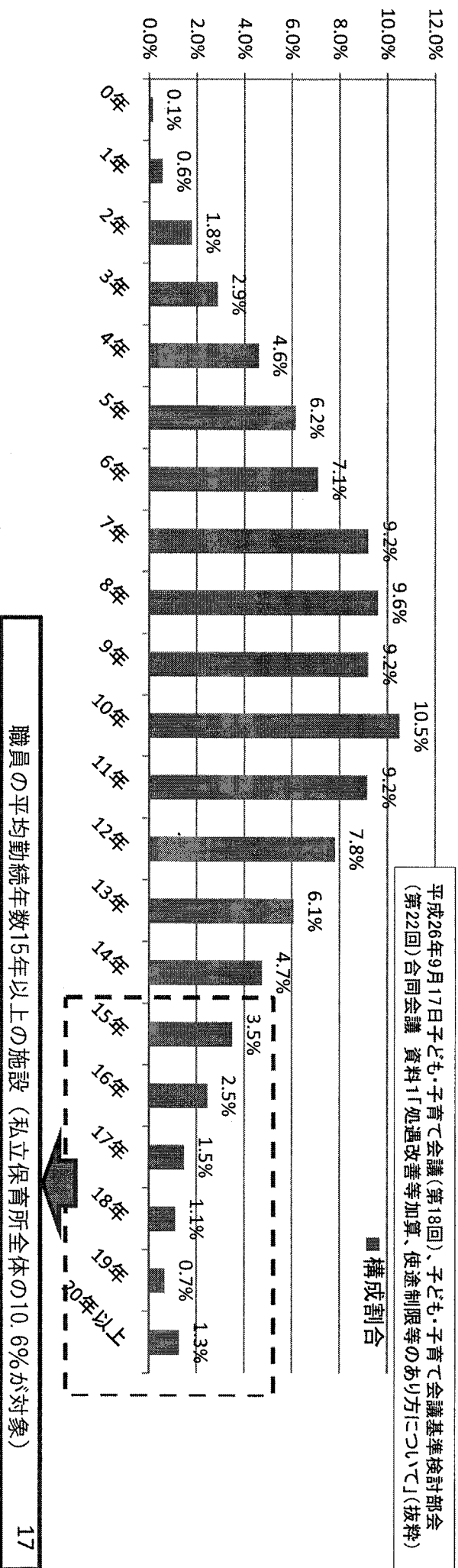
○加算の趣旨

- ・チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。
- ・厚い人員配置の下、キャリアアップの体制を整備した保育所を支援し、キャリアに応じた賃金改善が図られ、保育士が長く働くことの出来る環境の整備を促進する。

○加算の概要

- ・以下の場合に1名分の保育士人件費相当分を加算。
 - ① 必要保育士数(公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数)を超えて保育士を配置
 - ② チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築
 - ③ 職員の平均勤続年数が15年以上
 - ④ 加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること

(参考)私立保育所の平均勤続年数別の施設分布(平成25年4月1日現在)



保育士等の処遇改善 ～合計約7%の改善～

○平成27年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ（27年度補正、28年度当初）

格付け	本俸基準額		人件費（年額）	
	平成27年度当初	平成27年度改定後	平成27年度当初	平成27年度改定後
保 育 士（福）1-29	197,268円	199,920円 (+2,652円)	約363万円	約370万円 (+1.9%)

○平成26年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ

格付け	本俸基準額		人件費（年額）	
	平成26年度当初	平成26年度改定後	平成26年度当初	平成26年度改定後
保 育 士（福）1-29	195,228円	197,268円 (+2,040円)	約356万円	約363万円 (+2.0%)

※平成26年度末に、保育所運営費の差額を平成26年4月に遡及して支弁 ⇒ 保育士等に対して一時金などで支給

○平成27年度の公定価格における処遇改善等加算

新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じ、3%を加算


多子世帯の保育料負担軽減について

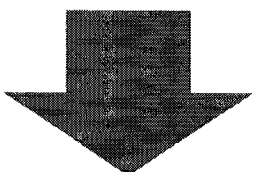
●多子世帯の保育料負担軽減

年収約360万円未満世帯について、


- ・現行制度で小学校就学前までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃。
- ・第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。

(現行)

対象外  小学校 3年生		
※小1以上はカウントしない		
(5歳)	第1子の扱い	保育料 満額
(4歳)		
(3歳)		
(2歳)	第2子の扱い	保育料 半額
(1歳)		
(0歳)		



(改正)

年収約360万円未満世帯 年齢制限撤廃		
対象 第1子扱い  小学校 3年生		
※多子計算に係る年齢制限を撤廃		
(5歳)	第2子	保育料 半額
(4歳)		
(3歳)		
(2歳)	第3子	無償
(1歳)		
(0歳)		

ひとり親世帯等の保育料負担軽減について

●ひとり親世帯等の保育料負担軽減

年収約360万円未満のひとり親世帯等への保育料負担軽減を拡充

階層区分	現行		拡充後	
	基準額	負担軽減後	基準額	負担軽減後
第2階層 市町村民税非課税世帯 (年収約260万円まで)	第1子 6,000円 第2子 3,000円	第1子 0円 第2子 0円	第1子 0円 第2子 0円	第1子 0円 第2子 0円
第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (年収約330万円まで)	第1子 16,500円 第2子 8,250円	第1子 15,500円(1,000円引き下げ) 第2子 7,750円(上記の半額)	第1子 7,750円(現行負担軽減後の半額) 第2子 0円(無償化)	第1子 7,750円(現行負担軽減後の半額) 第2子 0円(無償化)
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約470万円未満世帯 のうち年収約360万円未満世帯)	第1子 27,000円 第2子 13,500円	第1子 27,000円(基準額どおり) 第2子 13,500円(上記の半額)	第1子 13,500円(基準額の半額) 第2子 0円(無償化)	第1子 13,500円(基準額の半額) 第2子 0円(無償化)

※上記の保護者負担額はすべて3歳以上児の保育標準時間認定の場合

平成27年度補正予算（案）及び平成28年度当初予算案 における保育対策関係事業について【補足説明】

平成27年度補正予算案及び平成28年度当初予算案において計上している保育対策関係予算等について、以下のとおり、その内容等を充実しておりますので、貴自治体におかれては、各事業について積極的にご利用いただき、保育人材確保や保育の受け皿確保を強力に推進していただきますようお願いいたします。

○保育所等における業務効率化推進事業

(1) 保育所等におけるICT化の推進

- ・本事業は、今回の補正1回限りの措置ですのでご留意願います
- ・保育人材確保の推進を図るため、国の補助率を高率に設定（通常1/2→今回3/4）としております

(2) 事故防止や事故後の検証のためのカメラの設置促進

- ・本事業は、今回の補正1回限りの措置ですのでご留意願います
- ・「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」（内閣府主催）においても、保育所等でのビデオ設置が重要と議論されております
- ・保育所等におけるビデオの設置促進を図るため、国の補助率を高率に設定（通常1/2→今回3/4）としております

○保育士修学資金貸付等事業

(1) 保育士修学資金貸付事業

- ・保育人材確保の推進を図るため、国の補助率を嵩上げ（3/4→9/10）するとともに、地方負担分（1/10）についても、特別交付税措置を講ずることが予定されております
- ・本事業の国負担分について、3年分を計上しており、安定的に貸付事業を運営することが可能となる仕組みとしております
- ・「保育補助者雇上支援」（下記（2））において、保育補助者が雇上期間中に保育士資格取得すれば、貸付金の返済を免除する仕組みとしております

(2) 保育補助者雇上支援事業、保育補助者雇上強化事業（※28当初）

- ・保育人材確保の推進を図るため、国の補助率を高率に設定（9/10）するとともに、地方負担分（1/10）についても、特別交付税措置を講ずることが

内閣官房

Cabinet Secretariat

| サイトマップ |

[トップページ](#) [内閣官房の概要](#) [所管法令](#) [記者会見](#) [報道発表](#) [資料集](#)
[政策課題](#) [国会提出法案](#) [パブリックコメント等](#) [情報公開・公文書管理](#) [調達情報](#) [リンク](#)
[トップページ](#) > [政策課題](#) > [すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議](#) > 第2回 議事次第







すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議（第2回） 議事次第

日 時：平成27年12月21日（月）17：00～17：20
場 所：官邸3階南会議室

議 題：

1. すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（案）について

配布資料

- 資料1 [すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（概要）（PDF：595KB）](#) 
- 資料2 [すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（本文）（PDF：349KB）](#) 
- 資料3 [すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（参考資料）](#)
資料3-1 [ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（参考資料）（PDF：2,994KB）](#) 
資料3-2 [児童虐待防止対策強化プロジェクト（参考資料）（PDF：1,932KB）](#) 
- 参考資料1 [すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議の開催について（PDF：60KB）](#) 
- 参考資料2 [すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議 構成員（PDF：90KB）](#) 

すべての子どもたちの安心と希望の実現プロジェクト（案）

資料1

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目標に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すべての子どもたちの安心と希望の実現プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト

- 就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもたちの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援**まで、一連の対策を更に強化。

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

施策を着実に実施するとともに、平成28年通常国会に児童扶養手当法改正案及び児童福祉法等改正法案の提出を目指す。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要。

○昭和63年から平成23年の25年間で
母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍
(母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、
父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯)

○母子世帯の80.6%が就業しており、
そのうち47.4%はパート、アルバイト等

○母子世帯の平均年間就労収入（母自身の
就労収入）は181万円、平均年間収
入（母自身の収入）は223万円

対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる

- ◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

② 生活を応援

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減
- ◆ 教育費負担の軽減

③ 学びを応援

- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

④ 仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

⑤ 住まいを応援

- ◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

⑥ 社会全体で応援

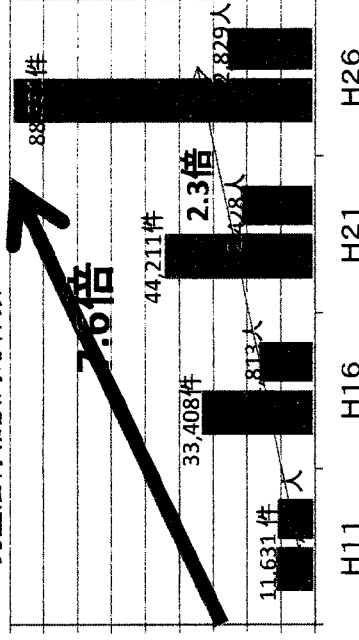
- ◆ 子供の未来を国民運動の推進
- ◆ 子供の未来応援の民間企業によるボランティア形成支援

Ⅱ 児童虐待防止対策強化プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- ① 家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化や不安・負担感が増大
- ② 児童虐待の相談対応件数は増加の一途であり、複雑・困難なケースも増加
- ③ 児童相談所等の体制・専門性や、地域の関係機関の連携が不十分
- ④ 社会的養護を必要とする児童は、自立に時間を要するケースが多い

■ 児童相談所における
児童虐待相談対応件数



対応

■ 官・民のパートナーシップを構築し、民間の創意工夫を積極的に活用しながら、発生予防から自立支援までの一連の対策を強化

① 児童虐待の発生予防

- ◆ 子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◆ 支援を要する妊婦の情報の実確な把握
- ◆ 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援 など

② 発生時の迅速・的確な対応

- ◆ 「児童相談所体制強化プラン」（仮称）の策定
- ◆ 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化 など

③ 被虐待児童への自立支援

- ◆ 里親委託等の家庭的養護の推進
- ◆ 退所児童等のアフターケア など

児童福祉法等改正法案の
平成28年通常国会提出を目指す

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（全体像）

支援につながる

自治体窓口ワンストップ化の推進

- ワンストップ相談体制整備
- 窓口の愛称・ロゴマークの設定
- 相談窓口への誘導強化
- 携帯メールによる双方型支援
- 集中相談体制の整備 等

生活を応援

1 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

2 児童扶養手当の機能の充実

- 第2子・第3子加算額を倍増

3 養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談
- 離婚届書等の交付時に養育費の合意書ひな形も同時交付
- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討 等

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

- 利率の引き下げ

5 保育所等利用における負担軽減

- 年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減

学びを応援

1 教育費の負担軽減の推進

- 幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進
- 高校生等奨学給付金事業の充実
- 大学等奨学金事業の充実 等

2 子供の学習支援の充実

- 高等学校卒業認定試験合格事業の対象追加
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実
- 地域未来塾の拡充
- 官民協働学習支援プラットフォームの構築 等

3 学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応

- S Wの配置拡充
- 訪問型家庭教育支援の推進 等

社会全体で応援

1 子供の未来応援国民運動の推進

- 支援情報ポータルサイトの準備 等

2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

- 「地域応援子供の未来応援交付金」創設

仕事を応援

1 就職に有利な資格の取得の促進

- 高等職業訓練促進給付金の充実
- 高等職業訓練促進資金貸付事業創設
- 自立支援教育訓練給付金の充実 等

2 ひとり親家庭の就労支援

- 出張/ローワークの実施
- ラザーズ/ローワークでの支援
- 企業への助成金の活用・拡充 等

3 ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- 求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コース等の創設
- 職業訓練におけるeラーニング
- ジヨブ・カードを活用した雇用型訓練の推進 等

住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保支援

- 公的賃貸住宅等における居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援 等

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト①

支援につながる

自治体の窓口のワンストップ化の推進

⇒平成31年度までに、母子・父子自立支援員の相談件数を年間150万件

- ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備。
- ひとり親家庭の相談窓口の認知度を高めるため、**窓口の愛称・ロゴマークを設定。**
- 自治体内の各窓口における連携、支援ナビの活用、スマホ等で検索できる支援情報ポータルサイトの活用により、ひとり親支援の**相談窓口への誘導を強化。**
- ひとり親の携帯メールアドレスを登録し、自治体からの定期的なメール配信により支援情報を提供するとともに、ひとり親からの相談予約を受け付ける**携帯メールを活用した双方向型の支援**を実施。
- 児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）**等に、子育て・生活、就業、就学、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる**集中相談体制の整備**を支援。

【その他】

- 自治体の窓口における相談の水準の向上（アセスメントシートの開発、研修の充実等）
- ひとり親家庭が必要な支援につながるよう、関係する支援機関（子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設、婦人相談所、ハローワーク等）と連携した支援の強化
- 生活困窮者自立支援制度の着実な実施とひとり親施策との連携の推進

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト②

生活を応援

子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりの実施。
⇒可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供

児童扶養手当の機能の充実

- 児童扶養手当の第2子加算額を現行の5,000円から10,000円へ、第3子以降加算額を現行の3,000円から6,000円へそれぞれ倍増する。
 - ※ 収入に応じて支給額を減減し、低所得者に重点を置いた改善 (第1子分と同じ取扱)
 - ※ 平成28年8月分から拡充 (平成28年12月から支給)
- 上記と併せて、不正受給防止対策、養育費の確保や自立のための活動の促進などの取組を行う。

養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談の実施
⇒平成31年度までにすべての都道府県・政令市・中核市で実施
- 離婚届書の交付時に養育費の合意書ひな形も同時に交付
⇒離婚届書のチェック欄「取決めをしている」の割合を70%にする
- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト③

生活を応援

母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

○ひとり親に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率を引き下げ。(注)保証人ありの場合は無利子(現行)

年利1.5%(現行) → 1.0%

多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

- 年収約360万円未満世帯の保育料について、子どもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を実施する。
- 年収約360万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第1子半額、第2子以降無償化を実施する。

【その他】

- 日常生活支援事業の充実
⇒平成31年度までにひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数を年間1万人(平成25年度4608人)
- ショートステイ・トワイラーステイの充実
⇒平成31年度までにショートステイの利用人数を年間延べ16万人(平成26年度見込7万人)、トワイラーステイの利用人数を年間延べ14万人(平成26年度見込5万人)
- 母子生活支援施設のひとり親家庭支援拠点としての活用
⇒平成31年度までにひとり親支援拠点として活用されている施設を100施設
- 児童家庭支援センターの相談機能の強化
⇒平成31年度までに340箇所(平成26年度104箇所)
- 生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金(生活福祉資金)の拡充
- 沖縄における居場所づくりと支援員の配置

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト④

学びを応援

教育費負担の軽減

- 幼児教育の無償化へ向けた取組の段階的推進
多子世帯・低所得世帯への負担軽減
- フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援（モデル事業の実施）
- 高校生等奨学給付金事業の充実
非課税世帯への給付額増額
- 大学等奨学金事業（無利子奨学金事業）の充実
無利子奨学金の貸与人員増員、ひとり親家庭・多子世帯への重点支援
- 大学等の授業料減免の充実等

子供の学習支援の充実

- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業※の対象追加 ※合格のための講座の受講費用の6割（上限15万円）を支給
ひとり親家庭の親→ひとり親家庭の親及び子ども
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実（高校中退防止の取組強化、家庭訪問の強化）
⇒平成31年度までに年間3万人（実人数）に提供
- 地域住民の協力やICTの活用等による、中学生等に対する原則無料の学習支援（地域未来塾）を拡充
するとともに、新たに高校生へ対象を広げる
⇒可能な限り早期に5,000中学校区で実施
- 地域における子供の学習活動へのICT活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」の構築

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑤

学びを応援

学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

- スクールソーシャルワーカーの配置の拡充
⇒平成31年度末までに1万人（全中学校区に1人）配置
- スクールカウンセラーの配置の拡充
⇒平成31年度までに全公立小中学校（27,500校）に配置
- 家庭教育支援チーム等による、家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援の推進
⇒平成31年度までに訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等を増加させる（26年度283チーム）

【その他】

- 親の学び直し支援（家計管理等の講習会の開催、高等学校卒業程度認定試験を目指す親への学習支援）
- 生活保護受給世帯の子ども学習塾等費用の収入認定除外（平成27年10月から実施）
- 家庭環境等に左右されず学校に通う子供の学力が保障されるよう、教職員等の指導体制を充実
⇒貧困層の子供を多く抱える小中学校への教員等の追加配置などにより、きめ細かな指導を推進し、学校に通う子供の学力を保障する
- 青少年の「自立する」カ応援プロジェクトの実施
⇒アンケート調査により、8割以上の参加者から「満足」の評価を得る

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑥

仕事を応援

就職に有利な資格の取得支援

○高等職業訓練促進給付金※の充実

※資格取得のための養成訓練の受講期間に月額10万円を支給

- ・支給期間の上限を延長（2年→3年）。（養成期間が3年間の資格（看護師等）も全期間支給可能に。）
- ・対象資格の拡大（2年以上修学する資格→1年以上修学する資格）。（調理師や製菓衛生師も対象に。）
- ・通信制の利用要件を緩和。

○高等職業訓練促進資金貸付事業の創設

入学準備金（50万円）・就職準備金（20万円）を貸付。（5年間継続して就業した場合には返済免除）

○自立支援教育訓練給付金の充実

訓練受講費用の2割（上限10万円）を助成 → 6割（上限20万円）を助成

ひとり家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン～

○出張ハローワーク！の実施

8月の現況届提出時期に、自治体にハローワークの臨時相談窓口の設置、常設窓口へ誘導等。

○スガーズハローワークでの支援

ひとり親の就職支援担当の専門相談員及び職業訓練担当の専門相談員を配置。

○企業への助成金の活用・拡充

試用雇用から長期雇用につながる道を拡大。（トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用）

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑦

仕事を応援

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- 求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コースや短時間訓練コース（約4時間/1日）の創設
既に両コースを実施している公共職業訓練においても拡充。
- 職業訓練におけるeラーニングの活用促進
子育てをしながらキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、職業訓練におけるeラーニングの活用を促進。
- ジヨブ・カードを活用した雇用型訓練の推進
ひとり親を含む労働者のキャリアアップ等を促進するため、ジヨブ・カードを活用し、雇い入れと実践的な訓練をセットにした雇用型訓練の倍増に向けた取組を推進。

非正規雇用労働者の育児休業取得促進

- 育児・介護休業法における非正規雇用労働者にかかる育児休業取得要件の見直し

【その他】

- 母子父子自立支援プログラム策定事業の充実（アフターケアの強化）

⇒ 平成31年度までにプログラムの策定件数を1万件（25年度7175件）

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑧

住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

- 公的賃貸住宅等におけるひとり親家庭・多子世帯等の居住の安定の確保
 - ・公営住宅における優先入居、入居者の収入算定上の寡婦（夫）控除適用対象の非婚の母（父）への拡大
 - ・地域優良賃貸住宅におけるひとり親家庭・多子世帯等への支援の拡充 等
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
 - 民間賃貸事業者団体と連携して、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促進。
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援を実施。
 - 転居を希望するひとり親家庭等に、支援情報ポータルサイトにおいて、各自治体におけるひとり親家庭支援施策等を情報提供。

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑨

社会全体で応援

「子供の未来応援国民運動」の推進

- 各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトの整備
⇒既に公開している国、都道府県、政令市の支援情報に加え、平成28年度中には全市町村の支援情報についても提供する。
- 支援ニーズと支援活動のマッチング事業や地域における交流・連携事業による応援ネットワークの形成
- 寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを「子供の未来応援基金」として結集し、草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行う「未来応援ネットワーク事業」等を実施

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援（地域子供の未来応援交付金）

- 「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぎ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト（全体像）

児童虐待の発生予防

1 妊娠時から子育て期までの切れ目ない支援

- 子育て世代包括支援センターの全国展開
- 母子保健事業との連携強化
- 支援を要する妊婦の情報の確実な把握
- 施設を活用した妊婦への幅広い支援の在り方検討

2 孤立しがちな子育て家庭へのアプローチ

- 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業を全市町村での実施
- 低所得の妊婦に助産を行う助産施設や児童相談所全国共通ダイヤル(189)の更なる周知 等

発生時の迅速・的確な対応

1 児童相談所の体制整備

- 児童相談所体制強化プランの策定

2 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 市町村による要対協の設置
- 要対協調整機関への専門職配置 等

3 関係機関における早期発見と適切な初期対応

- 学校へのSSW配置、研修の充実 等

4 児童相談所等における迅速・的確な対応

- 関係機関等による調査協力
- 臨検・搜索手続の簡素化
- 司法関与の在り方の見直しの検討 等

5 適切な環境における児童への対応

- 里親等への一時保護委託推進 等

被虐待児童への自立支援

1 親子関係再構築の支援

- 施設退所時の助言 等

2 里親委託の推進

- 里親支援を都道府県業務として位置付け、民間委託推進 等

3 養子縁組の推進

- 児童相談所による養子縁組推進
- 育児休業の対象拡大 等

4 施設入所等児童への自立支援

- 児童家庭支援センターの相談機能の強化
- 自立援助ホームの支援対象者の拡大
- 18歳に達した者に対する継続的な自立支援の在り方検討 等

妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援

○子育て世代包括支援センターの全国展開

子育て世代包括支援センターを法定化し、同センターを核として、地域の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みを全国展開。

⇒平成32年度末までに、地域の実情等を踏まえながら、子育て世代包括支援センターの全国展開を目指す。

○母子保健事業との連携強化

母子保健事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることを、法律で明確化。

○支援を要する妊婦の情報の確実な把握

支援を要する妊婦を把握した病院等は、市町村に対して通知するよう努めるものとする。

○助産所等の施設を活用した妊婦への幅広い支援の在り方について、引き続き検討。

孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ

○子育て家庭へのアウトリーチ支援

乳児家庭全戸訪問事業（生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問）を全市町村で実施。養育支援訪問事業（支援が特に必要な親子への相談・助言）についても、全市町村での実施を目指す。訪問型家庭教育支援を推進。

⇒平成31年度までに、全ての市町村において、乳児家庭全戸訪問事業を実施する。

⇒平成31年度までに、全ての市町村において、養育支援訪問事業を実施することを目指す。

⇒平成31年度までに、訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等（283チーム）を増加させる。

○助産施設等の更なる周知

低所得の妊婦に助産を行う助産施設や児童相談所全国共通ダイヤル(189)について更に周知。

児童虐待防止対策強化プロジェクト②

発生時の迅速・的確な対応

児童相談所の体制整備

○児童相談所の体制強化

「児童相談所体制強化プラン」（仮称）を策定し、児童福祉司、児童心理司、保健師等の配置の充実や、子どもの権利擁護等の観点からの弁護士を活用等を計画的に実施。

市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

○要保護児童対策地域協議会の設置

市町村において、要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。

○要保護児童対策調整機関の専門性の向上

要保護児童対策調整機関において、児童福祉司たる資格を有する者等の配置を拡大。

⇒可能な限り早期に、全ての要保護児童対策調整機関において、児童福祉司たる資格を有する者等を配置する。

【その他】 ○要保護児童対策地域協議会の効率的な運営の促進

関係機関における早期発見と適切な初期対応

○スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置充実、これらの外部の専門家や教職員に対する研修の充実

⇒平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約1万人（予算ベース））に配置する。

⇒平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置する。

児童相談所等における迅速・的確な対応

○関係機関等による調査協力

児童相談所や市町村から資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料等を提供できるものとする。

○臨検・捜索手続の簡素化

再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、都道府県が臨検・捜索することを可能とする。

○都道府県や児童相談所による措置への司法関与の在り方の見直しについて、早急に検討

適切な環境における児童への対応

○里親等への一時保護委託を推進。一時保護所について、環境改善、量的拡大、第三者評価を実施

○児童相談所・警察・検察が連携を強化し、個別事例に応じて、被害児童の心理的負担に配慮した面接等を実施

【その他】

- 医療従事者に対する研修の充実、医療機関の要保護児童
対策地域協議会への参加促進
- 地域のデータベースや統計調査の整備
- 情緒障害児短期治療施設の整備推進、通所指導活用

児童虐待防止対策強化プロジェクト④

被虐待児童への自立支援

親子関係再構築の支援

○施設退所時の助言等

施設入所等措置の解除時等に、第三者による助言や、関係機関による継続的な安全確認等を実施。

里親委託の推進

○都道府県・民間による里親支援の強化

里親支援を都道府県業務に位置付け、民間委託を推進し、里親委託優先の原則を徹底。

⇒平成31年度までに、里親等委託率を22%とする。

○里親家庭に対する訪問事業等の実施

養育支援訪問事業等について、里親家庭も対象であることを明確化。

養子縁組の推進

○児童相談所による養子縁組の推進

養子縁組の相談・支援を児童相談所業務に位置付け、申し立て前から成立後まで一貫して支援。

○育児休業の対象拡大

育児・介護休業法上の育児休業の対象に、養子縁組里親に委託された者等を追加。

【その他】○養子縁組里親の法定化

施設入所児童等への自立支援

○児童家庭支援センターの相談機能の強化

児童家庭支援センターの設置数を拡大。

⇒平成31年度までに、児童家庭支援センターの箇所数を340カ所とする。

○自立援助ホームの支援対象者の拡大

自立援助ホームの支援対象者について、22歳の年度末までの間にある大学等就学者まで拡大することを目指す。

⇒平成31年度までに、自立援助ホームの箇所数を190カ所とする。

○自立支援資金貸付事業の創設

児童養護施設退所者等に生活費（月額5万円）、家賃相当額、資格取得費用（上限25万円）を貸付。
○18歳に達した者に対する継続的な自立支援の在り方について、引き続き検討

【その他】○施設入所児童に対する自立支援のための職員の配置等

○退所児童等アフターケア事業の実施地域拡大

すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（案）

平成27年12月21日

I はじめに

- 近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化、不安・負担感が増大している。
- 本年8月28日には、すべての子どもの安心と希望の実現に向け、政府全体として関係省庁が連携して、効果的なひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策及び児童虐待防止対策を講じるため、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（施策の方向性）」及び「児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）」をとりまとめたところである。
- 今般、この施策の方向性を踏まえ、政府全体として更なる充実策を打ち出すため、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」をとりまとめ、ひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援するとともに、児童虐待防止対策の強化を図ることとする。

II ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍（母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯）となっている。また、母子世帯の80.6%が就業しているが、そのうち47.4%はパート、アルバイト等の不安定な就労形態にあり、母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円と低い水準にある。
- こうしたひとり親家庭等の自立に向けては、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスが十分に行き届いていない
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多く、一人一人に寄り添った支援が必要
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援が必要
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要といった課題がある。
- このため、ひとり親家庭等の支援については、一般施策を最大限活用するとともに、一般施策とひとり親家庭向けの施策を適切に組み合わせて、
 - ・ 就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、子育て・生活支援、養育費の確保支援、経済的支援を含めた総合的な支援を行うこと
 - ・ 貧困の連鎖を防止するため、教育費負担の軽減や子供の学習支援を行うこと
 - ・ 個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことが重要である。

1 支援につながる

- ひとり親家庭支援については、現在でも、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援を柱とする様々な支援策が講じられている。
しかし、現在は、①どこの窓口でどのような支援が受けられるかがひとり親家庭に知られておらず、支援策が必ずしも十分に活用されていない、②ひとり親は複数の困難な事情を抱えている方が多いが、個々の家庭の抱える課題に対応し適切な支援に導けるような質の高い相談が十分になされていない、といった課題がある。
- このため、支援を必要とする家庭に、行政の支援が確実ににつながる仕組みを整えるとともに、窓口における相談支援の水準の向上を図り、個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことが求められている。

① 自治体窓口のワンストップ化の推進

- ひとり親家庭の相談窓口に、母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員の配置を進め、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備し、必要に応じて、他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整える。
- 支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口確実ににつながるようにするには、ひとり親家庭の相談窓口の認知度を高めることが重要であるため、ひとり親家庭の相談窓口の愛称・ロゴマークを設定する。
- 個々のひとり親家庭の抱える課題に対応した情報や相談窓口をコンパクトにわかりやすく示す「ひとり親家庭支援ナビ」を平成28年度から配布し、相談窓口へのアクセスの向上を図る。この支援ナビは、転入届時や児童扶養手当の現況届時（毎年8月）に配布し、広く相談窓口の周知を図る。
- これに加え、子供の未来応援国民運動ホームページの支援情報ポータルサイトにおいて、ひとり親家庭の子どもやその保護者等がパソコン・スマートフォン・携帯電話を利用し、受けたい支援を入力すれば地域の相談窓口を検索し、窓口に来所することができるような仕組みを充実する。また、子供の未来応援国民運動ホームページでは、先進的な取組を行っている自治体の好事例を幅広く周知して、各自治体の支援の取組を促すため、全国の自治体のひとり親支援情報を始めとした子どもの貧困対策を「見える化」する。
- 自治体の相談窓口に来所したひとり親や、支援情報ポータルサイトを經由してメールで自治体にアクセスしたひとり親の携帯メールアドレスを登録し、定期的なメール配信により支援情報を提供するとともに、ひとり親からの相談予約の受付等を行う双方向型支援の仕組みを構築する。
- 毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等を集中相談期間として設定し、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。これにより、自治体が集中相談期間以降もひとり親家庭を継続的に

フォローすることを可能とする。

- また、そもそも多くの悩みや困難を抱えているひとり親家庭はなかなか相談窓口まで来られないことから、潜在的な支援ニーズの把握に努めるとともに、どこの窓口で受けた相談であっても、確実に必要な支援につながるよう、関係する支援機関（子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設、婦人相談所、ハローワーク等）と連携した支援の強化を図る。

② 自治体の窓口における相談の水準の向上

- ひとり親家庭が地域の相談窓口でより効果的な支援を受けられるようにするため、平成 27 年度内に、相談支援の質を標準化するためのアセスメントシートを開発するとともに、母子・父子自立支援員等の活動マニュアルを作成し、母子・父子自立支援員等への周知を図る。また、母子・父子自立支援員の全国研修会において、アセスメントシートや活動マニュアルの活用方法を周知することにより、研修の一層の充実を図る。

③ 生活困窮者自立支援制度の着実な実施とひとり親施策との連携の推進

- 対象者の状況に応じて、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策を組み合わせ、より効果的な支援を行うため、支援相談の窓口が連携した好事例の収集等を行い、共有する。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、母子・父子自立支援員の相談件数を年間 150 万件とする（平成 25 年度 75 万件）(①～③共通)

2 生活を応援

- ひとり親家庭の親は、子育てと生計の維持を一人で担っており、生活面や経済面で様々な困難を抱えているケースが多い。このため、個々の事情に寄り添った、きめ細かな支援を行う必要がある。

① 子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

- ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図るため、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う自治体の取組を支援する。

(K P I)

- ・ 可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ 50 万人分提供する。

② 児童扶養手当の機能の充実

- 児童扶養手当の第2子加算額を現行の5,000円から10,000円へ、第3子以降加算額を現行の3,000円から6,000円へそれぞれ倍増する。
 - ※ 収入に応じて支給額を逡減し、低所得者に重点を置いた改善（第1子分と同じ取扱）
 - ※ 平成28年8月分から拡充（平成28年12月から支給）
 - ※ 平成29年4月から加算額に物価スライドを適用（第1子分と同じ取扱）
- 上記と併せて、不正受給防止対策、養育費の確保や自立のための活動の促進などの取組を行う。

③ 養育費の確保支援

- 離婚前における養育費の取決めを促すため、地方自治体における弁護士による養育費相談の実施を支援するとともに、地方自治体、民間団体などの関係機関による養育費確保支援のネットワークを構築する。
- 養育費及び面会交流の取り決め促進に効果的な取組を、地方自治体に情報提供する。
- 養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレット・合意書ひな形の作成及び離婚届書交付時に同時に交付する等の取組を行う。パンフレットには、養育費や面会交流等の離婚の際に協議すべき事項についての簡単な解説、合意書の書き方、養育費の取決めや履行の確保の方法（裁判手続の流れ、強制執行の方法等）をわかりやすく記載する。
- 債務名義を有する債権者等が強制執行の申し立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするために、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。

(KPI)

- ・ 平成31年度までに、弁護士による養育費相談を全ての都道府県・政令市・中核市（112箇所）で実施する。
- ・ 養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレット・合意書ひな形の作成及び離婚届書の同時交付等の取組を、全市町村で実施する。
- ・ 離婚届書のチェック欄（養育費の分担について「取決めをしている」との欄）にチェックするものの割合を70%にする。

④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

- ひとり親家庭について、生活の維持のために必要な費用、知識技能の習得に必要な費用等に充てるための母子父子寡婦福祉資金貸付金について、返済の負担に配慮し、保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率を引き下げる。
 - ・ 年利1.5%（現行）→1.0%

⑤ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

- 年収約 360 万円未満世帯の保育料について、子どもの人数計算に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子半額、第 3 子以降無償化を実施する。
- 年収約 360 万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第 1 子半額、第 2 子以降無償化を実施する。

⑥ 日常生活支援事業の充実

- ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、低料金で支援員（ヘルパー）を派遣し、児童の世話や生活援助を行っているひとり親家庭等日常生活支援事業について、安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、利用条件を緩和し、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合に定期的に利用することも可能とする。
- また、ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を終了した者も対象とするよう緩和することにより、ヘルパーの更なる確保を図る。

(KPI)

- ・ 平成 31 年度までにひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数を年間 1 万人とする（平成 25 年度利用者数 4,608 人）。

⑦ ショートステイ・トワイライトステイの充実

- ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するために、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）の充実を図る。

(KPI)

- ・ 平成 31 年度までに、ショートステイの利用者数を年間延べ 16 万人（平成 26 年度見込延べ 7 万人）、トワイライトステイの利用者数を年間延べ 14 万人（平成 26 年度見込延べ 5 万人）とする。

⑧ 母子生活支援施設のひとり親家庭支援拠点としての活用

- 母子生活支援施設において、子どもの生活・学習支援事業やショートステイ・トワイライトステイを実施するなど、母子生活支援施設をひとり親家庭の支援拠点として活用する。

(KPI)

- ・平成31年度までにひとり親家庭の支援拠点として活用されている母子生活支援施設を100施設とする。

⑨ 児童家庭支援センターの相談機能の強化

- ひとり親世帯等に対する相談・援助の強化を図るため、児童家庭支援センターの設置数を拡大する。

(KPI)

- ・平成31年度までに児童家庭支援センターの箇所数を340カ所とする。(平成26年度104カ所)

⑩ 生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金（生活福祉資金）の拡充

- 生活困窮世帯の子どもが経済的理由により学習意欲や向上心を阻害されることがないように、教育支援資金（生活福祉資金）の貸付上限額の引き上げなどの拡充を図る。
 - ・教育支援費 大学の場合：月額65,000円（現行） → 97,500円
 - ・延滞利息の引き下げ：年10.75%（現行） → 年5%

⑪ 沖縄における居場所づくりと支援員の配置

- 全国に比べて特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況に緊急に対応するため、沖縄の実情を踏まえた居場所づくりや支援員の配置を、モデル的・集中的に実施する。

3 学びを応援

- 貧困の連鎖を防止するため、教育費負担の軽減や学習支援により、ひとり親家庭の子供が、親の経済状況にかかわらず学習できる機会を確保するとともに、親の学び直しを支援することも必要である。
- また、全ての子供が集う場である学校をプラットフォームとして、不登校や虐待など子供やその家庭が抱える問題への早期対応を図ることや、ひとり親や多子世帯など、子供たちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、学習環境や生活環境の整備を図ることが必要である。

① 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減

- 多子世帯・低所得世帯の負担軽減等、幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に推進する。

- 就学援助制度の周知方法や認定基準等を一覧できる「就学援助ポータルサイト」の整備により、必要な家庭が就学援助を受けられるよう、各市町村のきめ細やかな広報等を促進する。
- フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援の在り方等に関するモデル事業を実施し、総合的な検討を進める。
- 高校生等奨学給付金について、学年進行で着実に事業を実施し、非課税世帯の給付額の増額を図る。
- 大学等奨学金事業について、無利子奨学金の貸与人員を増員し、「有利子から無利子へ」の流れを加速させるとともに「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた検討を進める。また、ひとり親家庭・多子世帯に対し、重点的な支援を行う。
- 各大学等における授業料減免への支援を充実させる。
- 専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、効果的な支援の在り方等に関する実証研究を行う。

(KPI)

- ・ 理想の子供数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合（60.4%（平成22年）、理想の子供数が3人以上の方の場合は71.1%）を低下させる。
- ・ 子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるものとして「保育所・幼稚園・認定こども園にかかる費用」を挙げる人の割合（39.1%（平成24年度））を低下させる。
- ・ 入学時や進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合（入学時61.0%、進級時61.9%（平成26年度））を高める。
- ・ 高校生等奨学給付金事業について、高校生等における経済的理由による中途退学者数を減少させる。
- ・ 大学等奨学金事業（無利子奨学金事業）について、日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、無利子奨学金の貸与を認められた者の割合を上げる。

② 生活困窮世帯等の子どもの学習支援

- 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業において、高校生に対する中退防止の取組強化を行うとともに、支援が必要な子どもに支援が届くよう、家庭訪問の取組を強化する。

(KPI)

- ・ 平成31年度までに、生活困窮世帯等の子どもの学習支援を年間3万人（実人数）に提供する。

③ ひとり親家庭の子どもの学習支援

- 平成 27 年度からひとり親家庭の親を対象に実施している高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（※）について、平成 28 年度から事業の対象にひとり親家庭の子どもを追加する。

※合格のための講座の受講費用の 6 割（上限 15 万円）を支給。

④ 学習が遅れがちな子供やさらに学びを深めたい子供を対象とした学習支援

- 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難で、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して、大学生や元教員等地域住民の協力や ICT の活用等による、原則無料の学習支援（地域未来塾）を拡充するとともに、高校卒業や大学等への進学を後押しするため、平成 28 年度から新たに高校生へ対象を広げる。
- ICT 関連企業と連携協力し、地域での子供の学習活動への ICT 活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」を構築し、地域未来塾における取組も含め、ICT を活用して、小中高生の地域における学習活動やひとり親家庭の子供への学習支援等を行う。

(KPI)

- ・ 可能な限り早期に「地域未来塾」を 5,000 中学校区で実施する。

⑤ ひとり親への生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）

- ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う「ひとり親家庭等生活支援事業」を新たに実施する。
- また、ひとり親家庭等生活支援事業については、事業利用中の託児サービスを利用可能とする。

(KPI)

- ・ 平成 31 年度までに、家計管理等の講習会等の参加者数を年間延べ 2 万人とする。
- ・ 平成 31 年度までに、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の利用者数を年間 5 千人とする。（平成 27 年度より新規開始事業のため、実績なし）

⑥ 生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外

- 生活保護世帯の高校生の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外する（平成 27 年 10 月から実施）。
- また、子どもの学習支援は早期からの支援が重要であると考えられるため、生活保護

受給世帯の小学生・中学生についても、同様の取扱いとする。

⑦ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

- 「チームとしての学校」の観点から、子供やその家庭が抱える問題へ対応するべく、スクールソーシャルワーカーの活用により、学校と福祉部局が連携して子供が置かれた様々な環境に働きかけ、問題を解決していく体制の整備や、貧困対策のための重点加配等、配置の拡充を行うとともに、スクールカウンセラーについても、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、貧困対策のための重点加配等、配置を拡充する。
- 家庭教育支援チーム等による、家庭教育に困難を抱えた家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援を推進する。

(KPI)

- ・ 平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約1万人（予算ベース））に配置する。
- ・ 平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置する。
- ・ 平成31年度までに、訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等（283チーム）を増加させる。

⑧ 教育環境等の整備

- 家庭環境等に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。
- 義務教育未修了者等の就学機会の確保に重要な役割を果たす夜間中学について、設置促進を図る。
- 公立高等学校等では、学力向上や中途退学を防ぐことなどを目的としたサポートスタッフの配置充実のための支援を実施するとともに、定時制・通信制課程や総合学科における多様な学習を支援する高等学校への支援を実施する。
- コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくりへの支援を行い、コミュニティ・スクールの導入を促進する。
- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を積極的に推進するための体制を整備する。
- 全ての子供を対象として、安心・安全な活動拠点を設け、多様な体験や学習活動等の機会を提供する放課後子供教室を充実させる。
- 青少年の「自立する」力応援プロジェクトとして、生活習慣や自立的行動習慣の定着のための「生活・自立支援キャンプ」、体験活動等への参加にかかる経済的負担を軽減する「子どもゆめ基金」による支援、学生生活を経済的に支援する「学生サポーター制度」による支援を実施する。

(KPI)

- ・ 貧困層の子供を多く抱える小中学校への教員等の追加配置などにより、きめ細かな指導を推進し、学校に通う子供の学力を保障する。
- ・ 全ての都道府県に夜間中学を設置する。
- ・ 第2期教育振興基本計画期間中に、コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大する。
- ・ 全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する。
- ・ 平成31年度までに、公立小学校区（2万か所）で厚生労働省の放課後児童クラブと一体的又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施する。
- ・ 青少年の「自立する」力応援プロジェクトについて、アンケート調査により、8割以上の参加者から「満足」の評価を得る。

4. 仕事を応援

- ひとり親家庭の支援としては、まずは就業による自立に向けた就業支援が重要である。
- ひとり親家庭の親の就業率は高いが、就業しても収入は低い傾向にあるため、パートや派遣などの非正規雇用から、収入の高い安定した仕事につなげる支援が必要である。
- また、安定した就労につながるよう、親の資格取得に向けた支援も必要である。

① 就職に有利な資格の取得支援

○ 高等職業訓練促進給付金の充実

ひとり親家庭の親が、看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、以下のとおり充実する。

- ・ 支給期間の上限の延長
2年→3年（養成期間が3年以上の資格（看護師等）も全期間支給可能に。）
- ・ 対象資格の拡大
2年以上修学する資格→1年以上修学する資格
（調理師や製菓衛生師も新たに対象に。）
- ・ 通信制の利用要件の緩和
仕事をしながら資格取得を目指す場合などにも、通信制を利用可とする。

(KPI)

- ・ 高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就業者の割合を毎年度90%以上とする。（平成25年度90.5%）

○ 高等職業訓練促進資金貸付事業の創設

ひとり親家庭の親が、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す場合に、入学準備金・就職準備金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。

- ・養成機関への入学時に、入学準備金として 50 万円を貸付
 - ・養成機関を修了し、かつ、資格を取得した時に、就職準備金として 20 万円を貸付
- ※無利子（保証人がいない場合は有利子）
- ※貸付を受けた者が、養成機関卒業から 1 年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5 年間その職に従事したときは、貸付金の返還を免除。

○ 自立支援教育訓練給付金の充実

地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金を充実する。

- ・訓練受講費用の 2 割（上限 10 万円）を助成 → 6 割（上限 20 万円）を助成

② ひとり親家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン～

- 児童扶養手当受給者が地方自治体に現況届を提出する 8 月に、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」として、地方自治体へのハローワークの臨時相談窓口の設置や、既にハローワークの常設窓口が設置されている場合には、常設窓口への誘導を強化する。また、周知用のチラシを地方自治体からの郵送物に同封してもらう等、地方自治体と連携した周知の強化を図る。（平成 27 年度よりキャンペーンとして実施）
- マザーズハローワークへのひとり親の就職支援担当の専門相談員の新規配置や、地方公共団体やひとり親支援を行う NPO 法人等の関係機関と連携した支援により取組を強化する。また、ひとり親が利用しやすい職業訓練への誘導・あっせん機能を強化するため、職業訓練担当の専門相談員を新規配置する。
- ひとり親について、試行雇用から長期雇用につなげる道を広げるため、トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能とするとともに、非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進する。

(KPI)

- ・ ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数を前年度以上とする。（平成 26 年度 38,774 件）

③ ひとり親家庭の親が利用しやすい職業能力開発施策の推進

- 育児等に配慮した職業訓練を実施するため、求職者支援制度において、託児サービス支援付き訓練コースや短時間訓練コースの新設を検討するとともに、より就職に繋がるよう基礎的な訓練受講後に資格取得を含めた実践的な訓練（公共職業訓練を含む。）にステップアップする仕組みを創設する。
※既に両コースを実施している公共職業訓練においても拡充する。
- 子育てをしながらキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、公的職業訓練におけるEラーニングを試行実施する。
- 専門実践教育訓練において、ひとり親等が活用しやすい訓練の受講を促進するため、通信制の講座に係る指定要件を明確化（平成 27 年 10 月）し、対象となる講座を拡充する。
- ジョブ・カードを「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、求職活動、職業能力開発等の各場面において活用する。
- ひとり親を含めた求職者等に対し、ジョブ・カードを活用して行う、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練の受講者数を倍増することを目指す。
- ひとり親の就労支援を行う支援員が、ジョブ・カードを活用しきめ細やかな支援が行えるよう講習の受講を促進する。
- 自治体のひとり親支援の相談窓口の担当者に対し、職業訓練や助成金等に関する研修を実施する。

④ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

- 育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件（1歳までの継続雇用要件等）の緩和等を行うことにより、非正規雇用労働者の育児休業の取得促進を図る。

⑤ 母子・父子自立支援プログラム策定事業の充実

- 多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活上の悩みの相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員が一緒になって整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定し、就業自立を支援する。
- 平成 28 年度からは、就業自立等、当初の目標を達成した後も、アフターケア（月に 1 回の面談の実施など）を実施し、就業後の生活状況や再支援の必要性を確認し、ひとり親の自立を支援する。

(KPI)

- ・ 平成 31 年度までに母子父子自立支援プログラムの策定件数を 1 万件とする（平成 25 年度 7,175 件）。

5. 住まいを応援

① 公的賃貸住宅等における子育て世帯の居住の安定の確保

- 公的賃貸住宅団地における子育て支援施設等の併設による福祉拠点化を推進する。
- 公営住宅において、ひとり親世帯や多子世帯等の特に住宅困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、入居者選考において優先的な取扱いを行う。また、公営住宅の家賃設定等の基礎となる入居者の収入の算定において、入居者が非婚の母（父）の場合も寡婦（寡夫）控除の対象とする（平成28年10月から実施）。
- UR賃貸住宅において、子育て世帯への家賃減額を引き続き実施する。また、子育て世帯とそれを支援する世帯が近居する場合の家賃減額措置を拡充する。
- 子育て世帯等の居住の用に供する良好な賃貸住宅を供給する地域優良賃貸住宅制度において、整備・家賃低廉化費用について国と地方公共団体が協力して支援する。また、平成28年度からひとり親世帯・多子世帯への支援の拡充を行う。

② ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進

- ひとり親家庭の住居の確保を支援するため、民間賃貸事業者の団体と連携し、空き家を活用してひとり親家庭向けの賃貸住宅を供給する場合に、住戸部分の改善工事費やキッズスペースへの改修工事費を支援するなど、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促す。

③ 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援

- 子供の未来応援運動国民運動ホームページにおいて、各自治体におけるひとり親家庭支援施策やIターン・Uターンの取組について情報提供するとともに、ひとり親家庭支援の情報を掲載する。
- 全国のしごとや住まいなどの移住関連情報をワンストップで提供する窓口「移住・交流情報ガーデン」や、これらの情報を一元的に集約したポータルサイトである「全国移住ナビ」を活用し、子育てや生活環境等の移住に必要な情報の提供を行う。
- ひとり親家庭の移住を促進する自治体に対して、地方創生に関する「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）（27年度）」や「新型交付金（28年度）」の活用を促すことにより、ひとり親家庭のニーズに沿った移住促進策を実施できるよう支援する。

④ 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある者に対して有期で家賃相当額を支給することにより、住居の確保と就労機会の確保に向けた支援を行う。

(KPI)

- ・平成31年度までに、住居確保給付金の受給者の常用就職率（利用者が受給中に常用就職する割合）を70%とする。

6. 社会全体で応援

① 子供の未来応援国民運動の推進

- 各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトを整備する。既に公開している国、都道府県、政令市の支援情報に加え、平成28年度中には全市町村の支援情報についても提供する。また、民間団体等の支援情報も順次追加を図り、情報量を充実させる。
- マッチングサイトにより企業等の提供リソースとNPO等が抱えているニーズのマッチングを図るとともに、地域における交流・連携事業を展開すること等により、国、自治体、民間の企業・団体等による応援ネットワークの形成を目指す。
- 子供の貧困の放置は、子供たちの将来が閉ざされてしまうだけでなく、社会的損失につながるという考えを前提に、子供の貧困対策を「慈善事業」にとどまらず、「未来への投資」と位置づけ、寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを「子供の未来応援基金」として結集し、草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行う「未来応援ネットワーク事業」、子供たちの居場所となる拠点を整備し、「生きる力」を育むプログラムを地域の支援スタッフが提供する「子供の生きる力を育むモデル拠点事業」を行うこととする。

② 子供の未来応援地域ネットワークの形成

- 「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設する。

Ⅲ 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策を更に強化する。

1 児童虐待の発生予防

- 児童相談所や市町村における児童虐待に係る相談対応件数は増加の一途を辿り、死亡事例の4割強が0歳児であることを踏まえ、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うことを含め、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逡減する。

① 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

- 子育て世代包括支援センターを法定化し、同センターを核として、産婦人科・小児科の医療機関等の地域の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みの全国展開を図る。
- 母子保健事業の実施に当たっては、当該事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることに留意するよう、法律において明確化する。
- 支援を要すると思われる妊婦を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、市町村に対して通知するよう努めるものとする。
- 施設（助産所、産科医療機関、母子生活支援施設等）を活用した妊婦への幅広い支援の在り方について、関係者の意見を十分に踏まえながら、引き続き検討する。

(KPI)

- ・ 平成32年度末までに、地域の実情等を踏まえながら、子育て世代包括支援センターの全国展開を目指す。(平成27年度150市町村)

② 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ

- 不安定な生活など、様々な事情により地域社会から孤立している子育て家庭に対するアウトリーチ支援を強化するため、乳児家庭全戸訪問事業を全ての市町村において実施する。養育支援訪問事業についても、全ての市町村において実施することを目指す。
- 家庭教育支援チーム等による、家庭教育に困難を抱えた家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援を推進する。
- 低所得の妊婦に助産を行う助産施設や児童相談所全国共通ダイヤル(189)について、更なる周知を行う。

(KPI)

- ・ 平成31年度までに、全ての市町村において、乳児家庭全戸訪問事業を実施する。(平成25年度1,660市町村(95.3%))
- ・ 平成31年度までに、全ての市町村において、養育支援訪問事業を実施することを目指す。

(平成 25 年度 1,225 市町村 (70.3%))

- ・ 平成 31 年度までに、訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等 (283 チーム) を増加させる。

2 発生時の迅速・的確な対応

- 児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所の体制整備や要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行う。

① 児童相談所の体制整備

- 児童相談所の体制や専門性を計画的に強化するため、「児童相談所体制強化プラン」(仮称)を策定し、児童福祉司、児童心理司、保健師等の配置の充実や、子どもの権利を擁護する観点等からの弁護士を活用等を行う。

② 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 地域の関係機関等が連携して適切に対応するため、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底する。
- 要保護児童対策地域協議会が十分に機能を果たすため、要保護児童対策調整機関における児童福祉司たる資格を有する者等の専門職の配置を拡大する。
- 要保護児童対策地域協議会をより効率的に運営し、児童の置かれている状況に応じた手厚い支援を行うため、要保護児童対策調整機関による次のような運用を促進する。
 - ・ 必要に応じて、関係機関が連携して支援等を行う児童か、まずは利用者支援事業等の利用を促す児童かを判断する。
 - ・ 関係機関等の協議に時間を要する場合に、必要に応じて、参加する 1 つの機関を主たる支援機関とする。

(KPI)

- ・ 可能な限り早期に、全ての要保護児童対策調整機関において、児童福祉司たる資格を有する者等を配置する。(平成 25 年度 1,276 市町村 (74.1%))

③ 関係機関における早期発見と適切な初期対応

- 学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置を充実するとともに、これらの外部の専門家や教職員に対する児童虐待を含めた研修を充実する。
- 医療機関において被虐待児童を早期に発見するとともに、被虐待児童やその保護者への対応を適切に行うため、医療従事者に対する研修や要保護児童対策地域協議会への参加を促進する。

(KPI)

- ・ 平成 31 年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約 1 万人（予算ベース））に配置する。
- ・ 平成 31 年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500 校）に配置する。

④ 児童相談所等における迅速・的確な対応

- 児童虐待の防止等に必要であるとして児童相談所や市町村から児童やその保護者の心身の状況等に関する資料等の提供を求められた場合に、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料等を提供できるものとする。
- 虐待を受けていると思われる児童の安全を迅速に確保するため、臨検・捜索手続を簡素化し、都道府県は、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、職員を児童の住所に臨検させ、児童を捜索させることを可能とする。
- 児童虐待に関する地域のデータベースや統計調査の整備について、早急に対応を行う。
- 都道府県や児童相談所による措置への司法の関与の在り方の見直しについて、早急に検討する。

⑤ 適切な環境における児童への対応

- 里親等への一時保護委託を推進するとともに、一時保護所についても必要な環境改善や量的拡大を図る。また、一時保護所について第三者評価の仕組みを設ける。
- 児童相談所、警察及び検察が連携を強化し、個別事例に応じて、協同面接を実施するなど被虐待児童の心理的負担に配慮した試行的取組を実施する。
- 心理的問題を抱える被虐待児童を適切に支援するため、情緒障害児短期治療施設について、未設置の地域における整備を推進するとともに、通所指導の活用を促進する。

(KPI)

- ・ 平成 31 年度までに、情緒障害児短期治療施設の箇所数を 47 カ所とする。（平成 26 年度 38 カ所）

3 被虐待児童への自立支援

- 被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、18 歳到達後や施設退所後等も含め、個々の児童の発達に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

① 親子関係再構築の支援

- 親子関係再構築を円滑に進め、児童の家庭復帰後の再度の虐待発生を防止するため、施設入所等措置の解除等に当たって、児童相談所が委託した NPO 法人等による助言・カウンセリングや、市町村、児童相談所、児童養護施設、NPO 法人等の連携した対応

による定期的な安全確認、相談・支援等を実施する。

② 里親委託の推進

- 里親等委託優先の原則を徹底するため、都道府県の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付けるとともに、社会福祉法人、NPO法人等への委託を推進する。
- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び乳幼児健康診査について、里親家庭も対象であることを明確化する。

(KPI)

- ・ 平成31年度までに、里親等委託率を22%とする。(平成26年度16.5%)

③ 養子縁組の推進

- 養子縁組里親を法定化し、研修の義務化や欠格要件、都道府県知事による名簿への登録等を定める。
- 養子縁組の申し立て前から成立後のアフターケアまで、一貫した相談支援が重要であることから、児童相談所の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- 育児・介護休業法上の育児休業等の対象に、養子縁組里親に委託された者等を加える。

④ 施設入所等児童への自立支援

- 児童や保護者に対する相談・援助の強化を図るため、児童家庭支援センターの設置数を拡大する。
- 施設入所等児童に対する効果的な自立支援のための職員を配置すること等により、専門的支援を行う。
- 児童養護施設等を退所した児童等の着実な自立を支援するため、自立援助ホームの支援対象者について、22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある大学等就学者まで拡大することを目指す。
- 児童養護施設等を退所した児童等に対し、相談・支援等を行う退所児童アフターケア事業の実施地域を拡大するとともに、家賃相当額や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築くための自立支援資金貸付事業を創設する。
- 18歳に達した者に対する継続的な自立支援の在り方について、関係者の意見を十分に踏まえながら、引き続き検討する。

(KPI)

- ・ 平成31年度までに、児童家庭支援センターの箇所数を340カ所とする。(平成26年度104カ所)
- ・ 平成31年度までに、自立援助ホームの箇所数を190カ所とする。(平成26年度118カ所)

IV おわりに

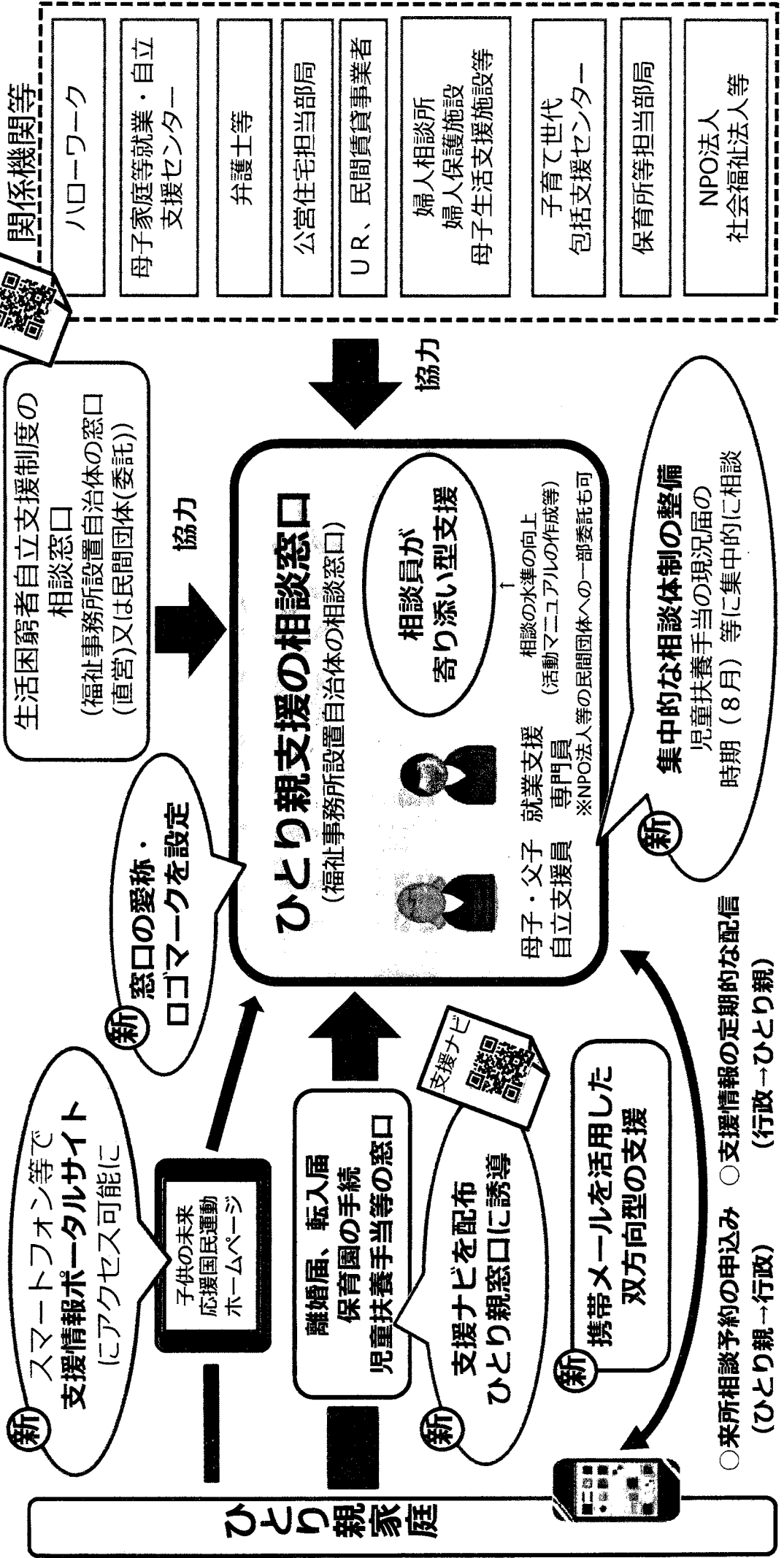
- 子どもの最善の利益のためには、社会全体で子どもを健全に育成することが重要である。政府としては、上記の「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」及び「児童虐待防止対策強化プロジェクト」に盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、平成28年通常国会に、児童扶養手当法改正案及び児童福祉法等改正案の提出を目指す。
- 施策の実施に当たっては、子どもへの支援は、社会全体で取り組むことが重要との認識の下、官・民のパートナーシップを構築し、民間の創意工夫を積極的に活用する。
- また、既に、行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法が行われている。こうした取組をはじめとした先駆的な取組を幅広く参考とし、本分野での効果的な取組手法の検討・導入を目指していく。

**ひとり親家庭・多子世帯等
自立応援プロジェクト（案）
（参考資料）**

自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援につながる

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口に確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備



※平成27年度補正予算で相談窓口の充実等に必要な備品購入等を補助。

自治体の窓口における相談の水準の向上

支援につながる

概要

ひとり親家庭が地域の相談窓口でより効果的な支援を受けられるよう、自治体の窓口における相談の水準の向上を図る。

対応

- (1) 相談支援の質を標準化するためのアセスメントシートを開発し、母子・父子自立支援員等の活動マニュアルを作成 (平成27年度～)
- (2) 母子・父子自立支援員等に対する研修の充実 (平成28年度～)
(全国研修におけるアセスメントシートや活動マニュアルの活用方法の周知)

母子・父子自立支援員相談実績 (平成25年度)

	生活 一般	再掲			児童	経済的支 援・生活 保護	再掲		その他	合計
		うち 就労	うち 配偶者等の 暴力	うち 養育員			うち 母子養育 福祉資金	うち 児童扶養手当		
母子 寡婦	件数 201,130 割合 27.4%	71,821 9.8%	15,084 2.1%	7,132 1.0%	70,648 9.6%	440,570 59.9%	291,671 39.7%	92,135 12.5%	22,693 3.1%	735,041 100.0%
父子	件数 3,826 割合 30.4%	735 5.8%	78 0.6%	147 1.2%	2,665 21.2%	5,790 46.1%	— —	4,019 32.0%	292 2.3%	12,573 100.0%
合計	件数 204,956 割合 27.4%	72,556 9.7%	15,162 2.0%	7,279 1.0%	73,313 9.8%	446,360 59.7%	291,671 39.0%	96,154 12.9%	22,985 3.1%	747,614 100.0%

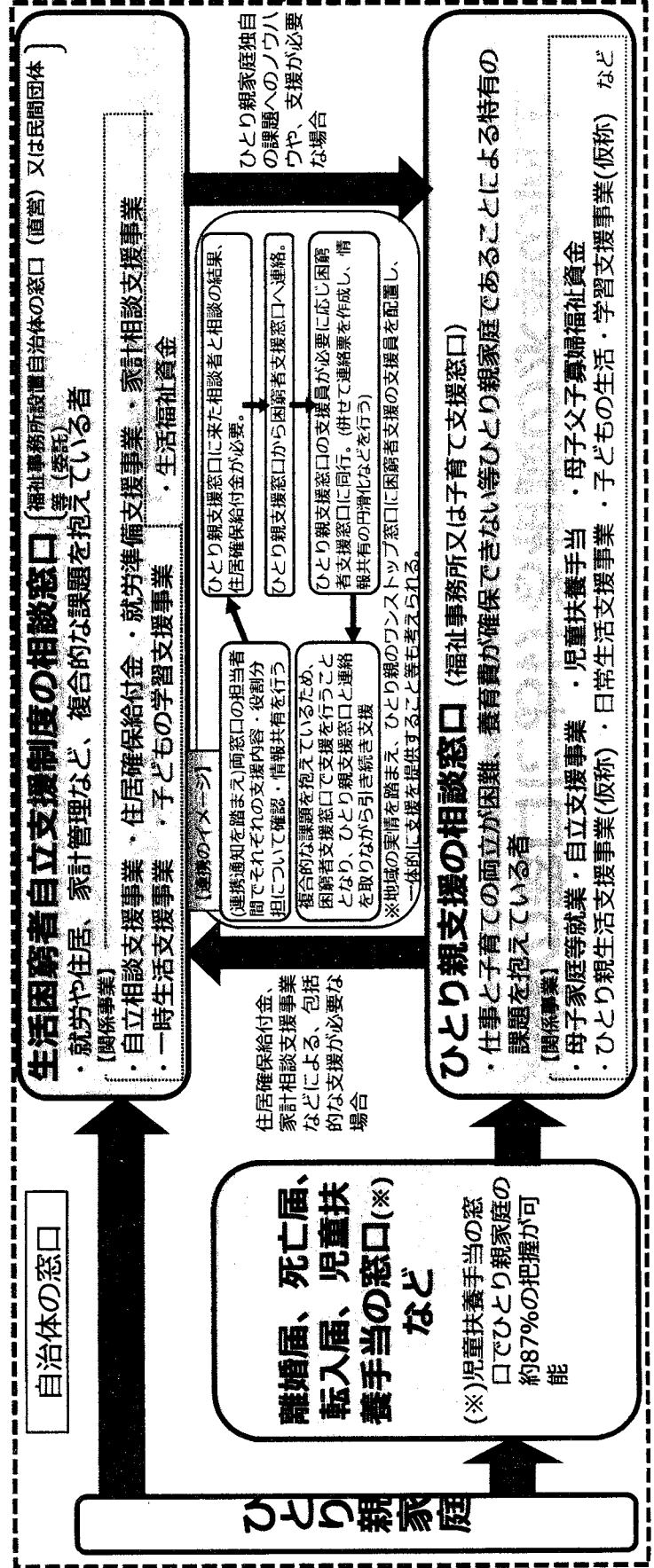
生活困窮者自立支援制度の着実な実施と ひとり親施策との連携の推進

支援につながる

- ひとり親施策の窓口が十分に認知されていない。また、生活困窮者自立支援法は今年4月に施行されたばかりで、引き続き周知が必要。
- 対象者の状況に応じて生活困窮者自立支援制度、ひとり親施策それぞれの施策を組み合わせ、より効果的な支援が必要。
- このため、生活困窮者自立支援相談事業とひとり親施策の相談窓口とのさらなる連携が必要。
※連携に係る通知を発出したところであるが、それぞれ各地域で実際に機能するようにする必要がある。



- ひとり親家庭の状況に応じたさまざまな端緒から適切な支援につなげる具体的な流れを構築する。
- 連携通知の内容が機能するよう、それぞれの制度の役割分担の明確化などを行い、自治体での取組の具体化につなげる。
- 生活困窮者自立支援制度は施行後間もなく、実践の蓄積が求められることから、ひとり親施策の窓口と生活困窮者自立支援相談の窓口が連携した好事例を収集し共有する。



子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)

生活を応援

現状と課題

- ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。
- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもたちの生活向上を図ることが求められている。

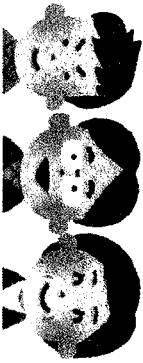
対応

※平成28年度から実施

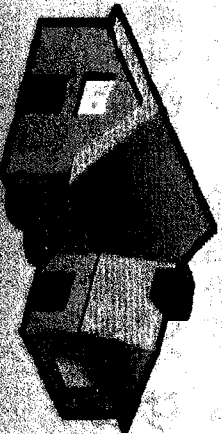
- 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもたちの生活向上を図る自治体の取組を支援する。
- 自治体から委託を受けたNPO法人等が、地域の実情に応じて、地域の学生や教員OB等のボランティア等の支援員を活用し、児童館・公民館や民家等において、事業を実施する。

<イメージ>

地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)



<実施場所>
児童館、公民館、民家等



<支援の内容(例)>

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



※食料の確保は地域の協力を得る

※平成27年度補正予算で学習支援等を行う場所を開設するために必要な備品の購入費用等を補助。

現状

- 【支給対象者】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）
- 【手当月額】 児童1人の場合 全部支給：42,000円 一部支給：41,990円から9,910円まで
児童2人以上の場合、2人目は5,000円、3人目以降は1人につき3,000円加算
- 【所得制限】 本人：全部支給（2人世帯）130万円 一部支給（2人世帯）365万円
扶養義務者（注）（6人世帯）610万円 （注）生計を同じくする祖父母など

課題

○ひとり親の生活の安定と自立の促進の観点から、児童扶養手当のあり方について検討が必要。

対応

- 児童扶養手当の第2子加算額を現行の5,000円から10,000円へ、第3子以降加算額を現行の3,000円から6,000円へそれぞれ倍増する。
- ※ 収入に応じて支給額を逡減し、低所得者に重点を置いた改善（第1子分と同じ取扱）
 - ※ 平成28年8月分から拡充（平成28年12月から支給）
 - ※ 平成29年4月から加算額に物価スライドを適用（第1子分と同じ取扱）
- 上記と併せて、不正受給防止対策、養育費の確保や自立のための活動の促進などの取組を行う。

現状

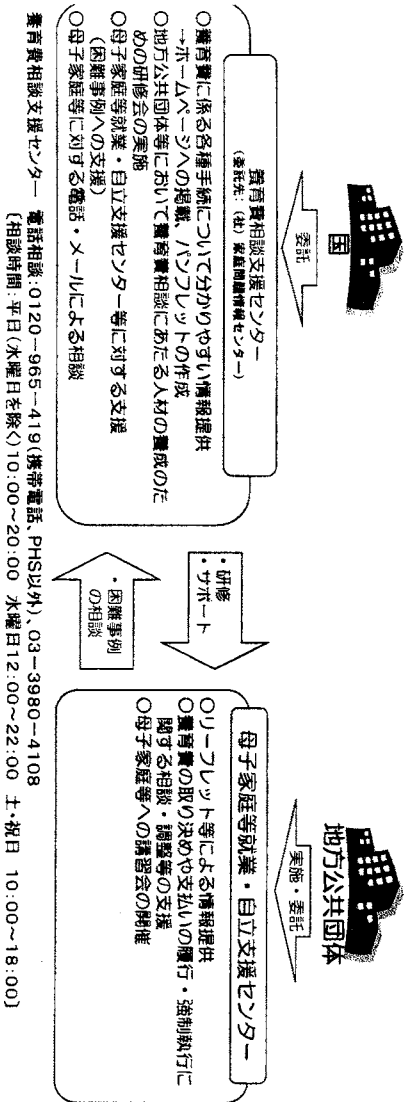
養育費の相談支援の強化

生活を応援

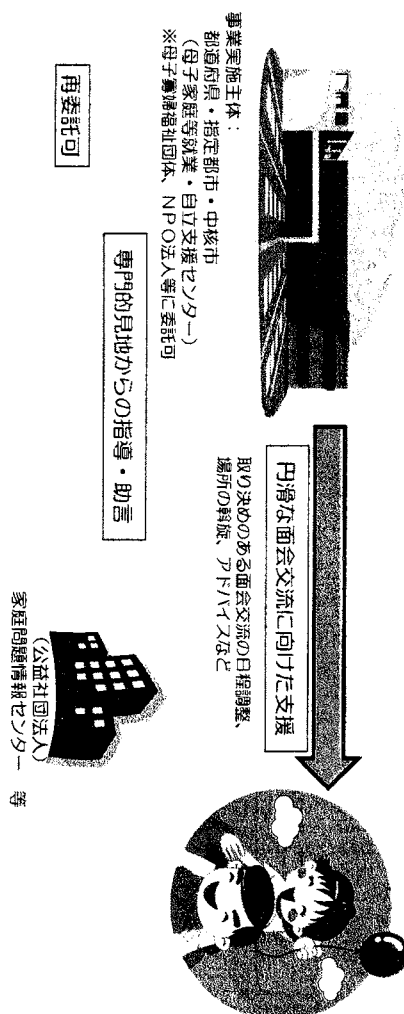
○養育費の取決めを促すため、養育費相談支援センターを設置し、取決めの重要性等に関する普及啓発、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援等を実施。また、地方公共団体において、専門知識を有する相談員を配置し、相談に対応。

○面会交流については、面会交流の取り決めがあり、父母間で合意がある児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある者を対象に、面会交流の支援を行うための活動費を補助。

養育費相談支援センター事業



面会交流支援事業



課題

○養育費の取決めが適切になされるよう、離婚当事者に対して離婚前に周知啓発や相談支援を行うことが必要。

○面会交流の意義や課題を離婚当事者や支援者が認識した上で、面会交流の取決めが行われ、適切に実施されることが必要。

対応

○地方自治体における弁護士による養育費相談の実施を支援するとともに、地方自治体、民間団体などの関係機関による養育費確保支援のネットワークを構築する。

○養育費及び面会交流の取決め促進に効果的な取組を地方自治体に情報提供する。

パンフレット・合意書ひな形の作成 及び離婚届書との同時交付等

生活を応援

概要

○ 養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレット^(注)と養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな形を作成する。

○ これらの書類を離婚届書と一緒に当事者に交付する。

(注) パンフレットには、養育費や面会交流等の離婚の際に協議すべき事項についての簡単な解説、合意書の書き方、養育費の取決めや履行の確保の方法（裁判手続の流れ、強制執行の方法等）を分かりやすく記載する。

※ さらに、関係府省や地方公共団体と連携して、これらの取組の効果を更に高めることができなにかを検討する。

※ 離婚後共同親権制度の導入の可能性については、引き続き検討する。

これまでの取組

○ 平成23年の民法改正により、父母が離婚の際に協議で定めるべき事項として、養育費の分担が明示された（民法第766条第1項）。

○ 離婚届書に養育費の取決めの有無を手エックする欄を追加。

・ 離婚届書に養育費についての「取決めをしている」にチェックがされたものの割合は、約10%上昇したが、60%を少し超えたところで頭打ち^(注)。

・ 養育費の取決めがされていない原因としては、養育費の分担に関する法的な知識が不足している場合、DV等が原因で相手と関わりたくなないと考えている場合等があると考えられる。

(注) 養育費の分担について「取決めをしている」にチェックが付されたものの割合

H24.4	～	H24.6	49%	H25.4	～	H25.6	59%	H26.4	～	H26.6	61%
H24.7	～	H24.9	55%	H25.7	～	H25.9	60%	H26.7	～	H26.9	61%
H24.10	～	H24.12	58%	H25.10	～	H25.12	61%	H26.10	～	H26.12	62%
H25.1	～	H25.3	60%	H26.1	～	H26.3	62%	H27.1	～	H27.3	62%

養育費の取決めを促進するための施策を更に検討する必要がある。

財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正

生活を応援

(中期的課題)

概要

債務名義を有する債権者等が、強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報をより得やすくするために、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。

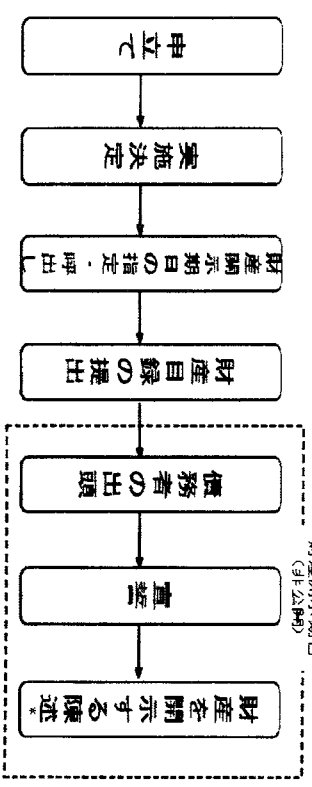
これまでの取組

- 平成15年の民事執行法改正の内容
- 養育費については、その一部が不履行となっていれば、まだ支払期限が到来していない部分（将来分）についても、一括して、給料その他継続的給付に係る債権に対する強制執行を開始することができる旨の特例が設けられた。
 - 民事執行法では、標準的な世帯の必要生計費を考慮して、給料等については、その4分の3に相当する部分を差し押さえることはできないこととされているが、養育費の支払を求めるために給料等を差し押さえる場合には、差押えをすることができない範囲を4分の3から2分の1に縮小する旨の特例が設けられた。
 - 勝訴判決等の債務名義を得た債権者が債務者の財産に関する情報を得ることができるよう、財産開示制度（注）が創設された。

- ・ 財産開示制度に対しては、その導入後約10年を経過した現在、財産開示手続を実施するための要件が厳格すぎる、債務者が財産開示手続の期日に裁判所に出頭しない場合や虚偽の陳述をした場合などの制裁が弱く手続の実効性が乏しい等の批判がある。
- ・ 財産開示制度のみでは不十分であり、金融機関に対し債務者の預金の有無及び預金額の照会をすることができ第三者照会の制度を新たに導入すべきとの意見もある。

養育費の履行を確保するための施策を更に検討する必要がある。

(注) 財産開示制度について



財産開示の申立て件数(全国)

財産開示 (前件数)	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
全国総数	789	863	884	898	1,207	1,124	1,085	979

* 虚偽の陳述等に対し、過料の制裁が科せられる。
 ・ 申立人は、期日に出頭し、債務者に対し、質問をすることができ。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

現状

- 生活の維持のために必要な費用、子供の進学等に必要なる費用等に充てるための資金を貸付
- 返済の負担に配慮し、子供の進学等に要する費用の貸付は無利子で長期の返済期間（20年以内）を設定。（他の資金は保証人がいる場合は無利子、保証人がいない場合は年利1.5%、返済期間は一定の据置期間の後、3年～20年に設定）

貸付金の種類（計12種類）

- 【子供の進学等に要する資金】
修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金
- 【生活のための資金】
生活資金
- 【親の就業等に関する資金】
技能習得資金、就職支度資金、事業開始資金、事業継続資金
- 【その他生活に関連する資金】
医療介護資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金

貸付実績（平成25年度）

- ・母子福祉資金貸付金 207億3717万円（41282件）
 - ・寡婦福祉資金貸付金 5億8882万円（989件）
- ※約9割が子供の進学等に要する資金の貸付
 （注）父子福祉資金貸付金は平成26年10月創設

課題

- 貸付金制度について、ひとり親に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとする必要がある。



対応

※平成28年4月から実施

- 返済の負担に配慮し、ひとり親家庭に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率を以下のとおり引き下げる。
 - ・年利1.5%→1.0%

多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

生活を応援




現状と課題

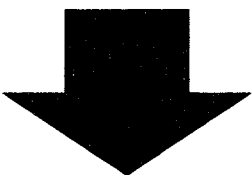
- 就労家庭が保育所等を利用しやすい環境を実現する。
- 多子世帯は、特にその保育料負担を支援する必要がある。

対応




- 年収約360万円未満世帯の保育料について、子どもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を実施する。
- 年収約360万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第1子半額、第2子以降無償化を実施する。

※多子世帯の場合の例示

〔対象外〕	
小学校 3年生	
※小1以上はカウントしない	
(5歳)	第1子の 扱い  保育料 半額
(4歳)	
(3歳)	
(2歳)	第2子の 扱い  保育料 半額
(1歳)	
(0歳)	



(改正)

年収約360万円未満世帯 年齢制限撤廃	
小学校 3年生	対象 第1子扱い 
※多子計算に係る年齢制限を撤廃	
(5歳)	第2子  保育料 半額
(4歳)	
(3歳)	
(2歳)	第3子  無償
(1歳)	
(0歳)	

日常生活支援事業の充実

現状

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等の支援が必要となった際に、低料金でヘルパーを派遣し、児童の世話や生活援助を行う。

課題

- 定期的な利用は本事業の対象外としており、利用者から使いにくいとの指摘がある。
- ひとり親家庭に派遣する支援員（ヘルパー）の確保が困難との指摘がある。

対応

※平成28年4月から実施

- 安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、利用条件を緩和し、**未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合に定期的に利用することも可能とする。**
- **ヘルパーの資格要件について、自治体が認められた資格を有する者や、自治体が認められた研修を終了した者も対象とするよう緩和することにより、ヘルパーの更なる確保を図る。**

＜利用料（1時間当たり）＞

	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

ショートステイ・トワイライトステイの充実

現状

○ひとり親家庭が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施。（ひとり親家庭以外の利用も可能）

短期入所生活援助（ショートステイ）事業				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	614か所	651か所	671か所	678か所

夜間養護等（トワイライトステイ）事業				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	329か所	354か所	358か所	364か所

課題

- ひとり親家庭において、仕事と子育ての両立を図るためには、夜間・休日などに子供を預かる子育て支援サービスの充実が必要。



対応

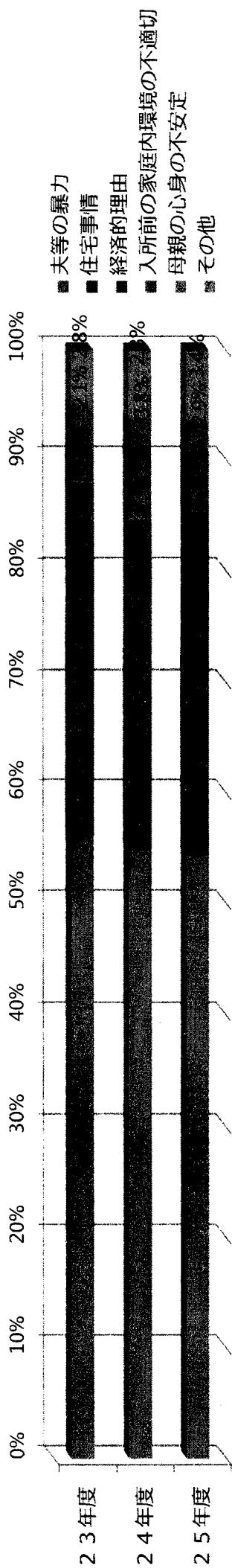
- ショートステイ・トワイライトステイの利用の拡大を図る。
- 子どもの生活・学習支援事業に関する取組との連携など、好事例を示しつつ、積極的な活用を自治体に求める。

母子生活支援施設のひとり親家庭支援拠点としての活用

生活を応援

現状

- 母子生活支援施設は、母子家庭の母及び子を入所させて保護し、自立に向け、生活を支援する施設。施設数は247か所で、3542世帯が利用（平成26年10月時点。定員は4936世帯）
- 居室、集会・学習室等があり、母子支援員、保育士、少年指導員、調理員等、嘱託医が配置。
- DV被害を理由とする入所が5割を超えており、住宅事情や経済的理由による入所も約3割を占める。



資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「社会的養護の現況に関する調査」（※平成25年度）

課題

- DV被害者の入所が約半数を占め、虐待児の増加も見られることから、自立を支援するための機能・役割の充実・強化が必要。
- 関係機関との連携を強化し、母子の抱える課題や状況の違いを理解した、早期・集中的な支援を実施していくことが必要。
- 母子生活支援施設が有する機能を活用し、地域の支援拠点として活用していくことが必要。

対応

- 母子生活支援施設をひとり親家庭の支援拠点として活用。
 - ・親の生活支援事業の実施
 - ・子どもの生活・学習支援事業の実施
 - ・就業支援専門員の配置
 - ・ショートステイ、トワイライストステイの実施
- ・母子・父子自立支援員等の関係者との情報共有

児童家庭支援センターの相談機能の強化

現状

- 児童家庭支援センターは、以下のような子どもの養育全般にわたる相談対応業務を担う重要な機関
 - ①地域・家庭からの相談対応 ②市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助の実施
 - ③都道府県又は児童相談所からの受託による指導 ④里親等への支援 ⑤関係機関との連携・連絡調整

【設置か所数の推移】

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
設置か所数	82	87	92	98	104

課題

- 子ども・子育て支援から家族支援まで地域で幅広く相談に応じていることにより、役割が不明瞭となっている。
- 継続的な支援が必要な児童と家庭について、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として設置数の拡大と更なる機能強化が必要。



対応

- 相談・援助体制の強化を図るため、児童家庭支援センターの設置を拡大する。
- 児童家庭支援センターにおける相談・援助機能の強化を図る。

生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金（生活福祉資金）の拡充

現状

○困難を抱える世帯に対する子どもへの進学費用の公的な経済的支援は、奨学金、国の教育ローン、母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金などの制度により実施されている。

課題

○教育支援資金（生活福祉資金）については、主として他の貸付制度（ひとり親を対象とした母子父子寡婦福祉資金貸付金など）を利用できない低所得世帯（二人親で多子の貧困世帯）への支援という役割を担っているところであるが、そうした世帯の子どもが授業料等の多寡により進学先の選択肢を狭める等、経済的理由により学習意欲や向上心を失うことのないよう、制度の一部を拡充する必要。

対応

※平成27年度補正予算において実施

○現行の貸付限度額について、特に必要と認める場合に限り、1.5倍の額まで貸付可能とする。

例) 教育支援費 大学の場合：月額65,000円→97,500円

○延滞利子の引き下げ：（現行）年10.75% →年5%

○卒業後に就職できない、または就職したが十分な収入を得られていない場合に、償還計画の見直しを行う。

○市町村民税非課税程度とされている貸付対象世帯の基準について、多子世帯等の場合には、その世帯の経済状況を十分に勘案した対応とする。

沖縄における居場所づくりと支援員の配置

生活を応援

現状

○沖縄の子供を取り巻く環境は、1人当たりの県民所得が全国最下位であり、母子世帯の出現率が全国1位であることなど、全国と比較して特に深刻な状況である。

参考データ

1人当たり県民所得—47位	完全失業率—1位	非正規の職員・従業員率—47位	母子世帯出現率—1位
離婚率—1位	高校進学率—47位	高校中退率—1位	大学等進学率—47位
若年無業者数—1位	不良行為少年補導数—1位	若年（15～19歳）出生数—1位	

課題

- 沖縄においては、保護者が就労等により夜間家にいないことが多く、昼間も全国に比べて高額な放課後児童クラブの利用料を支払えないため、日中及び夜間の子供の居場所の確保が急務であるとの指摘がある。
- 沖縄においては、生活保護等の行政の支援から取り残されている世帯が多いのではないかとの指摘がある。

対応

○全国に比べて特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況に緊急に対応するため、沖縄の実情を踏まえた事業を、**モデル的・集中的に実施する**。

居場所づくり

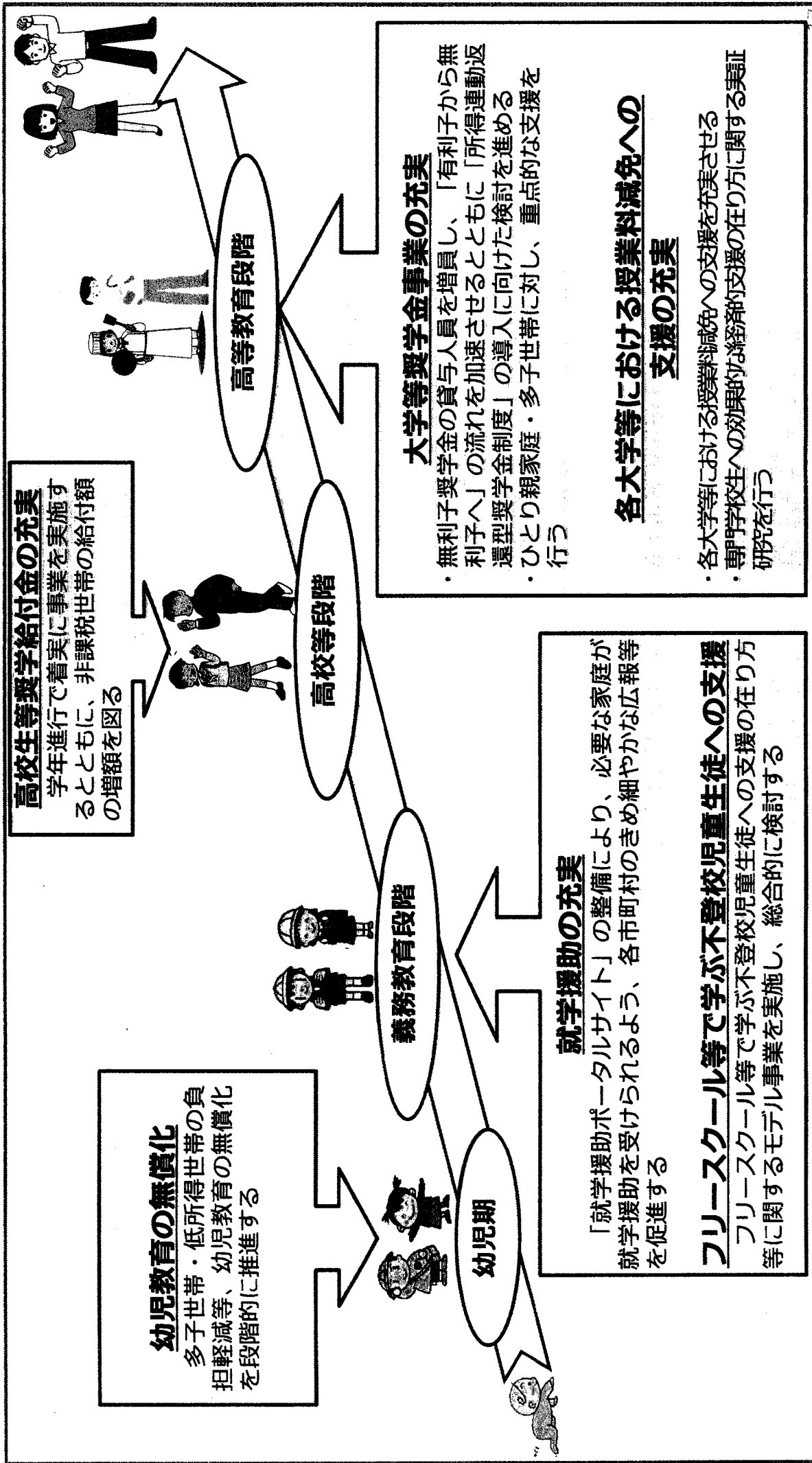
- 市町村において、子供の居場所を提供するNPO等を支援する。居場所では、**地域の実情に応じ、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行う**とともに、年に数回程度、**キャリア形成等の支援**を行う。
- ・地域の実情に応じ、深夜まで開所することも想定。
 - ・ひとり親世帯の子供に限定せず、居場所を必要とする子供を対象とする。

支援員の配置

- 市町村において、「子供の貧困対策支援員」を配置する。支援員は、子供の貧困に関する**各地域の現状を把握し、**学校や学習支援施設、居場所づくりを担うNPO等との**情報共有**や、子供を**支援につなげるための調整**を行う。また、支援員は、居場所の担い手を確保するなど、**新たな子供の居場所づくりの準備**等を行う。

概要

貧困の連鎖を防止するため、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減により、ひとり親家庭の子供が、親の経済状況にかかわらず学習できる機会を確保する。

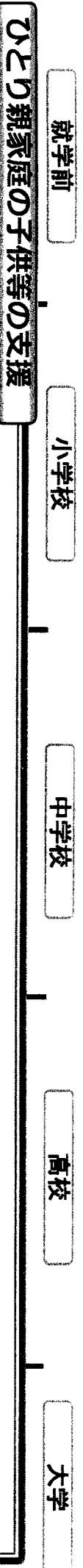


困難を抱える世帯の子どもへの切れ目のない学習等の支援（イメージ）

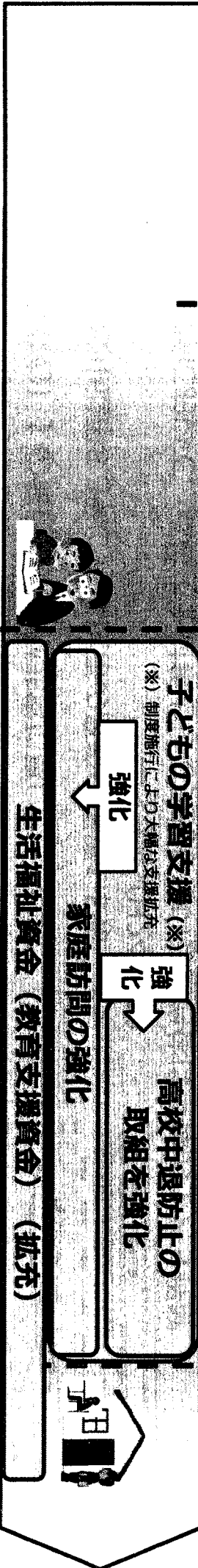
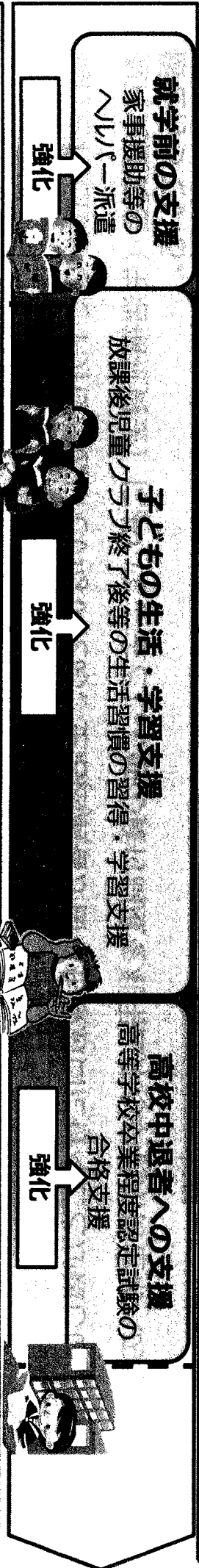
生活を応援

○ひとり親家庭向けの施策は、ひとり親家庭特有の課題に配慮しながら、基本的な生活習慣の習得を支援することにより、子どもの健全育成を図るための取組を実施。
 ○生活困窮者自立支援制度は、生活困窮からの脱却を主眼に自立のための包括的な支援を実施。

⇒両者が役割分担しながら対応することで、小学校等から高校生まで、切れ目のない学習等の支援を実施し、「貧困の連鎖」の防止を図る。



【ポイント】 親との離別など辛い経験をした子どもの心に寄り添った子どもの健全育成。
 【対象の考え方】 就学前、小学生は本施策で対応、高校中退後の支援も実施。
 【強化すべき分野】 家に一人であることが多い子どもの食事の提供も含めた居場所の確保。



生活困窮者自立支援制度

【ポイント】 将来の自立に向けた包括的な支援。
 【対象の考え方】 高校卒業が自立のための一つの大きなポイントになることから、中学生を中心に支援。
 【強化すべき分野】 高校中退防止と、家庭状況により複雑な課題を抱えるなどにより、支援が必要だが事業に参加できない子どもの把握、併せて親への支援につなげるための家庭訪問の強化。

* 学習支援については上記の他に、家庭での学習が困難で、学習習慣が十分に身につけていない中学生等を対象とした学習支援（地域未来塾）を拡充するとともに、高校卒業や大学等への進学を後押しするため、高校生等を対象とした学習支援を新たに実施する。

生活困窮世帯等の子どもの学習支援の拡充

生活を応援

学びを応援

(高校生に対する中退防止の取組強化、家庭訪問の強化による生活困窮世帯等の自立促進等)

現状

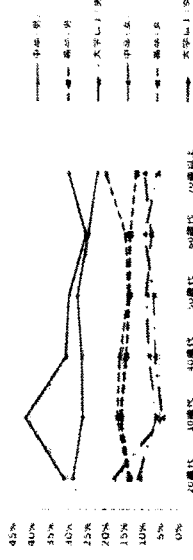
- 学歴別、年齢層別の貧困率でみると、特に若年層においては「中卒者（高校中退含む）」の貧困リスクが非常に高い。
- 生活保護受給者の高校中退率5.3%、一般世帯の高校中退率1.5%
⇒3.5倍 (H24実績)
- 一方で、モデル事業等において、高校生を対象として実施している自治体は全体の1/5程度
- 子どもは人間関係の形成に不安があり、集団型の支援になじめない子が存在する。生活困窮者自立支援制度が施行されたばかりで十分に浸透していないため、生活困窮者が自ら相談窓口に行くことが難しい。
- 教育支援資金（生活福祉資金）において、主として他の貸付制度を利用出来ない低所得世帯への進学費用の支援を行っている。

課題

- 高校進学が就労を含む自立のポイントとなるが、学習支援事業により高校進学を果たした後、中退する対象者が多い。
- 支援が必要な子どもに支援を提供し、子どもの自立に資するとともに親の支援につなげる必要。
- 経済的理由により学習意欲や向上心を失うことのないよう、制度の一部を拡充する必要。

学習支援事業による効果

性別、年齢別、年齢層別：貧困率(2010)



「平成22年国民生活基礎調査」特別集計

・ 学歴別、年齢層別の貧困率でみると、特に若年層においては「中卒」高学年世帯等以上の貧困リスクが非常に高い。

・ 学歴プレミアムは貧困リスクの差という形で一生つきまとう

出典：厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」特別集計

対応

※平成28年4月から実施



- 学習支援事業について、高校中退防止の取組強化。



- また、支援が必要な子どもにも支援が届くよう、家庭訪問の強化。



- 教育支援資金（生活福祉資金）について、貸付上限額の引き上げなど、制度の拡充。

中学生等を対象とした地域住民の協力やICTの活用等による学習支援

(地域未来塾)

学びを応援

概要

- 中学生・高校生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による学習支援を実施。
- 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生・高校生等への学習支援を実施。
- 教員を志望する大学生などの地域住民、学習塾などの民間教育事業者、NPO等の協力により、多様な視点からの支援が可能。

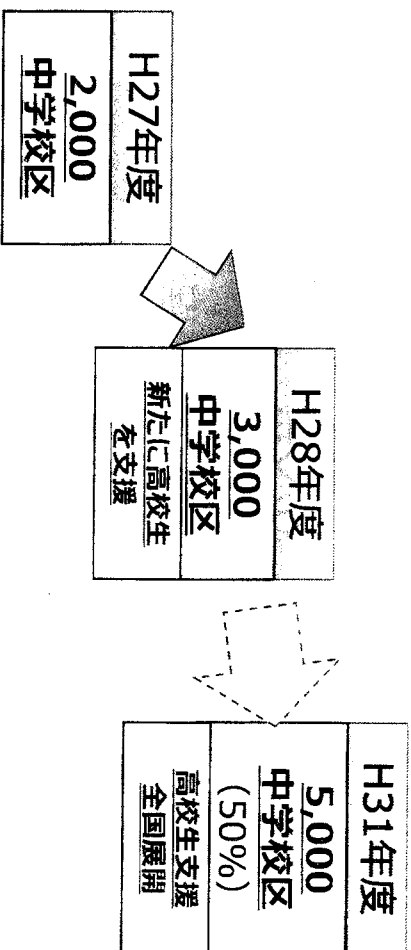


* 学習支援が必要な中学生・高校生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着
* 高等学校等進学率の改善や学力向上



学習機会の提供によって、貧困の負の連鎖を断ち切る

平成31年度末までの目標数



全生徒を対象とした学習支援の事例

【東京都内のある中学校の取組】 ※ 学校支援地域本部を活用

<放課後学習支援>

- ・ 対象は中1～3の希望者
- ・ 年間約80回（学期中の週2回（2時間程度））
 - * 学校の空き教室を利用、無料
- ・ 指導員による個別指導と自習
 - * 指導員：教員志望の講師や大学生など



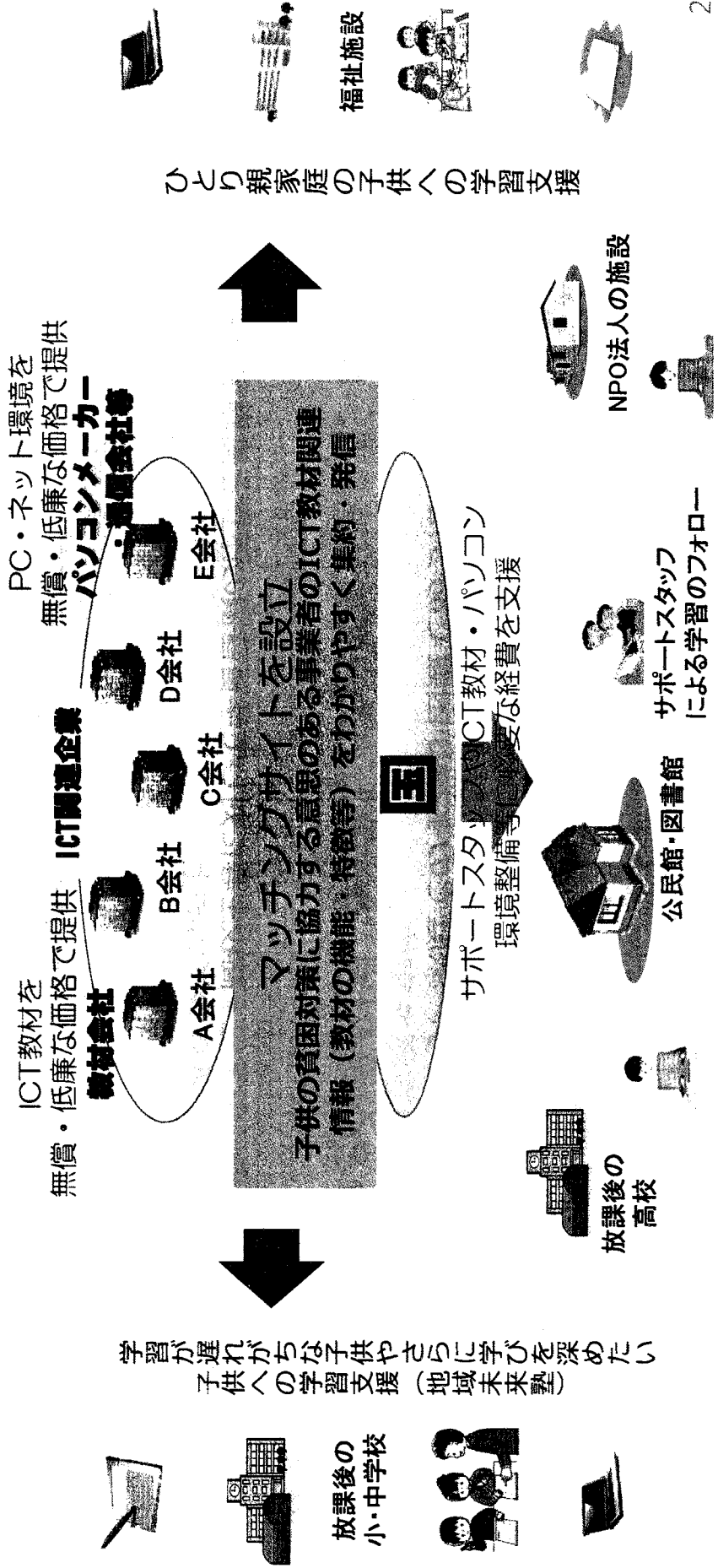
ICTの活用等により、学習支援を一層促進し、可能な限り早期に目標達成

ICTを活用した学習支援（官民協働学習支援プラットフォーム）

概要

- ICT関連企業と連携協力し、地域での子供の学習活動へのICT活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」を構築する。
- ICTを活用して、小中高生の地域における学習活動やひとり親家庭の子供への学習支援等を行う。

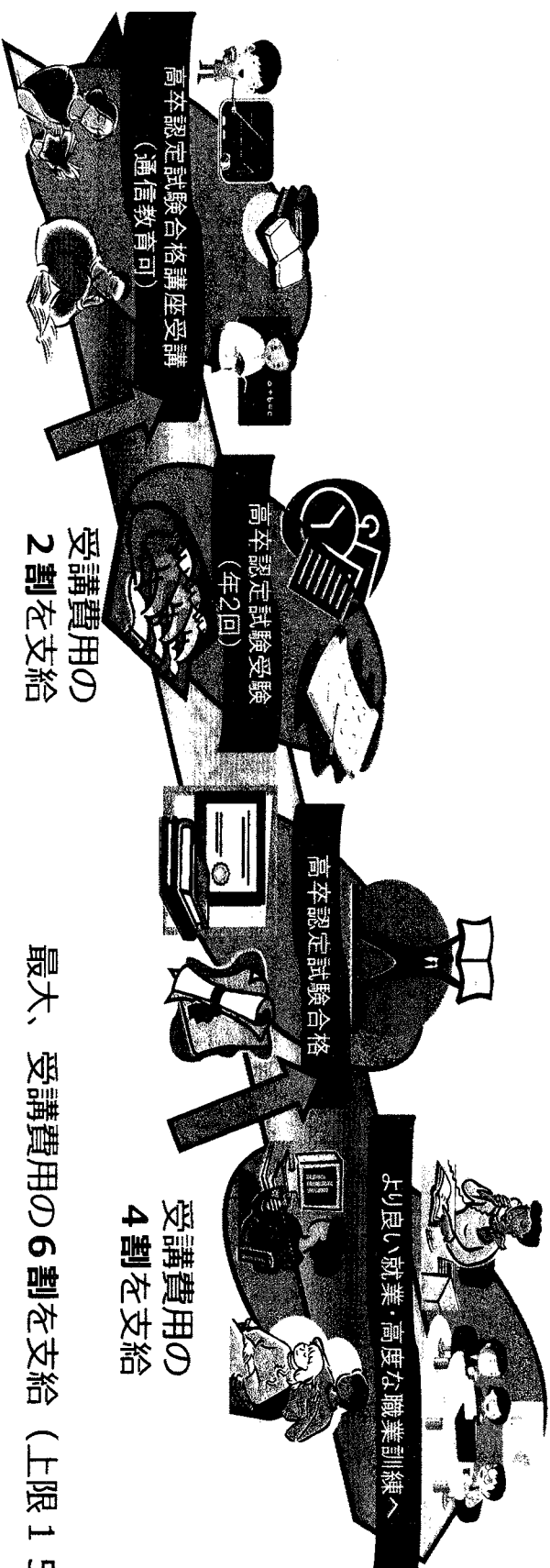
<ICT活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」（イメージ）>



ひとり親家庭の親子の学び直し支援 ～高等学校卒業程度認定試験の合格支援～

現状

より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげるため、平成27年度より、ひとり親家庭の親に対し、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給。



課題

- ひとり親家庭の子供の高校中退率等は高い水準にあり、ひとり親家庭の子供についても支援が必要。
- 既に本事業の対象となっているひとり親家庭の親についても、確実に試験合格につなげていくことが必要



対応

※平成28年4月から実施

- ひとり親家庭の子供を高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象に追加。
- 親子いずれの場合も学習支援事業と組み合わせる。
- e-ラーニングの活用も推奨する。

ひとり親への生活・学習支援の実施

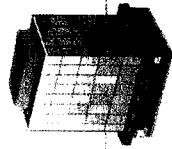
現状

- ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。
- ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

対応

※平成28年度から実施

- ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理講習会、高卒認定試験を目指す方の学習支援などを通じ、ひとり親家庭同士のネットワークづくりや学び直しを支援する。
- ひとり親が生活支援を利用する際には、事業利用中の託児サービスを利用可能とする。



悩み相談、育児や健康管理、家計管理などに関する専門家による講習会の開催、高卒認定試験を目指す方の学習支援などを通じ、ひとり親家庭同士のネットワークづくりや学び直しを支援する。

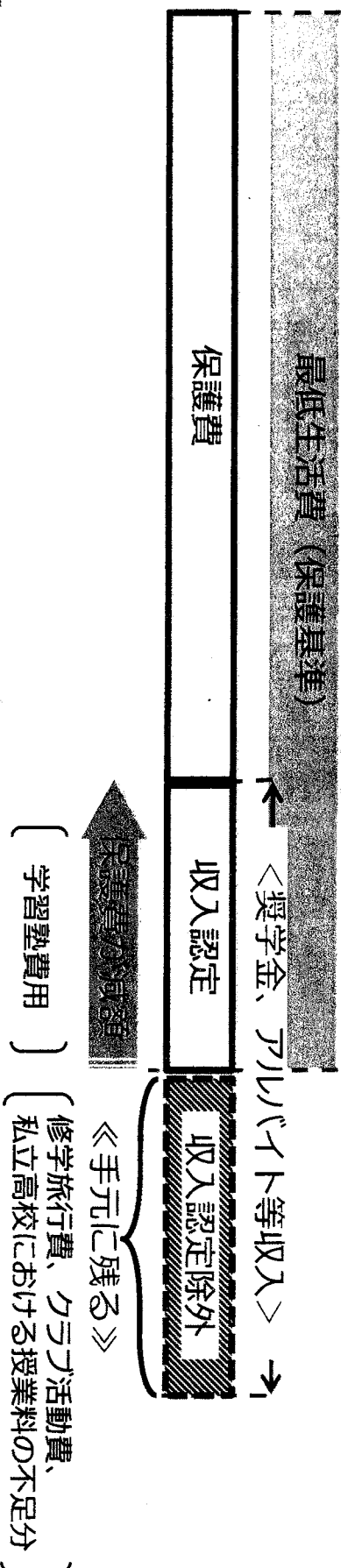


生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外

現状

○生活保護受給世帯の子どもに対しては、教育扶助、高等学校等就学費を支給するとともに、自立更生のために当てられる奨学金、アルバイト収入等を収入認定から除外することで支援をしている。

(参考) 現行の保護費の仕組み



課題

○子どもの貧困の連鎖の解消という観点から、まずは高校進学率上昇、高校中退の防止に取り組むことが重要な課題であり、さらに、大学進学率の向上も視野に取り組むことも必要である。

○一方、学習塾費用については、現行の運用上、保護費の支給対象及び収入認定除外の対象となっていない。

対応

※平成27年10月施行済み (平成27年8月6日通知発出)

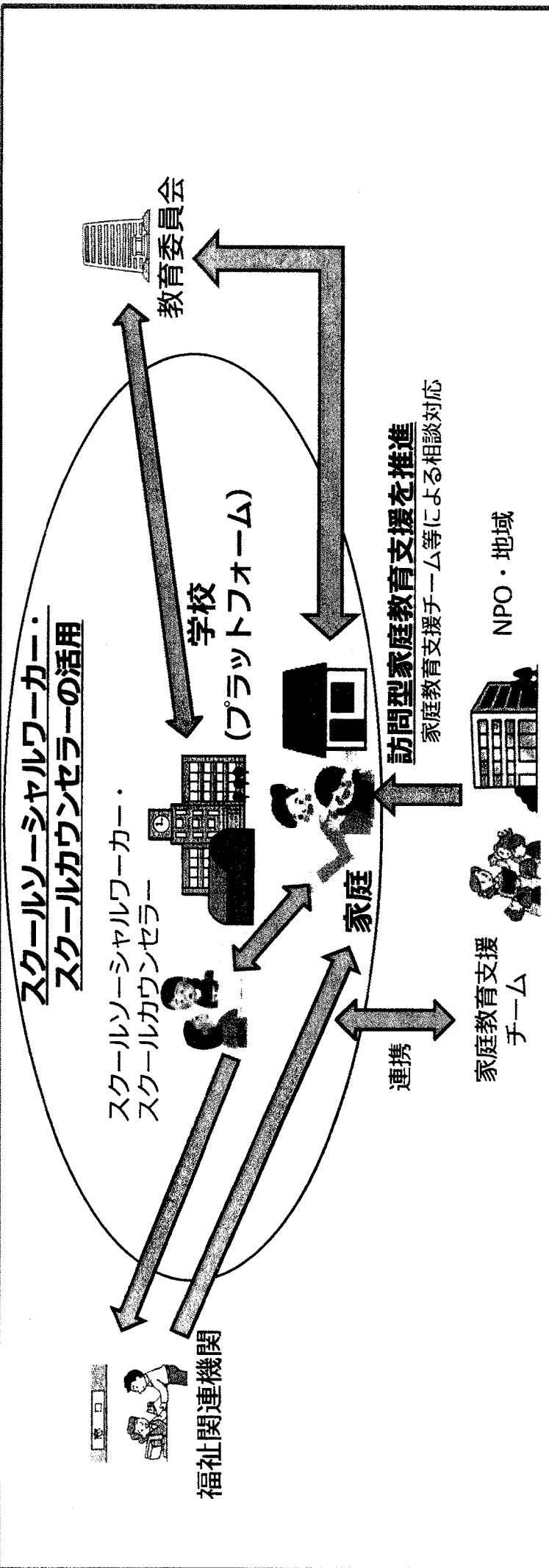
○生活保護世帯の高校生の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外する。

○また、子どもの学習支援は早期からの支援が重要であると考えられるため、生活保護受給世帯の小学生・中学生についても、同様の取扱いとする。

学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

概要

全ての子供が集う場である学校をプラットフォームとして、不登校や虐待など子供やその家庭が抱える問題への早期対応を図る。



○スクールソーシャルワーカーの活用

- ・学校と福祉部局が連携して子供が置かれた様々な環境に働きかけ、問題を解決していく体制の整備
- ・貧困対策のための重点加配等、配置を拡充

○スクールカウンセラーの活用

児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、貧困対策のための重点加配等、配置を拡充

- 家庭教育支援チーム等による、家庭教育に困難を抱えた家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援の推進

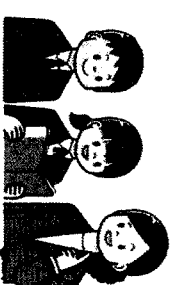
教育環境等の整備（学校における学力保障等）

概要

ひとり親や多子世帯など、子供たちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、学校における学力保障等による教育環境等の整備を図る。

○教職員等の指導体制を充実

家庭環境等に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細やかな指導を推進



○夜間中学の設置促進

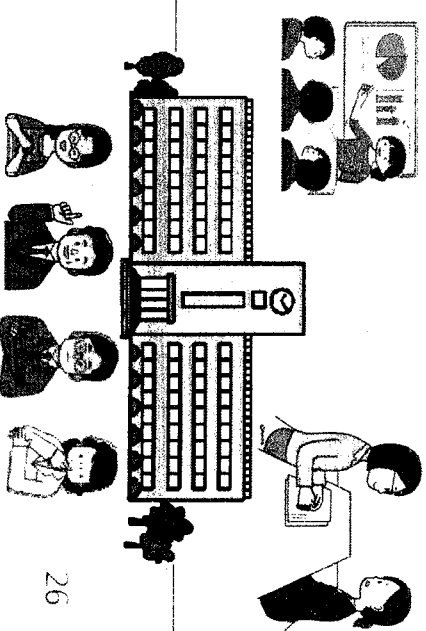
義務教育未修了者等の就学機会の確保に重要な役割を果たす夜間中学の設置を促進

○サポートスタッフの派遣

公立高等学校等に、学力向上や中途退学を防ぐことなどを目的としたサポートスタッフ（退職教員や学校と地域を結ぶコーディネーター等）の配置充実のための支援を実施

○多様な学習を支援する高等学校への支援

定時制・通信制課程や総合学科における多様な学習を支援する
高等学校への支援を実施



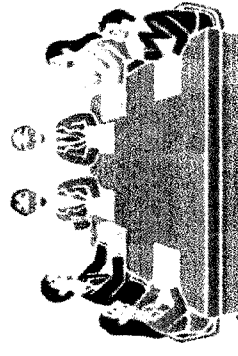
教育環境等の整備（地域と学校の連携・協働による教育力の充実）

概要

ひとり親や多子世帯など、子供たちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、地域と学校の連携・協働による教育力の充実による教育環境等の整備を図る。

○コミュニティ・スクールの導入支援

コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくりへの支援を行い、コミュニティ・スクールの導入を促進

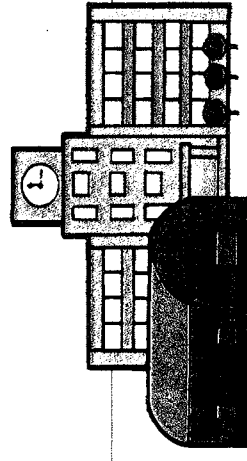


○地域と学校の連携・協働

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を積極的に推進するための体制を整備

○放課後子供教室の充実

全ての子供を対象として、安心・安全な活動拠点を設け、多様な体験や学習活動等の機会を提供する放課後子供教室を充実



青少年の「自立する力」応援プロジェクト

概要

青少年の「自立する」力応援プロジェクトとして、「生活・自立支援キャンプ」、「子どもゆめ基金」による支援、「学生サポーター制度」による支援を実施する。

青少年の「自立する」力 応援プロジェクト



体験活動のノウハウや全国28の教育施設などを活かすとともに、関係機関と連携して、総合的な取り組みを行う

「生活・自立支援キャンプ」の実施

ひとり親家庭や児童養護施設、母子生活支援施設など、経済的に困難な状況にある子供が規則正しい生活習慣や自立する力を身につけることができるよう、国立青少年教育施設において、「生活・自立支援キャンプ」を実施。

生活習慣や自立的行動習慣の定着



「子どもゆめ基金」による支援

民間団体が、困難な環境にある子供を対象とした体験活動や読書活動を行う場合、従来の「子どもゆめ基金」における支援では対象外とされていた参加者の交通費・宿泊費や飲食代など（自己負担経費）について、支援。

体験活動等への参加に係る経済的負担の軽減



学生サポーター制度による支援

児童養護施設または母子生活支援施設出身の大学生や大学進学を予定している高校生を対象に、国立青少年教育施設における「学生サポーター」としての業務に対して、毎月一定額の報酬（10万円/月）を支給。

学生生活を経済的に支援、体験活動に関する知識や技能の習得



UPI

青少年の自立する力

現状

- 就職に有利な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間に高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。
- 対象となる資格は、就職に有利な資格であって、法令で2年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているもの（看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等）
- 支給対象期間は最長2年間、支給額は月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

高等職業訓練促進給付金の実績（平成25年度）

- ・ 総支給件数 : 7,875件
- ・ 資格取得者数 : 3,212人（看護師 1,441人、准看護師 1,133人、保育士 243人、介護福祉士 111人など）
- ・ 就職者数 : 2,631人（看護師 1,313人、准看護師 797人、保育士 186人、介護福祉士 97人など）

課題

- 高等職業訓練促進給付金については、看護師など修学期間が3年以上の場合、1年間は給付金による生活費の支援が受けられない。

対応

※平成28年4月から実施

- 高等職業訓練促進給付金について、以下のとおり充実させる。
- ・ 支給期間の延長 : 2年→3年
- ・ 対象資格の拡大 : 2年以上修学する資格→1年以上修学する資格（調理師や製菓衛生師も新たに対象）
- ・ 通信制の利用要件の緩和 : 本人が仕事をしながら資格取得を目指す場合にも、通信制を利用可

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の創設

仕事を応援

現状・課題

○高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、資格取得を促進し、更なる自立の促進を図る必要がある。



対応

※平成27年度補正予算で実施

○高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。

○高等職業訓練促進資金貸付事業を以下のとおり創設する。

・対象者：ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者

・貸付額：養成機関への入学時 入学準備金 50万円

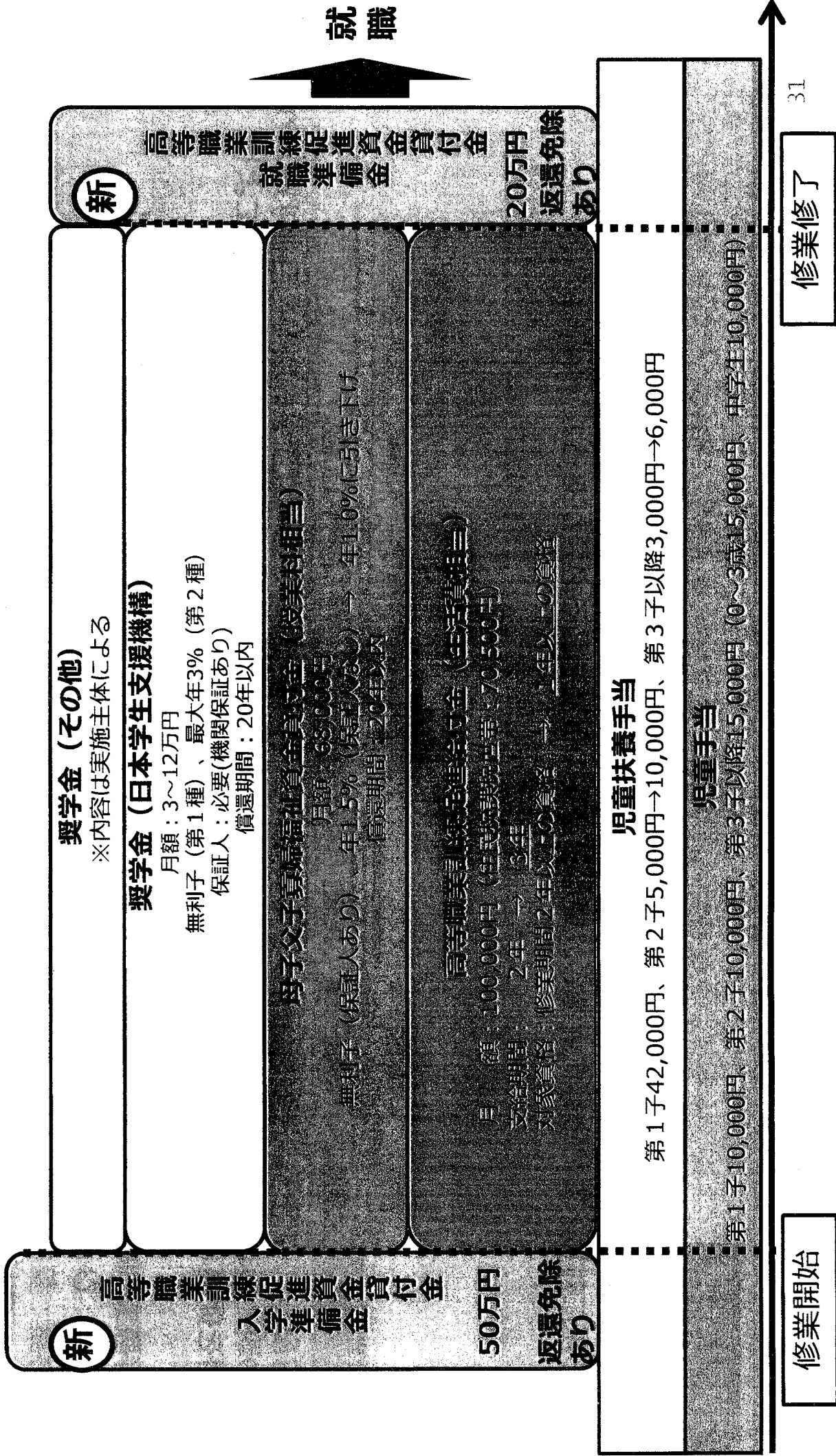
養成機関を修了し、資格取得をした場合 就職準備金 20万円

・返還免除：貸付を受けた者が、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間その職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

ひとり親の資格取得の支援（給付金・貸付金）

仕事を応援

ひとり親に対しては、児童手当や児童扶養手当に加え、高等職業訓練促進給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金、奨学金の活用が可能であるが、さらに高等職業訓練促進資金貸付金を創設することにより、資格取得を支援。



修業開始

修業終了

自立支援教育訓練給付金の充実

仕事を応援

現状

○教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給（自立支援教育訓練給付金：受講費用の2割、上限10万円）することにより、主体的な能力開発の取組を支援する。

自立支援教育訓練給付金の実績（平成25年度）

- ・支給件数： 1,004件
- ・就職件数： 675件
- ・対象講座： 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など（介護職員初任者研修、簿記、パソコン技能等）

課題

○働きながら更なるキャリアアップができるよう、教育訓練を受講しやすい仕組みとする必要。

対応

※平成28年4月から実施



自立支援教育訓練給付金について、以下のとおり充実する。

- ・訓練受講費用の2割（上限10万円）を助成→6割（上限20万円）を助成

ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン① 「出張ハローワーク！」

仕事を応援

～地方自治体との連携による就労支援の強化～

現状

- 都道府県労働局・ハローワークでは、地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る事業（生活保護受給者等就労自立促進事業）を行っている。
- このほか、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する国と地方自治体の連携事業である「一体的実施事業」も行っている。

課題

- 生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象とするに当たっては、地方自治体からのハローワークへの送り出し（支援要請）が必要。
- しかし、児童扶養手当受給者については、地方自治体へ定期的に出向く必要がないため、本事業への誘導が難しい。



対応

※平成27年度より実施

- 児童扶養手当受給者が地方自治体に現況届を提出する8月に、『出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン』を実施し、周知用のチラシを自治体からの郵送物に同封してもらう等、集中的に配布。
- 地方自治体にハローワークの臨時相談窓口を設置する取組を強化。また、既にハローワークの常設窓口が設置されている場合は、常設窓口への誘導を強化。
- 既存の一体的実施事業の施設で、ひとり親家庭を対象としていない場合には、地方自治体のニーズを踏まえつつ、ひとり親家庭の就労支援に関する事業の追加を検討。

実施結果

- ・ 臨時相談窓口の設置件数 412か所
相談件数 3,217件 (※平成27年8月31日時点)
- ・ 生活保護受給者等（児童扶養手当受給者も含む）を対象にした一体的施設（常設窓口） : 86市区（161拠点） ※平成27年10月1日時点

ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン①

仕事を応援

「出張ハローワーク！」

～地方自治体との連携による就労支援の強化～

○都道府県労働局長に対し、地方自治体へのハローワークの臨時相談窓口の設置について重点的に取り組むよう指示。
また、全国会議において職業安定部長に対し、指示。

○これを受け、各労働局・ハローワークにおいてプレスリリース、リーフレット等を活用して積極的に周知・広報。

リーフレット(例)

【取組実施状況】
常設窓口161か所に加え、
臨時相談窓口を412か所設置。

プレスリリース(例)



Press Release

香川労働局
平成 27 年 7 月 30 日発表

報道関係者各位

“ひとり親全カサポートキャンペーン”を実施します

香川労働局(局長 藤永芳樹)及び香川県内/ハローワークでは、ひとり親の就労支援を強化するため、児童扶養手当受給者が児童扶養手当の現況届を提出する8月の時期に合わせ、“ひとり親全カサポートキャンペーン”を実施します。

キャンペーン期間中は、下記内容にて香川県内/ハローワークが市役所及び町役場に臨時窓口を設置する等の取組を行います。

なお、当該事業における臨時窓口設置については、香川県内で初めての実施となり、概要は以下のとおりです。

記

がんばるあなたをハローワークが応援します!!

出張ハローワーク！ ひとり親全カサポートキャンペーン

お住まいの市町村に、ハローワーク業務の臨時相談窓口を設置します！

皆様はぜひすぐハローワークに足を向けることができたいですね。お母さん、児童扶養手当の現況届の提出の際に、ぜひ足をお運びください。あなたのお仕事についての悩みを、ハローワークにご相談ください。

- ・仕事を断っているが、見つからない。
- ・今の仕事より、業界のよい仕事を断っている。
- ・もう1つ仕事を断っている。

臨時相談窓口開設日時

8月18日(火)、21日(金)、25日(火)、
28日(金)、31日(月)
各日の午前10時～12時、午後1時～3時

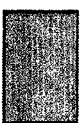
窓口案内図

【徳島市役所 2 F エレベーター前ホール】

児童扶養手当現況届受付窓口

待合ホール

エレベーター



おのおかひんじょうだんまどぐち
臨時相談窓口

市民税窓口

ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン② ～マザーズハローワーク事業におけるひとり親支援の体制整備～

現状

- 子ども連れで来所しやすい環境を整備のうえ、担当者制によるきめ細かな職業相談の実施。
- あわせて、地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報を提供。

課題

- 安定した雇用への就労を推進するため、ひとり親に対する就職支援を充実することが必要。

対応

- ひとり親に対して専門的な支援を実施するため、各マザーズハローワークに、ひとり親の就職支援担当の専門相談員を新規配置する（平成28年度 21人（各所1人））とともに、プライバシーに配慮した相談環境を整備する。
- 地方公共団体やひとり親家庭への支援を行うNPO法人等の関係機関と連携した支援を実施する。
- ひとり親が利用しやすい職業訓練への誘導・あっせん機能を強化するため、各マザーズハローワークに職業訓練担当の専門相談員を新規配置する。（平成28年度 42人（各所2人））

マザーズハローワーク事業の利用実績（平成26年度）

- ・新規求職者数： 219,085人（うち担当者制支援対象者 71,560人）
- ・就職件数： 76,119件（うち担当者制支援対象者 62,611件）



ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン③

仕事を応援

現状

～助成金の活用・拡充～

- 関係する助成金としては、
 - ・ 試行的な雇い入れを経た安定就業を支援する制度として『トライアル雇用奨励金』
 - ・ 就職困難者の雇用をサポートする制度として『特定求職者雇用開発助成金』
 - ・ 非正規雇用労働者のキャリアアップを支援する制度として『キャリアアップ助成金』がある。

助成金の概要・実績

【概要】

- トライアル雇用奨励金： 一定期間（最大3か月） 試行雇用した場合に15万円を支給（月額5万円）
 - 特定求職者雇用開発助成金： ひとり親などの就職困難者の雇入れ後、最初の半年を第1期として30(25)万円、次の半年を第2期として30(25)万円、合計60(50)万円を支給（括弧書きは中小企業以外の場合の額）
 - キャリアアップ助成金
 - 有期契約労働者を正規雇用に転換した場合に50(40)万円 + 10万円（ひとり親加算）を助成 等
 - （平成27年12月時点の助成額(括弧書きは中小企業以外の場合の額)）
- 【平成26年度支給実績（ひとり親家庭の親の実績）】**
- トライアル雇用奨励金： 26人（259万円）
 - 特定求職者雇用開発助成金： 36,262件（133.6億円） ※第1期及び第2期の支給件数の計
 - キャリアアップ助成金： 327人（1.8億円）（正規雇用等転換コースに限る）

課題

- 結婚、育児等で離職し、長期のキャリアプランクがあるひとり親の中には、再就職に当たって、まずは試行的な雇用（有期雇用）を希望する者が一定程度いるため、試行的な雇用が有効。
- 加えて、試用雇用から長期雇用につながる道を広げることが重要。
- また、キャリアアップ助成金の活用による正規雇用転換等も引き続き重要。



対応

- トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能とする。
- ※平成28年度から実施
- キャリアアップ助成金についても、引き続き活用を促進。

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進①

現状と課題

- 出産・育児等を理由とする離職後の再就職のためには、実践的な職業能力開発への支援が必要
- 特に求職者支援訓練（雇用保険を受給できない求職者が対象）については、受講者の7割を女性が占めており（30代以降の女性のうち約2割がひとり親）、育児等に配慮した職業訓練の拡充が必要

対応

- 求職者支援訓練において、以下のコースを新設する。
 - ・託児サービス支援付きの訓練コース
 - ・1日の訓練時間を短く設定した短時間訓練コース（約4時間/日）
- ひとり親に対する訓練受講のあっせんの更なる優遇を実施する。（平成28年1月～）
- より就職に繋がるよう基礎的な訓練受講後に資格取得を含めた実践的な訓練（公共職業訓練を含む。）にステップアップする仕組みを新設する。
- 公共職業訓練（主に雇用保険を受給している求職者が対象）において、既に実施している託児サービス支援付きコース及び短時間訓練コースを平成28年4月から拡充する。

求職者支援訓練の概要

○対象：雇用保険を受給できない求職者

（職業経験が乏しい方、育児で仕事にブランクのある方等）

※ひとり親の方等を、就職困難者としてあっせんにあたって優遇

○訓練の種類：基礎コース（基礎的能力を習得）、実践コース（基礎～実践的能力を習得）

（実践コースの例）

・介護系（介護福祉サービス科等）・医療事務系（医療・調剤事務科等）等

○訓練期間：3～6か月

・平成26年度実績（速報値）：受講者数合計：55,002人

うち女性：39,245人（71.4%）

・30代女性に占めるひとり親の割合：23.1% ※JILPT制度利用者調査

40代女性に占めるひとり親の割合：26.1% ※JILPT制度利用者調査



（訓練風景）

（託児サービスの様子）

（参考：公共職業訓練における託児サービス支援の実績）

	設定コース数	託児利用受講者数	申込児童数
平成25年度	266コース	473人	514人
平成26年度	428コース	519人	575人

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進②

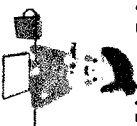
(職業訓練におけるEラーニング等の活用促進)

仕事を応援

現状と課題

- 子育てや働きながら更なるキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、Eラーニングを活用した講座の設定を検討する必要
- 公的職業訓練については、公共職業能力開発施設や民間の教育訓練機関での集合型訓練が原則
- 訓練費用の一定割合（最大6割）を個人に支給する専門実践教育訓練の対象となっている通信制の講座が少ない

対応



- 子育てをしながらキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、平成28年4月より公的職業訓練におけるEラーニングを試行実施する。
- 専門実践教育訓練について、ひとり親家庭の親等が活用しやすい訓練の受講を促進するため、通信制の講座に係る指定要件を明確化(平成27年10月)し、対象となる講座を拡充する。(例：看護師資格取得のための通信制の養成課程など)

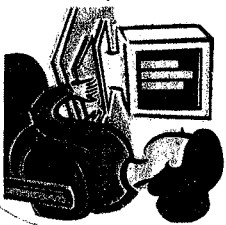
公的職業訓練におけるEラーニングの試行実施の検討

- Eラーニングは、育児等による時間的制約を抱える求職者の訓練として高い期待があるものの、課題も存在

- ・ 受講状況確認のための技術的工夫が必要
- ・ 受講者のモチベーション維持が必要



Eラーニング固有の課題を整理・検証し、試行を通じて、公的職業訓練への導入可能性を検証



准看護師→看護師のキャリアアップイメージ

- 高等職業訓練促進給付金を活用し、准看護師資格を取得
- ↓
- 准看護師として一定年数活躍
- ↓ 更なるキャリアアップ
- 専門実践教育訓練給付を活用し、通信制の養成課程を受講し看護師資格を取得

資格取得者のうち、資格が役にたっているとする者の割合
准看護師 96.4%、看護師 87.8%
(全体 60.7%)

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進③

(ジヨブ・カードの活用促進等)

仕事を応援

現状

- 正社員経験の少ない等職業能力形成の機会に恵まれなかった人に対し、ジヨブ・カードを活用したきめ細やかな支援を通じ、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練の受講を促進
- 公的職業訓練において、ジヨブ・カードの活用を図るとともに、キャリアコンサルティング等による職業能力証明のツールとして、求職者や在職者、学生等も対象に普及を促進



ジヨブ・カード



課題

- ひとり親を含めた求職者等に対する、ジヨブ・カードを活用したきめ細やかな支援が、充分に進んでいない。
- ジヨブ・カードの活用が訓練実施時等の場面に限定されている。

対応

- ジヨブ・カードを、生涯を通じた「キャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして継続的に活用
- ジヨブ・カードを活用して行う、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練の受講者数を倍増
- 公的職業訓練において引き続きジヨブ・カードを活用
- ひとり親の就労支援を行う支援員が、ジヨブ・カードを活用しきめ細やかな支援が行えるよう講習の受講を促進
- ひとり親支援の相談窓口の担当者に対し、職業訓練や助成金等に関する研修を実施

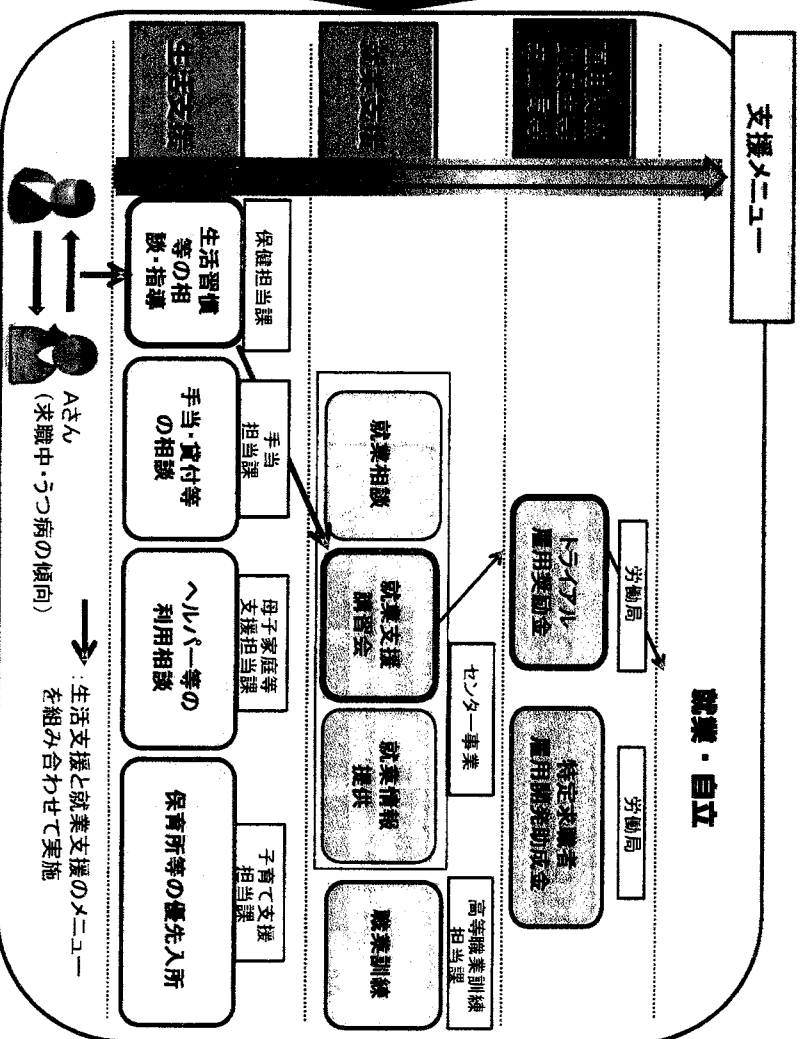
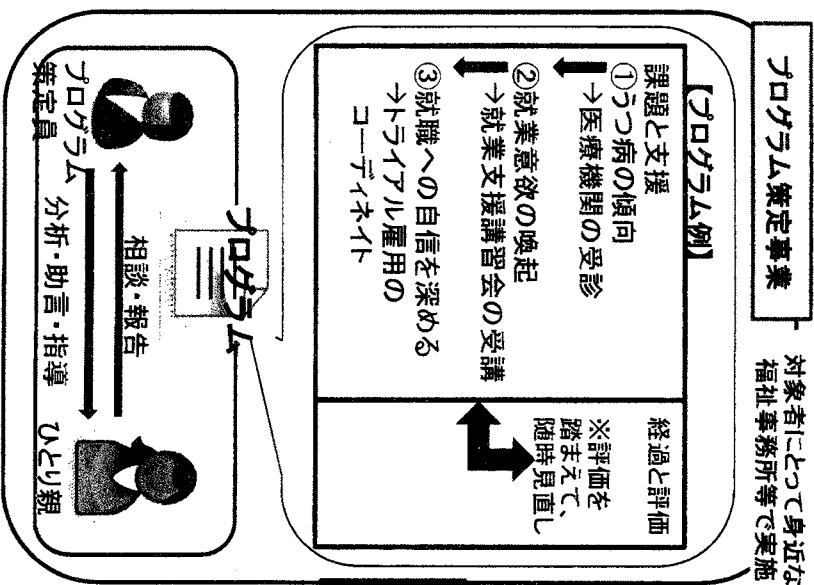


母子・父子自立支援プログラム策定事業の充実

仕事を応援

現状

多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活上の悩みの相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員が一緒に整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定し就業自立を支援する。



平成25年度 実績
実施自治体数：565自治体
(全901自治体の62.7%)
策定件数 7175件

課題

就業後の生活状況や再支援の必要性を確認するためのフォローが不十分

対応

※平成28年度から実施

プログラム策定による自立後、1年間のアフターケア(定期的な相談の実施等)を行う。

非正規雇用労働者の育児休業取得促進

仕事を応援

現状と課題

- 育児休業を取得しつつ第1子出産後も継続就業をしている割合をみると、正規職員は育児休業取得による継続就業が進んでいる（平成17年～21年で43.1%）ものの、パート・派遣といった非正規雇用労働者は低い水準（平成17年～21年で4.0%）に留まっていることから、非正規雇用労働者の育児休業取得促進を図る必要がある。

対応

- 育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件（1歳までの継続雇用要件等）の緩和等を行うことにより、非正規雇用労働者の育児休業の取得促進を図る。

【現行法】

- ① 申出時点で1年以上継続して雇用されていること
- ② 1歳以降も雇用継続の見込みがあること
- ③ 2歳までの間に更新されないことが明らかである者を除く

【労働政策審議会雇用均等分科会報告書（案）】

（平成27年12月7日）

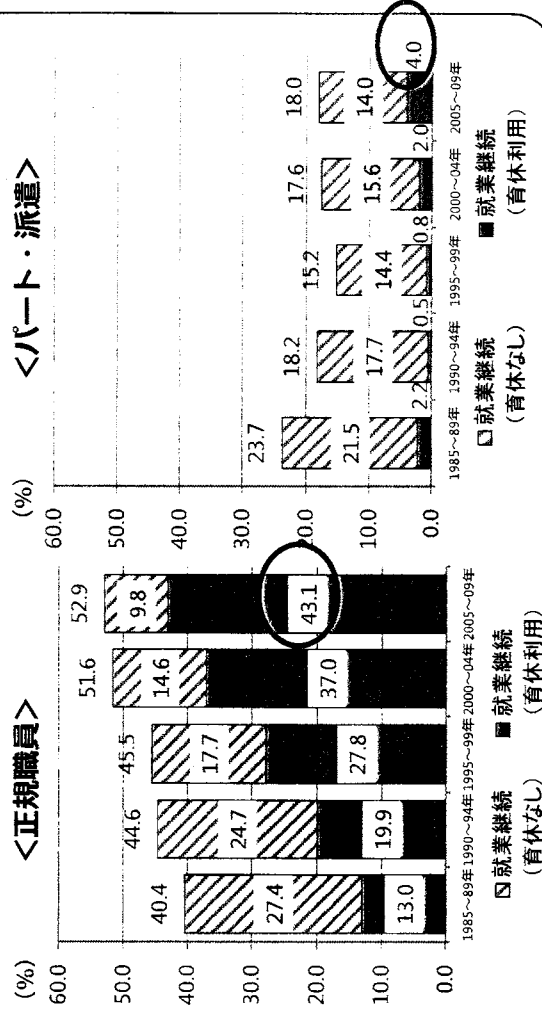
②の子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること、という要件について、事業主にとっても労働者にとっても分かりづらいという課題があることから、育児又は介護を理由として雇用関係が終了することを防ぎ、その継続を図ることを目的とする制度であるという育児休業・介護休業制度の趣旨を踏まえつつ、育児休業の取得を促進するため、有期契約労働者の育児休業取得要件については、以下の通り、現行の②の要件を削除し、③の要件を「(ii) 子が1歳6ヶ月に達するまでの間に、労働契約期間が満了し、かつ、労働契約の更新がないことが明らかである者を除く」のように見直すことが適当である。

【対応】

（現行の②の要件を削除し、③の要件を緩和する。）

- ① 申出時点で1年以上継続して雇用されていること
- ② 1歳6ヶ月までの間に更新されないことが明らかである者を除く。

【第一子出産前後の妻の継続就業率・育児休業利用状況（第一子出産年別・正規職員・パート・派遣別）】



概要

公的賃貸住宅等における 子育て世帯の居住の安定の確保

ひとり親家庭・多子世帯等の自立を支援するため、公的賃貸住宅等を活用し、ひとり親家庭・多子世帯等の居住の安定を図る。

公的賃貸住宅における子育て世帯の居住の安定の確保

民間賃貸住宅における
子育て世帯の
居住の安定の確保

公営住宅

UR賃貸住宅

地域優良賃貸住宅

民間賃貸住宅

公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

公営住宅の入居支援

＜対象＞

ひとりの親世帯や多子世帯等の特に住宅困窮度が高い者

＜施策概要＞

事業主体の判断による、公営住宅への入居者選考における優先的な取扱い等

UR賃貸住宅における 子育て世帯向け制度

＜対象＞

子育て世帯等

＜施策概要＞

・子育て世帯への家賃減額（地優賃制度を活用）
・子育て世帯等とそれを支援する世帯が近居する場合における一定期間の家賃減額等

賃貸住宅の整備費

・家賃低廉化への支援

＜対象＞

子育て世帯等の各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯

＜施策概要＞

賃貸住宅の整備等に要する費用や家賃低廉化に対し、国と地方公共団体が協力して支援

住宅確保要配慮者

あんしん居住推進事業

＜対象＞

住宅に困窮している低所得の子育て世帯等

＜施策概要＞

居住支援協議会等との連携や管理の下で、空き家等のリフォームやコンバージョンへの支援

公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

概要

○公的賃貸住宅団地において、医療・介護サービスへのニーズが拡大していると共に、子育て世帯への支援の充実を図る必要があることから、公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化を通じて多世代が暮らしやすい居住環境の形成を図る。

2020年KPI

- UR団地の医療福祉拠点化(大都市圏のおおむね1,000戸以上のUR団地約200団地のうち、100団地程度で拠点を形成)
- 高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合:25%(2013年度19%)

施策イメージ



公営住宅における優先入居の概要

概要

特に住宅困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた事業主体の判断により、入居者選考において優先的に取扱う。

社会経済情勢に照らし、特に居住の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられる世帯及びその方法について、事業主体向けに技術的助言を講じている。

（「公営住宅管理の適正な執行について」H17.12.26国住総138号住宅局長通知）

（１）優先入居の取扱いが適当と考えられる世帯

- ① 高齢者世帯
- ② 障害者世帯
- ③ 著しく所得の低い世帯
- ④ 母子世帯、父子世帯
- ⑤ 小さな子どもがいる世帯や多子世帯等住宅困窮度の高い子育て世帯
- ⑥ DV被害者世帯
- ⑦ 犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯
- ⑧ 中国残留邦人等世帯

（２）優先入居の方法

- ① 倍率優遇方式
抽選における当選率を一般の入居申込者より有利に取扱う方式
- ② 戸数枠設定方式
募集戸数の中に優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式
- ③ ポイント方式
住宅困窮度の指標となる居住水準、家賃負担等の各項目について点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式

公営住宅法施行令の一部を改正する政令について

概要

改正の背景 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)

入居者の収入の算定(公営住宅法施行令1条3号)上、非婚の母又は父についても、寡婦控除又は寡夫控除の対象とすることについて検討を行い、平成27年中に必要な措置を講ずる。

現行制度の概要(公営住宅の入居者の収入の算定方法)

$$\left[\begin{array}{c} \text{世帯の年間所得額} \\ - \\ \text{世帯の控除額の合計} \end{array} \right] \div \begin{array}{c} \text{12カ月} \\ \text{=} \\ \text{収入月額} \end{array}$$

※この額に応じ①公営住宅への入居の可否、②家賃額が決まる。

●基本的な取扱い

- ・ 所得税法における収入の考え方と同じ。

(一人につき)

- 配偶者、扶養親族に係る控除
- 上記のうち70歳以上の者の控除
- 障害者控除
- 特別障害者控除
- 寡婦控除、寡夫控除

- 38万円
- 10万円
- 27万円
- 40万円
- 27万円(所得税法では法律婚のみを対象。)

改正の概要

- ・ 公営住宅法施行令第1条第3号ホを改正し、非婚の母又は父について、公営住宅の入居者の収入算定上、寡婦(寡夫)控除の対象とする。

- ・ 公布日：平成27年10月16日 施行日：平成28年10月1日

URにおけるミクストコミュニティ形成の促進と 子育て支援等制度の拡充

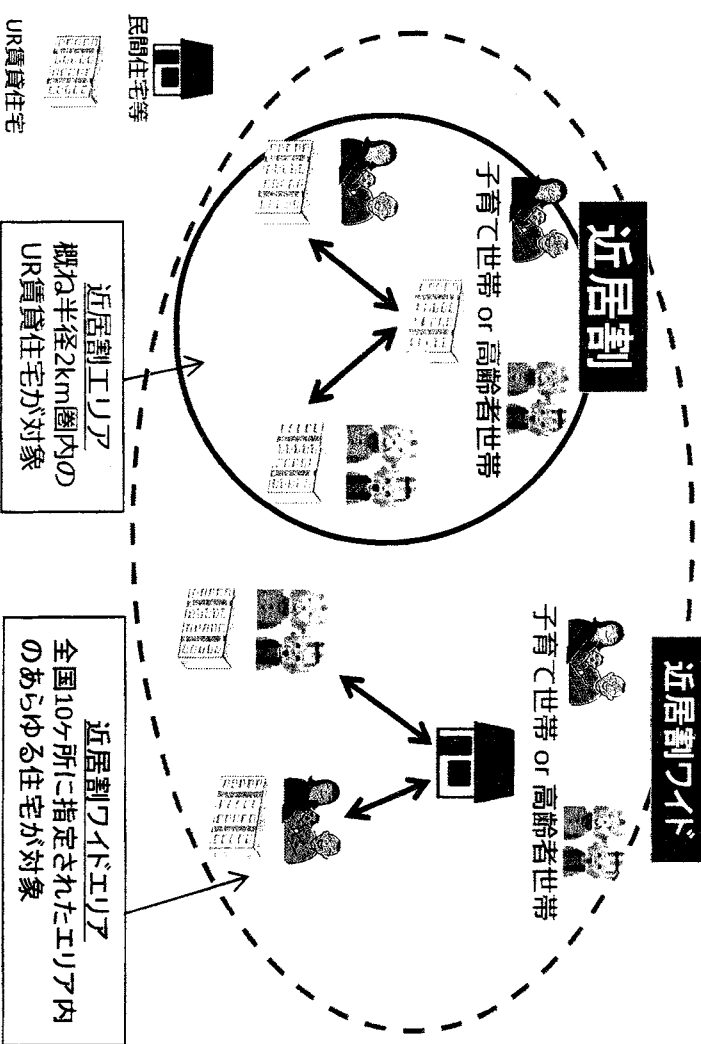
住まいを応援

概要

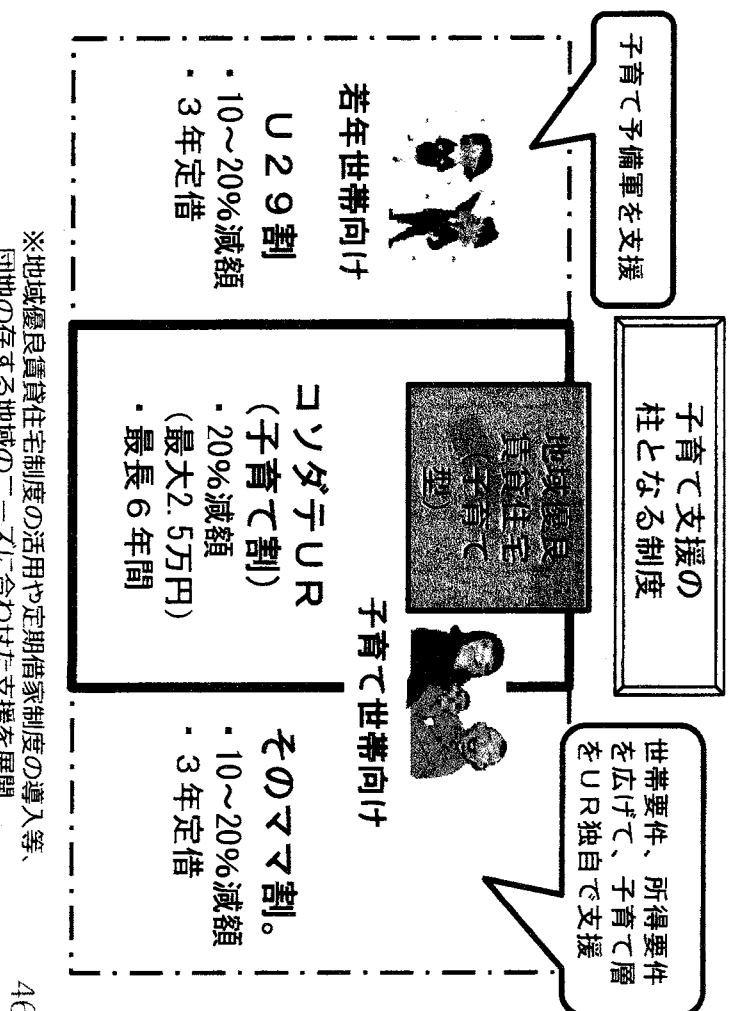
- 高齢者・子育て等世帯が、親族と交流・援助しながら生活する近居を促進するため、「近居割」を創設（平成25年度）し、UR賃貸住宅入トックスの約8割（約60万戸）で導入することにより、住宅セーフティネット機能の強化とミクストコミュニティの形成を促進。さらに一部エリアを対象に近居割ワイドを平成27年9月より導入。
 - ⇒ 「近居割」の家賃減額措置を、5年間・20%に拡充する（現行5年間・5%）。
- 定期借家制度を活用した「そのママ割」や「U29割」、地域優良賃貸住宅制度活用した「子育て割」等、若年・子育て世帯の入居を支援する家賃減額により、ミクストコミュニティの形成を促進。
 - ⇒ 「U29割」の対象を、新婚世帯を含む35歳以下の若年世帯に拡大予定（「U35割」の導入）。

近居割・近居割ワイド

◆新たにUR賃貸住宅に入居する世帯を対象に5年間・5%家賃を割引



子育て世帯等支援制度



※地域優良賃貸住宅制度の活用や定期借家制度の導入等、団地の存する地域のニーズに合わせた支援を展開

概要

地域優良賃貸住宅制度の拡充による子育て支援の強化

住まいを応援

1. 地域優良賃貸住宅制度の目的

新婚・子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯等、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する良質な賃貸住宅の供給を促進するため、住宅の整備等及び家賃の低廉化に要する費用について支援を行う。

2. 現行制度概要

① 入居対象

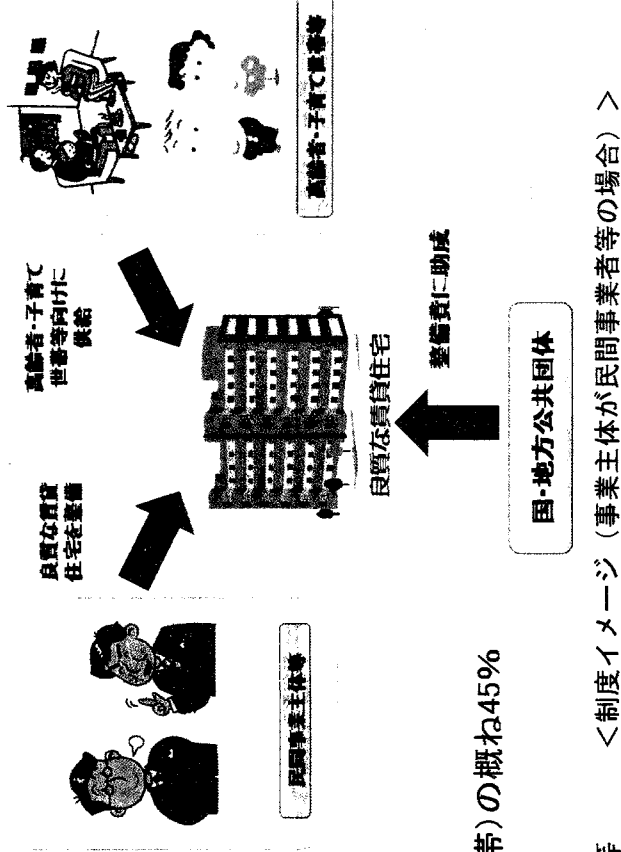
下記に掲げる者のうち、原則として収入分位70%(月収38.7万円)以下の者
新婚世帯、子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯、障害者等世帯、
地方公共団体が地域住宅計画に掲げる者等

② 整備に対する国の支援 (社会資本整備総合交付金等)

- ・事業主体が民間事業者等の場合
⇒地方公共団体が助成する費用(住宅の建設・買取費の1/6等)の概ね45%
- ・事業主体が地方公共団体の場合
⇒住宅の整備費の概ね45%

③ 家賃低廉化に対する国の支援 (社会資本整備総合交付金等)

- ・地方公共団体が事業主体に対し家賃低廉化助成をする費用(上限:4万円/月・世帯)の概ね45%
- <対象世帯> i) 収入分位0~25%(月収15.8万円以下)の世帯
ii) 収入分位25~40%(月収21.4万円以下)である次の世帯
高齢者世帯、障害者等世帯、小学校卒業前の子がいる世帯等



3. H27年度補正予算・H28年度当初予算における拡充内容

① 子育て世帯等への支援の拡充 <H27年度補正予算>

- ・新婚世帯・子育て世帯(収入分位25~50%)を家賃低廉化支援対象に追加 (H32年度までに新たに入居する場合の期限措置)
- ・三世代同居・近居に活用する場合における入居時の収入算定方法の特例措置
- ・地域優良賃貸住宅(転用型)について、最低管理期間(10年間)を緩和し、地方公共団体が定める期間以上とする

② ひとり親世帯・多子世帯への支援の拡充 <H28年度当初予算>

- ・ひとり親世帯・多子世帯に係る家賃低廉化支援期間の延長
- ・入居世帯要件の柔軟化(複数のひとり親世帯等のグループ居住への対応)

ひとり親家庭向け賃貸住宅としての

住まいを応援

空き家の活用の促進

現状と課題

ひとり親が持ち家を有する割合は一般家庭に比べて低く、生活の安定のためには住居の確保支援が必要。

対応

民間賃貸事業者の団体と連携して、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促す。

【ひとり親家庭の住宅の状況】

	母子世帯	父子世帯	全世帯
持ち家	29.8%	66.8%	61.9%
公営住宅	18.1%	4.8%	4.2%
民間	32.6%	15.2%	28.1%

母子世帯・父子世帯は平成23年度全国母子世帯等調査 全世帯は平成22年国勢調査

家主への周知内容

○ 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業（国土交通省の助成制度）を活用して、**空き家の多く**になった賃貸住宅を改修し、「ひとり親家庭向け賃貸住宅」としての再利用を促す。

※ あんしん居住推進事業の補助（1室50万円(戸建住宅等からの用途変更の場合100万円)を上限とし、改修等の費用の1/3を助成）の要件
現行の耐震基準に適合、住居の床面積が原則25㎡以上、住宅設備（台所・浴室等）を有すること、一定のバリアフリー化がなされていること等

※ 「ひとり親家庭向け賃貸住宅」の入居者は、0歳～小学生の子供を育てている児童扶養手当を受給するひとり親家庭であることなどを想定

※ 「ひとり親家庭向け賃貸住宅」には、入居者への配慮を求める。

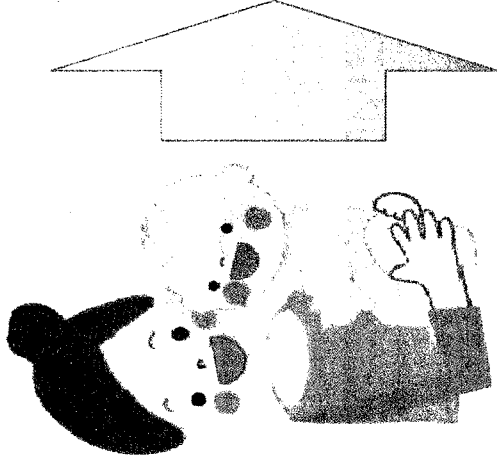
(例) 全住戸のうち1室以上をキッズルームとして入居者に常時公開すること
育児や医療など入居者に必要な情報を常時公開すること など

新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援

住まいを応援

現状

ひとり親が家庭や仕事上の理由により転居することを希望する場合に、新たな居住地の候補となる地域の情報を入手しやすくすることが必要。



新たな生活場所 を希望

対応

浜田市「シングルペアレント介護人材育成事業」
(平成27年度)

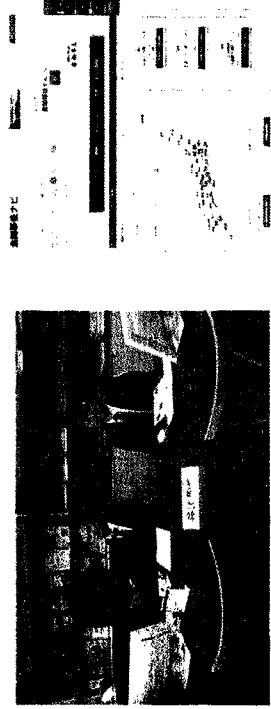
ひとり親家庭が、浜田市外から移住し、浜田市内の介護保険サービス事業所で就労研修を行う場合に以下の支援を行う。(支援期間は1年間)

- ・月額15万円を研修体験費用として支給
- ・月額3万円を養育費として支給
- ・中古自動車の無償提供
- ・1年間の研修終了時に、奨励金100万円を支給 等

平成26年度はたらく母子家庭・父子家庭
応援企業表彰 受賞企業

リバー・ゼックス株式会社 (長野県岡谷市)

- ・全従業員 (60名) 中、母子家庭の母の割合 20.0%
- ・全女性従業員 (47名) 中、母子家庭の母の割合 25.5%
- ・母子家庭の母の平均勤続年数 6年6ヶ月



～「移住・交流情報ガーデン」
「全国移住ナビ」を活用した移住相談～
▶ 子育て・生活環境等の移住関連情報

～移住を促進する自治体への支援～
▶ 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交
付金(地方創生先行型)(27年度)

○支援情報ポータルサイト(子供の未来応援国民運動ホームページ)において、各自治体におけるひとり親家庭支援施策やIターン・Uターンの取組について情報提供するとともに、ひとり親家庭を応援する企業の情報を掲載する。

○「移住・交流情報ガーデン」や「全国移住ナビ」を活用し、子育て・生活環境等の移住関連情報の提供を行う。

○ひとり親家庭の移住を促進する自治体に対して、地方創生に関する「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)(27年度)」、「新型交付金(28年度)」の活用を促すことにより、ひとり親家庭のニーズに沿った移住促進策を実施できるよう支援する。

生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

住まいを応援

概要

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。

※ 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われていた住宅支援給付事業（平成26年度末までの事業）を生活困窮者自立支援法における福祉事務所設置自治体の必須事業として制度化。（国庫負担3/4）

住居確保給付金の概要

➤ 支給対象者

- 申請日において65歳未満であって、離職等後2年以内の者
- 離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと
- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

➤ 支給要件

- ① 収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。

（東京都1級地の場合）単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円

- ② 資産要件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下であること。

（東京都1級地の場合）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円

- ③ 就職活動要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

➤ 支給額

賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）（東京都1級地の場合 単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円）

- 支給期間 原則3か月間（就職活動を誠実に行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

期待される効果

- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至る前の段階のセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

「子供の未来応援国民運動」の推進

社会全体で応援

趣旨・目的

いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならず、子供たちと我が国の未来をより一層輝かしいものとするため、国民の力を結集して全ての子供たちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指す。

平成27年4月2日、総理及び関係各大臣をはじめ、官公民、様々な立場の方々が一堂に会した「発起人集会」を開催し、趣意書を採択。

国民運動事業の展開

- 支援情報の一元的な集約・提供
 - ・ 各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備
- 支援活動と支援二ーズのマッチング事業
 - ・ 企業・団体が行っている支援活動と地域における様々な支援二ーズとをマッチング
- 地域における交流・連携事業の展開
 - ・ 地域の実情を踏まえた関係者の顔の見える交流・連携の推進
- 民間資金による基金創設
- 国民運動の推進主体となる事務局の設置
 - ・ 内閣府、文部科学省、厚生労働省及び日本財団を中心に設置

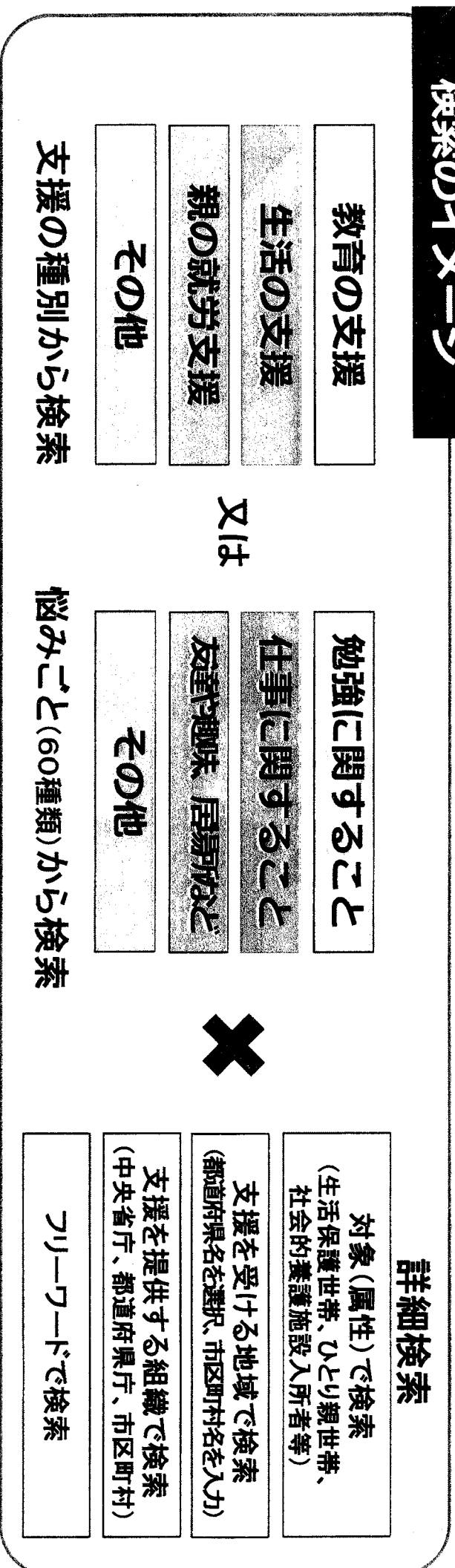


「支援情報ポータルサイト (子供の未来応援国民運動HP)」の開設

概要

ひとり親家庭に対する支援施策を含め、国、都道府県、市町村等が行う子供の貧困対策（支援情報）を一元的に集約した上で、支援の種類等によって検索できる総合的な支援情報ポータルサイトを整備し、支援者及び当事者へ情報提供を図る。

検索のイメージ



検索実行

支援情報(施策名、担当窓口、連絡先)が表示される ⇒ 更に詳細な情報も表示可能

※ 国、都道府県、政令市の支援情報は開設時(平成27年10月)から掲載(市区町村の支援情報も平成28年4月から掲載)。なお、民間団体等の支援情報は順次追加を図り、それぞれ情報量を充実させる。

「支援活動と支援ニーズとのマッチングサイト (子供の未来応援国民運動HP)」の開設

社会全体で応援

概要

CSR活動を行う企業等の支援リソースと、NPO等が抱えているニーズの双方を掲載し、相互に検索できるようにすることで、マッチングさせる仕組みを構築する。

企業理念に沿った
CSR活動等と連携できる
NPO等はあるだろうか？

どんな企業にお願いすれば、
わたしたちの活動を理解し、
支援してもらえるだろうか？

企業等

NPO
等

マッチング

※提供できるリソースの登録
貧困家庭の子供等を支援している
NPO等の検索・情報収集

※希望する支援内容等の登録
CSR活動を行う企業等
の検索・情報収集

相互に連絡を取り合い、調整を図る

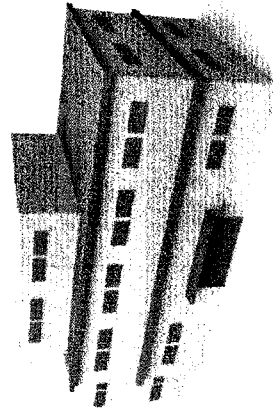
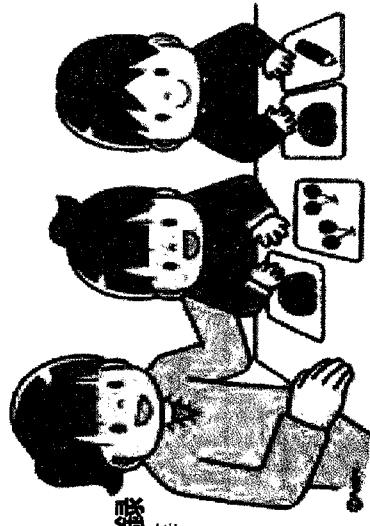
CSR活動を行う企業等

貧困家庭の子供等を
支援しているNPO等

マッチングの成功

※登録にあたっては、登録企業、NPO等の信頼性の確保のため、遵守すべき事項を定めた利用規約への同意を条件とする。

マッチングが成功した場合は、その具体的な内容について、その後の展開も含めて登録することとし、マッチングを希望する他の企業、NPO等の参考にしようとする。

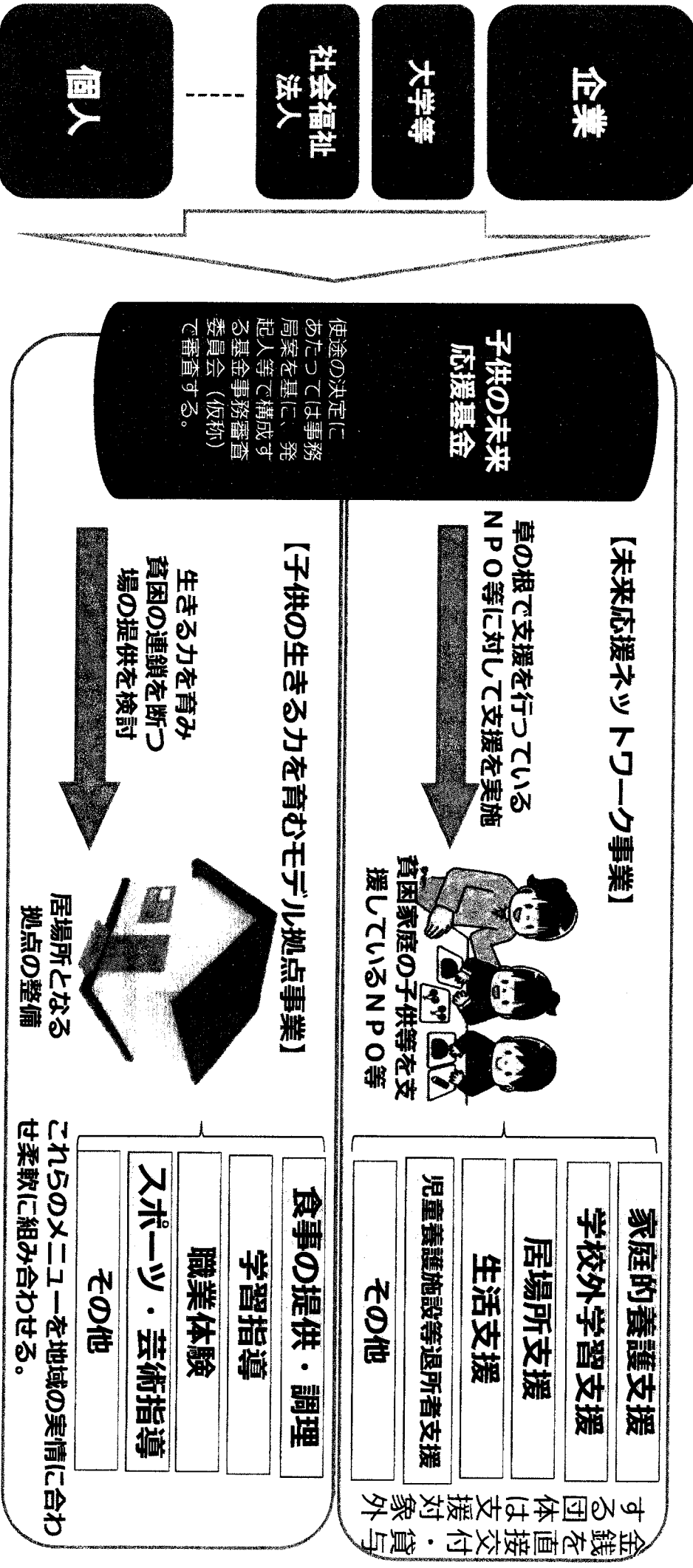


民間資金による「子供の未来応援基金」の創設

社会全体で応援

概要

子供の貧困の放置は、子供たちの将来が閉ざされてしまうだけでなく、社会的損失につながるなどの考えを前提に、子供の貧困対策を「慈善事業」にとどまらず、「未来への投資」と位置づけ、寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを「子供の未来応援基金」として結集し、「未来応援ネットワーク」事業等を実施する。



子供の未来応援地域ネットワーク支援事業 (地域子供の未来応援交付金)

社会全体で応援

概要

「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つながぎ」、教育と福祉を「つながぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設する。

事業の具体的内容

- (1) 各自治体における、貧困の状況にある子供や家庭の実態把握と支援二一ズの調査・分析、支援のために整備すべき地域の資源の把握、具体的・定量的な支援体制の整備計画の策定を支援する。
- (2) 当該計画に従った体制整備のため、上記「3つをつなぎ」を実現することができる人材（コーディネーター）を発掘し、関係者間の実のある協力関係を構築することを、上記の支援と併せ、実施する。
- (3) 上記のいずれも実施した自治体が、国民運動の展開に合わせ、「子供の未来応援基金」とも連動し、県民・市民運動を展開して協力体制を形成しつつ、地域の資源を活かした先行的なモデル事業を実施する場合に、これを支援する。

すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議の開催について

平成 27 年 8 月 28 日

内閣総理大臣決裁

1. すべての子どもの安心と希望の実現に向け、政府全体として関係省庁が連携して、効果的な児童虐待防止対策及びひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策を講じるため、すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議（以下「副大臣等会議」という。）を開催する。

2. 副大臣等会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官の指名する内閣官房副長官

構成員 少子化対策を担当する内閣府副大臣

共生社会政策を担当する内閣府副大臣

総務大臣の指名する総務副大臣

法務大臣の指名する法務副大臣

文部科学大臣の指名する文部科学副大臣

厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣

国土交通大臣の指名する国土交通副大臣

警察庁次長

3. 副大臣等会議の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、副大臣等会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

副大臣等会議の開催に伴い、児童虐待防止対策に関する副大臣等会議の開催について（平成 26 年 8 月 29 日内閣総理大臣決裁）は廃止し、これまで同会議において決定した事項については、副大臣等会議に引き継がれたものとみなす。

すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議 構成員

議長 世耕 弘成 内閣官房副長官

構成員 高鳥 修一 内閣府副大臣

土屋 正忠 総務副大臣

盛山 正仁 法務副大臣

義家 弘介 文部科学副大臣

とかしき なおみ 厚生労働副大臣

山本 順三 国土交通副大臣

坂口 正芳 警察庁次長